

宗像市地域防災計画

令和 8 年 6 月

宗像市防災会議

— 総 目 次 —

— 本 編 —

第 1 編 基本編・風水害対策編

第 2 編 地震・津波対策編

第 3 編 原子力災害対策編

第 4 編 事故対策編

— 資料編 —

宗像市地域防災計画

基本編・風水害対策編

令和8年6月

宗像市防災会議

第1章 総 則		
第1節 計画の目的・性格等	第1 目的	1-1
	第2 計画の性格	1-2
	第3 計画の構成	1-3
	第4 用語	1-3
第2節 風水害防災面から見た宗像市の特性・災害の想定	第1 市域の概況	1-4
	第2 市の気象災害の特色	1-8
	第3 災害の想定	1-13
第3節 防災関係機関等の業務大綱	第1 実施責任	1-15
	第2 処理すべき事務又は業務の大綱	1-16
	第3 市民及び企業等の基本的責務	1-30
第4節 防災ビジョン	第1 防災ビジョン	1-31
	第2 基本目標	1-32
第5節 計画の運用等	第1 平時の運用	1-40
	第2 災害時の運用	1-40
	第3 計画の周知	1-40
第6節 災害に関する調査研究の推進		1-41
第2章 災害予防計画		
第1節 防災基盤の強化	第1 治水の対策	2-1
	第2 土砂災害の防止	2-3
	第3 高潮等の対策	2-9
	第4 火災の予防	2-12
	第5 都市構造の防災化	2-14
	第6 建築物及び文化財等の災害予防	2-15
	第7 地下空間における浸水防止対策	2-17
	第8 一般通信施設の災害予防	2-17
	第9 電気施設、ガス施設の災害予防	2-17
	第10 上水道、下水道施設の災害予防	2-18
	第11 交通施設の災害予防	2-20
第2節 市民等の防災力の向上	第1 市民が行う防災対策	2-23
	第2 自主防災体制の整備	2-24
	第3 企業等防災対策の促進	2-27
	第4 防災知識の普及	2-29
	第5 防災訓練の充実	2-35
	第6 市民の心得	2-37
第3節 効果的な応急活動のための事前対策	第1 広域応援・受援体制の整備	2-40
	第2 防災体制・施設・資機材等の整備	2-42
	第3 災害救助法等の運用体制の整備	2-48
	第4 情報管理体制の整備	2-48
	第5 広報・広聴体制の整備	2-52

目 次

第2章 災害予防計画			
第3節 効果的な応急活動のための事前対策	第6 二次災害の防止体制の整備	2-54	
	第7 避難体制の整備	2-55	
	第8 交通・輸送体制の整備	2-66	
	第9 帰宅困難者支援体制の整備	2-68	
	第10 救出救助体制の整備	2-71	
	第11 医療救護体制の整備	2-71	
	第12 要配慮者安全確保体制の整備	2-74	
	第13 災害ボランティアの活動環境等の整備・連携体制の強化	2-81	
	第14 災害備蓄物資等の整備・供給	2-83	
	第15 住宅の確保体制の整備	2-89	
	第16 保健衛生・防疫体制の整備	2-90	
	第17 災害廃棄物処理体制の整備	2-90	
	第18 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防	2-92	
	第19 農業の災害予防	2-93	
	第20 複合災害の予防	2-93	
	第21 防災関係機関における業務継続計画	2-94	
	第22 文教対策の推進	2-94	
	第3章 災害応急対策計画		
	第1節 活動体制の確立	第1 職員の動員配備	3-1
		第2 警戒活動	3-4
		第3 災害対策本部の設置	3-4
		第4 災害対策本部の運営	3-5
第5 受援体制		3-13	
第6 自衛隊の災害派遣要請		3-15	
第7 応援要請		3-20	
第8 災害救助法の適用		3-24	
第9 要員の確保		3-26	
第10 災害ボランティアの受入・支援		3-28	
第2節 災害応急対策活動	第1 防災気象情報等の伝達	3-31	
	第2 被害情報等の収集伝達	3-42	
	第3 広報・広聴	3-49	
	第4 避難対策の実施	3-53	
	第5 水防対策の実施	3-75	
	第6 消防活動	3-75	
	第7 警備対策の実施	3-78	
	第8 孤立集落における災害応急対策	3-78	
	第9 救出活動	3-79	
	第10 医療救護	3-80	
	第11 飲料水の供給	3-83	

第3章 災害応急対策計画		
	第12 食料の供給	3-85
	第13 生活必需品等の供給	3-87
	第14 物資等の受入れ、仕分け等	3-89
	第15 交通対策の実施	3-89
	第16 緊急輸送の実施	3-94
	第17 保健衛生、防疫、環境対策	3-97
	第18 要配慮者の支援	3-101
	第19 安否情報の提供	3-106
	第20 遺体捜索、収容及び火葬	3-107
	第21 障害物の除去	3-111
	第22 文教対策の実施	3-112
	第23 住宅の確保	3-116
	第24 災害廃棄物等の処理	3-122
	第25 一般通信施設、放送施設の災害応急対策	3-125
	第26 電気施設、ガス施設の災害応急対策	3-126
	第27 上水道、下水道施設の災害応急対策	3-127
	第28 交通施設の災害応急対策	3-128
	第29 河川、ため池の災害応急対策	3-130
	第30 その他の公共施設の災害応急対策	3-130
	第31 土砂災害の応急対策	3-131
	第32 二次災害の防止	3-132
	第33 農林水産施設等の応急対策	3-133
	第34 災害緊急事態の布告及び特定最大規模の指定	3-136
第4章 災害復旧・復興計画		
第1節 災害復旧・災害復興の基本方針	第1 基本方針	4-1
	第2 災害復旧・復興計画の構成	4-2
	第3 災害復旧・復興本部の設置	4-2
第2節 災害復旧事業の推進	第1 復旧事業計画	4-3
	第2 激甚災害の指定	4-5
第3節 被災者等の生活再建等の支援	第1 罹災証明書の発行	4-8
	第2 被災者台帳の整備	4-12
	第3 生活相談等	4-13
	第4 男女の心身の健康に関する相談	4-14
	第5 雇用機会の確保	4-14
	第6 義援金品の受付及び配分等	4-15
	第7 生活資金の確保	4-15
	第8 郵便事業の特例措置	4-19
	第9 租税の徴収猶予、減免等	4-19
	第10 災害弔慰金等の支給等	4-20
	第11 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発	4-20

－ 目 次 －

第4章 災害復旧・復興計画		
第3節 被災者等の生活再建等の支援	第12 住宅復興資金等の融資	4-21
	第13 災害公営住宅の建設等	4-21
第4節 経済復興の支援	第1 中小企業者への支援	4-22
	第2 農林業者への支援	4-22
第5節 復興計画	第1 復興計画作成の体制づくり	4-23
	第2 復興に対する合意形成	4-24
	第3 復興計画の推進	4-24

第1章 総 則

- 第 1 節 計画の目的・性格等
- 第 2 節 風水害防災面から見た宗像市の特性・災害の想定
- 第 3 節 防災関係機関等の業務大綱
- 第 4 節 防災ビジョン
- 第 5 節 計画の運用等
- 第 6 節 災害に関する調査研究の推進

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に係る各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）等について明らかにするものである。

【余 白】

第1節 計画の目的・性格等

第1 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び宗像市防災会議条例（平成18年条例第15号）第2条の規定に基づき、宗像市防災会議が作成する計画である。

本計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として宗像市防災会議が定めたものであり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と市民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

計画の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえば被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行う。

- 一 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、県及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、市民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。
- 七 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

計画の推進にあたっては、防災ビジョンの設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行う。また、市民の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画

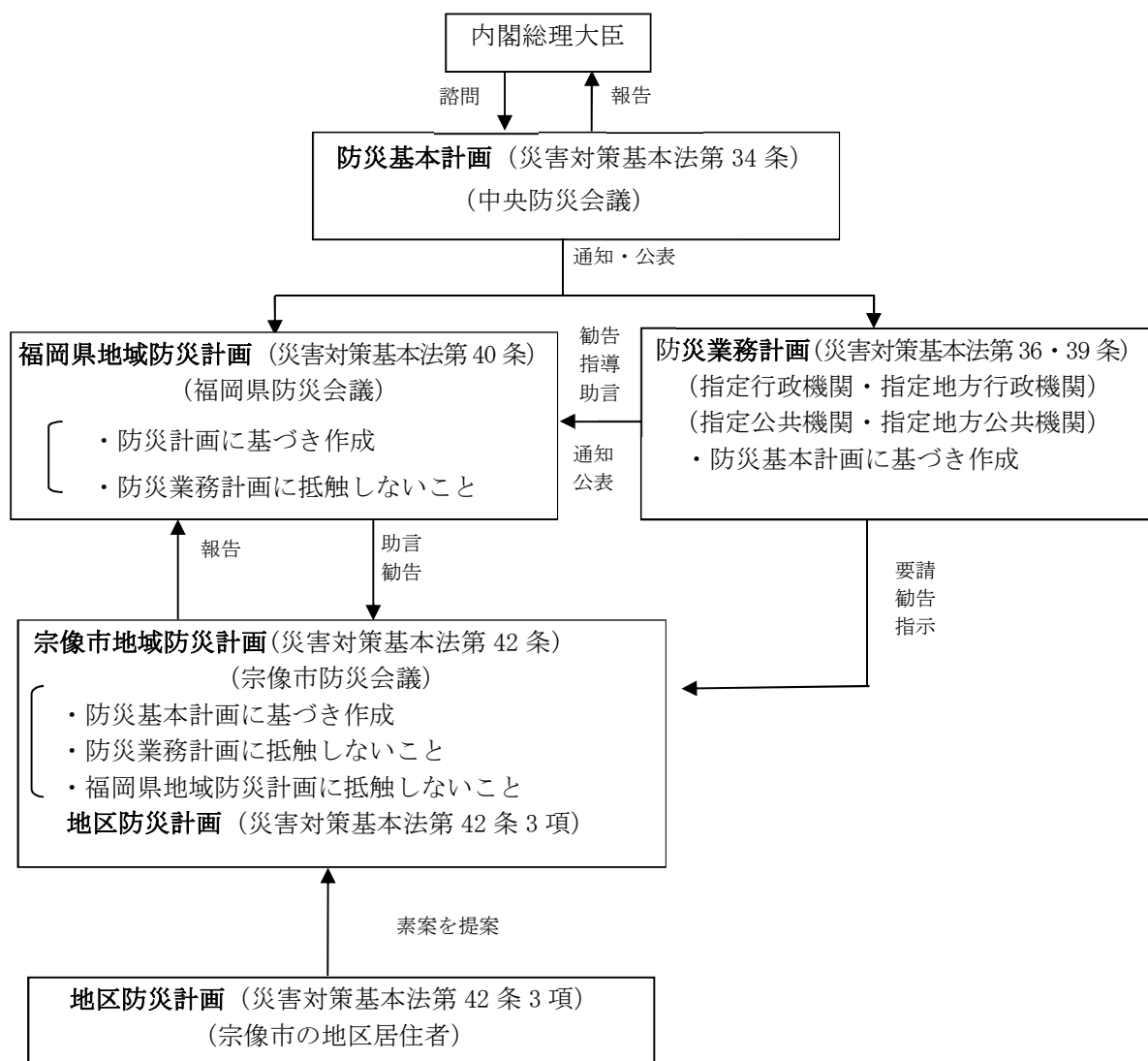
その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、市防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人、外国人などの参画を拡大する。

第2 計画の性格

本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画に基づき、福岡県地域防災計画に抵触しない地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを宗像市防災会議において修正する。



第3 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりとする。

第1章 総則	第1節 計画の目的・性格等 第2節 風水害防災面からみた宗像市の特性・災害の想定 第3節 防災関係機関等の業務大綱 第4節 防災ビジョン 第5節 計画の運用等 第6節 災害に関する調査研究の推進
第2章 災害予防計画	第1節 防災基盤の強化 第2節 市民等の防災力の向上 第3節 効果的な応急活動のための事前対策
第3章 災害応急対策計画	第1節 活動体制の確立 第2節 災害応急対策活動
第4章 災害復旧・復興計画	第1節 災害復旧・災害復興の基本方針 第2節 災害復旧事業の推進 第3節 被災者等の生活再建等の支援 第4節 経済復興の支援 第5節 復興計画

第4 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法……………災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法……………災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県地域防災計画……………災害対策基本法第40条に基づき、福岡県防災会議が策定する福岡県地域防災計画をいう。
- 4 市地域防災計画……………災害対策基本法第42条に基づき、宗像市防災会議が策定する宗像市地域防災計画をいう。
- 5 本部長……………宗像市災害対策本部長をいう。
- 6 要配慮者……………高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、旅行者等の防災施策において特に配慮を要する者
- 7 避難行動要支援者……………要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第2節 風水害防災面から見た宗像市の特性・災害の想定

第1 市域の概況

1 自然的条件

(1) 位置、面積、地勢

宗像市は、福岡県北部の福岡市・北九州市の両政令都市のほぼ中間に位置し、離島を除くと東西 14.8km、南北 15.4km にわたっており、面積は 119.91km²（市域）で、福津市及び宮若市、遠賀郡、鞍手郡に隣接している。離島は、市の北西約 7km の沖合に位置する筑前海域最大の島である大島（7.21km²）、その大島からさらに北西約 49km 沖合の沖ノ島（無人；0.97km²）、鐘崎から約 2km 沖合の地島（1.62km²）、神湊から約 0.40km 沖合の勝島（無人；0.21km²）の 4 島からなっている。

(2) 地形、地質

三郡山地の北端に位置し、地形は周囲を標高 300m 前後の山地・丘陵に囲まれ、盆地地形をなし、盆地の北側は玄界灘に開けている。

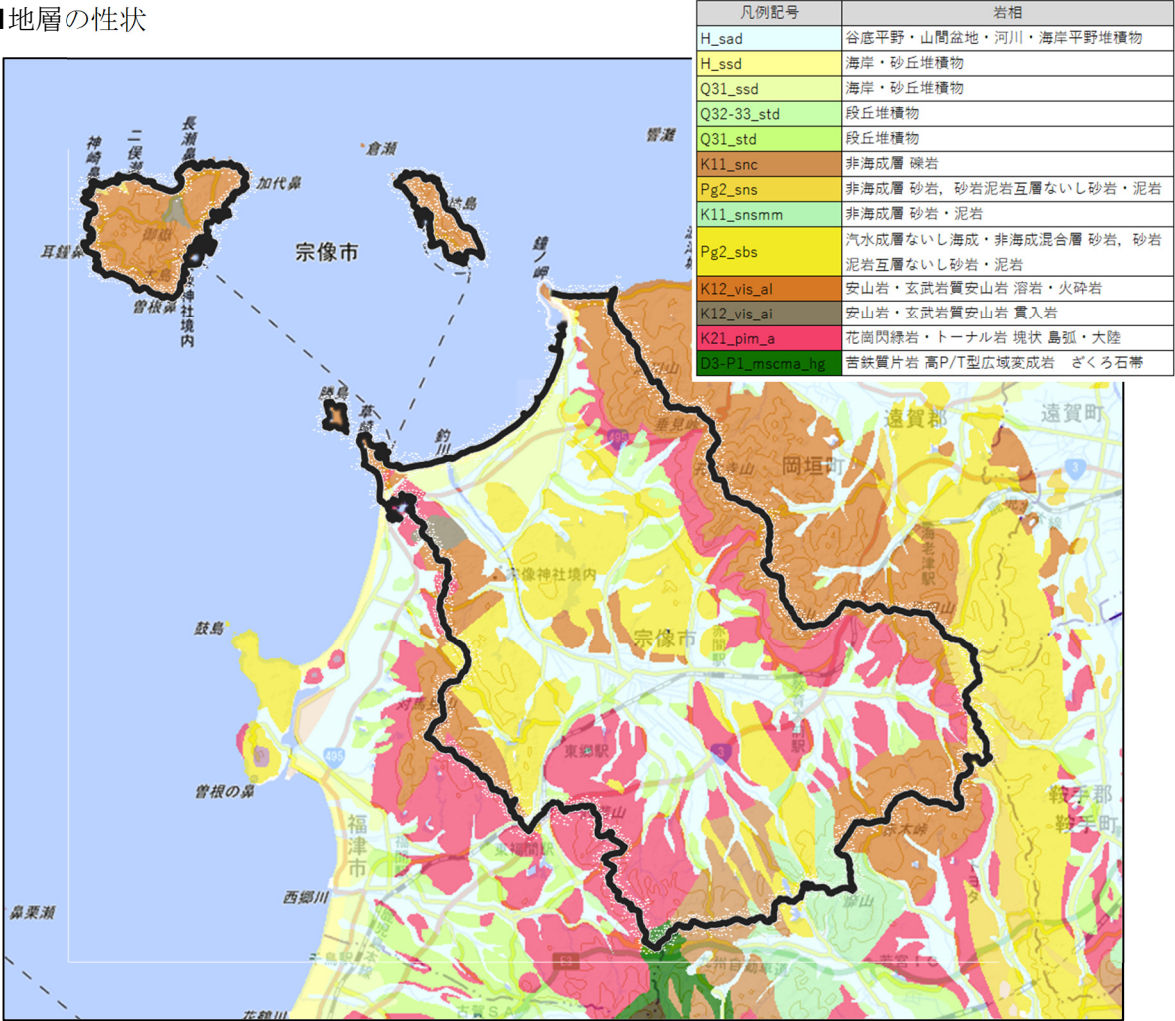
これらの山地を源として高瀬川、朝町川、山田川、横山川、大井川、八並川及び樽見川等の小河川が流れ、盆地のほぼ中央付近で本流の釣川に合流し、東から西へ向けて流れ、玄界灘に注いでいる。

湖沼は、多礼ダム、吉田ダム、大井貯水池（旧大井ダム）の人造湖が主なもので、他に小さなため池が点在する。

大島、地島、沖ノ島は、丘陵・山岳地帯が多く、海岸線は急崖をなす箇所が多い。

地質は、古生代、変成岩類（泥質片岩、緑色片岩）、中生代、白亜紀の関門層群（下関亜層群、脇野亜層群）、花崗閃緑岩、ひん岩、新生代、第三紀の古第三紀層、新第三紀層、溶結火砕岩、新生代、第四紀の段丘堆積層、崖錐堆積層、砂丘堆積層、沖積層、河床堆積層よりなる。

■地層の性状



(3) 気象

本市の気候は、日本海型気候を示し、平均気温は16℃前後で温暖である。

また、総降水量は過去10箇年では年平均1,700mm程度で、雪は年平均で2日と少ない。

一方、観測史上1～5位の値をみると日降水量が令和7年8月10日に308.0mm、日最大10分間降水量が令和5年7月30日及び令和7年8月10日に25.5mmを記録する等、近年では7月下旬から8月上旬にかけて、記録的な大雨に見舞われる傾向にある。

■本市の気象（過去10箇年）年	気温（℃）			総降水量（mm）
	平均	最高（平均）	最低（平均）	
H28(2016)	16.9	21.1	12.9	2152
H29(2017)	16.2	20.5	12.0	1352
H30(2018)	16.3	20.7	12.0	1644
R1(2019)	16.6	21.1	12.3	1456
R2(2020)	16.5	20.8	12.2	1991
R3(2021)	16.7	21.4	12.4	1768
R4(2022)	16.4	21.0	12.0	1071

R5(2023)	16.9	21.7	12.5	1719
R6(2024)	17.6	21.8	13.6	1927
R7(2025)	16.9	21.5	12.6	1787

出典：気温、総降水量は、福岡管区気象台「福岡県気象月報」

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）【宗像（福岡県）】

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	308.0 (2025/8/10)	234.5 (2009/7/24)	196 (1980/7/1)	191 (2018/7/6)	181.5 (2025/8/11)	1976/1～ 2026/3
日最大10分間降水量 (mm)	25.5 (2025/8/10)	25.5 (2023/7/30)	21.5 (2019/7/18)	21.5 (2009/7/24)	20.5 (2025/8/9)	2009/2～ 2026/3
日最大1時間降水量 (mm)	76.5 (2025/8/10)	68 (1991/9/14)	65.5 (2024/7/1)	62 (2021/8/8)	62 (2012/7/3)	1976/1～ 2026/3
月降水量の多い方から (mm)	797 (1980/7)	714 (2020/7)	693 (2021/8)	691 (2003/7)	661.5 (2025/8)	1976/1～ 2026/3
年降水量の多い方から (mm)	2627 (1980)	2251 (1985)	2151.5 (2016)	2058 (1993)	2048 (2006)	1976年～ 2025年
日最大風速・風向	17 東北東 (2006/9/17)	17 東 (2005/9/6)	16 北東 (2024/10/20)	16 北西 (2004/8/30)	16 西北西 (1991/9/27)	1977/2～ 2026/3
日最大瞬間風速・風向 (mm)	29.3 西南西 (2023/7/30)	29.3 東北東 (2022/9/18)	29.3 東北東 (2015/8/25)	27.1 南東 (2020/9/2)	26.6 南 (2020/9/7)	2009/2～ 2026/3

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口、世帯数（令和8年4月末日現在）は、96,646人、46,047世帯である。

人口は、近年横ばいとなっている。

世帯数は、核家族化の進行のため、継続的に増加傾向にある。

65歳以上の老年人口（29,866人）は、全体の30.9%を占め、高齢化社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。

■宗像市の人口・世帯数 令和8年4月現在

人口	96,646人
世帯数	46,047世帯
高齢化率	30.9%

出典：住民基本台帳

■宗像市の人口推移

年	世帯	総数	男	女	増加数	増加率	1世帯あたり
昭和 30 年	6,392	34,942	17,099	17,843			5.47
昭和 35 年	6,589	33,537	16,335	17,202	Δ 1,405	Δ 0.04	5.09
昭和 40 年	7,455	34,029	16,519	17,510	492	0.01	4.56
昭和 45 年	10,551	40,309	19,617	20,692	6,280	0.18	3.82
昭和 50 年	16,060	56,194	27,365	28,829	15,885	0.39	3.50
昭和 55 年	19,926	66,985	32,658	34,327	10,791	0.19	3.36
昭和 60 年	21,800	71,389	34,720	36,669	4,404	0.07	3.27
平成 2 年	24,796	78,197	37,343	40,854	6,808	0.10	3.15
平成 7 年	29,027	86,938	41,106	45,832	8,741	0.11	3.00
平成 12 年	32,550	92,056	43,609	48,447	5,118	0.06	2.83
平成 17 年	34,914	94,148	44,459	49,689	2,092	0.02	2.70
平成 22 年	37,037	95,501	44,930	50,571	1,353	0.01	2.58
平成 27 年	38,995	96,516	45,944	50,572	1,015	0.01	2.48
令和 2 年	41,038	97,095	46,143	50,952	579	0.006	2.37

出典：国勢調査

(2) 土地利用の状況、変遷

本市の土地利用変遷の状況より、従来、水田・山林として利用されていた土地が、徐々に宅地・畑に変化していく傾向が読み取れる。

これは、市街地の進展とともに洪水調整の機能を持っていた水田や、保水機能をもっていた山林等の減少につながり、河川自体の治水能力は強化されてきているものの、内水の浸水に対して危険度が増していることを示している。

■土地利用変遷の状況

(単位：%)

土地利用区分	昭和 45 年 (1970 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 26 年 (2014 年)	令和 3 年 (2021 年)
田	20.4	16.9	14.8	14.6	14.4
畑	9.9	9.7	8.2	8.0	7.6
宅地	4.1	9.3	11.5	11.6	11.8
山林・原野	35.8	35.6	33.0	28.2	32.3
雑種地・その他	29.9	28.5	32.6	37.7	33.9

出典：福岡県統計データ「市町村別民有地面積」から算定

第2 市の気象災害の特色

1 災害履歴

近年、宗像市に被害を与える風水害としては、台風と集中豪雨によるものが多い。梅雨前線に伴う豪雨は河川の氾濫を引き起こし、台風はさらに風による災害を伴う。宗像市においては台風より集中豪雨による災害が多く発生している。

釣川の氾濫による水害、がけ崩れ等の土砂災害が発生しており、河川整備が行われる昭和中期頃以前は、豪雨時には釣川沿いの耕作地に氾濫していたが、人家等がない為、大きな被害は発生しなかったものと考えられる。その後、人口増加に伴い河川沿いの低地にも宅地が進出してきているが、釣川の河川改修整備が進められ、現在のところ釣川の氾濫にいたるような大規模な水害は発生していない。しかし、釣川に流入する小河川において氾濫が発生し、豪雨のたびに浸水被害が発生している。

土砂災害については、昭和28年災害、昭和34年災害時の死者の原因となっているように、集落背後の山地が崩れると人的被害を伴う規模の大きな災害となる場合が多い。宅地開発が進む昭和40年代以降、山地と住宅地の接近がすすむ状況で大規模な土砂災害が発生していないのは幸いと考えられる。

この他、まれにはあるが竜巻による被害が発生している。

■宗像市における主な災害履歴

時代	西暦	年号	月日	災害区分	出来事
江戸時代	1720	享保5年	6/21	豪雨	宗像地方で大洪水
	1755	宝暦5年	8/24	その他	大風吹く、宗像・鞍手・遠賀・上座・下座・夜須・御笠・嘉麻・穂波被害甚大、潰家2,830戸、死者43人、斃牛19頭、倒木15,000本。
	1828	文政11年	8/9	台風	台風、曲材・名残村では家屋倒壊、倒木、死者あり。
			8/24	その他	希代の大風で大被害、転家・倒木著し。
			8/29	台風	「希代の台風」、多くの家屋が崩壊。
	1840	天保11年	6/9	豪雨	古今曾有の洪水、郡中で20箇所余り土手切れ。稲元・曲り・光岡・久原・東郷・田熊・両西郷・久末・川筋大破損、洗崩田数凡200町、当上納容赦になる。
	1850	嘉永3年	6/1	豪雨	宗像地方に大洪水、大暴風雨、宗像地方困窮し救援米8,420包を受ける。
明治時代	1893	明治26年	9/4～6	豪雨	未曾有の大雨洪水、村民困窮、暴風烈雨、家屋倒壊、草木枯死すると過去帳にある。ただし、旧暦である。
時代 大正	1912	大正元年	9/23	豪雨	大暴風雨で関釜連絡船が沈没。
	1914	大正3年	9/24	豪雨	大暴風雨のために、県下の漁船127隻

					が行方不明となった。
	1918	大正7年	7/10	豪雨	未曾有の大雨洪水、村民困窮、暴風烈雨、家屋倒壊、草木枯死すると過去帳にある。ただし、旧暦である。
昭和時代	1927	昭和2年	7/7	豪雨	豪雨のため鹿児島本線東郷一福間間と赤間一海老津間のトンネルが一時不通。
	1930	昭和5年	7/8	台風	大台風によって県下の死者61人、負傷者266人、行方不明者26人
	1930	昭和5年	7/18	豪雨	暴風雨で宗像郡では47戸全壊、宮崎八行宮の拝殿も倒れる。
	1935	昭和10年	6/26～ 7/2	豪雨	県下到大豪雨があった。死者124人、家屋流出222戸、半壊408戸、洪水73,88戸となっている。
	1936	昭和11年	7/22～23	台風	台風による県下の死者92人、家屋全壊435戸、半壊370戸、その他の被害があった。
	1941	昭和16年	6/25～29	豪雨	26日、学校帰りの女子学生が濁流に吞まれ死亡。28日18時30分頃、川端橋が流出し、吉田岬方面の交通は途絶。大洪水による福岡県下の被害は、死者55人、橋の流失137箇所、家屋の流出崩壊647戸、浸水家屋41,904戸である。
	1945	昭和20年	9/16～17	台風	枕崎台風（昭和の三大台風）があり、最大風速は27.8m（宮崎県細島で最大瞬間風速75.5m/sを記録）で県下に被害を与えた。
	1949	昭和24年	8/17	台風	ジュディウス台風で河東は冠水のため船で連絡。
	1950	昭和25年	9/13～14	台風	キジア台風があり、最大風速は27.2mで県下に被害を与えた。
	1951	昭和26年	10/14	台風	ルース台風があつて、最大風速は32.5mという福岡地方を襲った最大級の台風であつた。
	1953	昭和28年	6/25～29	豪雨	豪雨による福岡県下の被害は、死者212人、橋の流出1,001箇所、家屋の流出崩壊3,182戸、浸水家屋210,932戸である。
			6/26	豪雨	麦の収穫期であつた為、麦の被害が多くみられた。

	1955	昭和 30 年	9/29～30	台風	台風 22 号が来襲し、県下に被害を与えた。
	1956	昭和 31 年	8・9 月	台風	台風 9・12・15 号があり、台風 12 号は最大風速 30.2m の大型で県下に被害を与えた。
	1959	昭和 34 年	7/12～16	豪雨	志賀島から玄界灘沿いに北上した集中豪雨で、福岡県下で大雨地滑りが多く、宗像地方も大島も被害甚大であった。釣川堤防（県道）が2箇所決潰、大島では死者4人を出す惨事となった。 前夜から降り続いた豪雨は、大島中学校の観測では392mmに達した。大島村ではかつてない降雨量である。村民一同、あまりの降り方に驚き、夜も眠れない恐ろしさであった。 14日も東の空が明けそめる頃、急を告げるサイレンが、豪雨の音と共に響きわたった。雨は天の底が抜けたほど、大量の音をたてて降っていた。安昌院の60段からある石段を、一面に切れ目もなく、滝の落ちるように、大河のように水が流れていたとのこと。
	1961	昭和 36 年	9/16	台風	第二室戸台風があった。
	1963	昭和 38 年	6/29～ 7/3	豪雨	大雨洪水で県下に被害を与えた。
	1966	昭和 41 年	7/1	豪雨	豪雨のため城山峠で土砂崩れ、国鉄・国道3号・電話等マヒ。
	1977	昭和 52 年	6/10	豪雨	大雨が降り、宗像地方の最大降雨量は1日170mmであった。低気圧と前線によるもの。
	1978	昭和 53 年	9/14～15	台風	台風 18 号来襲した。最大風速は 24.4m であった。
	1981	昭和 56 年	7/7	豪雨	豪雨で東郷の旧国道3号線が冠水し一時通行止め。
	1986	昭和 61 年	7 月	豪雨	田久地区で家屋の浸水被害。
平成時代	1995	平成 7 年	7 月	豪雨	田久地区で家屋の浸水被害。
	1997	平成 9 年	7/8	豪雨	田久地区の店舗で浸水被害。
	1998	平成 10 年	5/10～12	豪雨	田熊・河東・曲地区でがけ崩れが発生。家屋には被害なし。

	1999	平成 11 年	6/29	豪雨	家屋の浸水、がけ崩れが発生。
	2001	平成 13 年	6/19	台風 6 号	田熊地区等の数箇所道路の冠水。
			6/23～25	豪雨	土砂崩れ、道路の崩落の発生。
	2003	平成 15 年	7/18～20	豪雨	田久・土穴地区で床下浸水、土砂崩れが発生。
	2004	平成 16 年	10/20	台風 23 号	自由ヶ丘地区でがけ崩れ。また、窓ガラスの破片で負傷者あり。
	2005	平成 17 年	9/5	台風 14 号	農作物、地島漁港防波堤が被災。
	2006	平成 18 年	6/23	豪雨	住家被害（20 棟床下浸水）、道路冠水、がけ崩れあり。
	2009	平成 21 年	7/24	豪雨	田久地区ほか数箇所で浸水被害、道路冠水。断水 18,300 世帯。
	2013	平成 25 年	7/3～4	豪雨	住家被害（3 棟床下浸水）、道路冠水あり。
	2014	平成 26 年	7/2～3	豪雨	住家被害（1 棟床下浸水）、道路冠水、がけ崩れあり。
	2015	平成 27 年	8/24～26	台風 15 号	住家被害（1 棟床下浸水）。道路冠水あり。
令和 時代	2018	平成 30 年	7/5～9	豪雨	住家被害（1 棟床下浸水）、道路冠水、がけ崩れあり。
	2024	令和 6 年	7/1～2	豪雨	住家被害（3 棟床下浸水）、道路冠水あり。
	2025	令和 7 年	8/9～12	豪雨	線状降水帯発生による記録的な豪雨により甚大な被害発生。人的被害（軽傷 1 件）のほか、住家被害、道路冠水及びがけ崩れ等が市内各地で多数発生。

出典：宗像市発行「宗像市史」平成 6 年 3 月 31 日、玄海町発行「玄海町誌」昭和 60 年 11 月 30 日
 大島村発行「大島村史」昭和 60 年 3 月、宗像市防災アセスメント調査（平成 17 年 3 月）
 市資料「7 月 24 日からの大雨による被害概況（平成 21 年 8 月 31 日 9 時現在）」福岡県「災害年報」（平成 25 年～27 年）

2 災害特性

本市において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）（災害危険箇所一覧）によると、以下のとおりである。

■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所		箇所数・面積
水害	重要水防箇所（河川）		8 箇所
	災害危険河川区域		108 箇所
	重要水防箇所（海岸）		2 箇所
	浸水危険地区		—km ²
土砂災害	土砂災害（特別） 警戒区域	土石流	167（内 151）区域
		急傾斜地の崩壊	680（内 628）区域
		地すべり	2（内 0）区域
	砂防指定地		36 箇所
	土石流危険溪流		100 箇所
	地すべり防止区域		1 箇所
	地すべり危険箇所		3 箇所
	急傾斜地崩壊危険区域		25 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）		230 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）		235 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）		34 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅱ）		21 箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）		2 箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）		56 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）		48 箇所
	地すべり防止区域（林野庁所管）		1 箇所
	地すべり危険地区（民有林）		2 箇所
その他	道路危険箇所		83 箇所
	防災重点ため池		188 箇所
	ため池及び頭首工改修箇所		17 箇所

出典：福岡県地域防災計画 資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）（令和5年8月修正）

第3 災害の想定

風水害は台風や集中豪雨の集中豪雨を誘因としておける災害が多く、本市における災害履歴を見ても例外ではない。本計画の策定にあたっては、本市の特性及び過去の災害履歴等を考慮し、以下の風水害を想定する。

1 洪水による浸水害

県は、水防法第14条の規定により、本市に係る二級河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。

本市は、水防法第15条の3の規定により、県が指定した洪水浸水想定区域を宗像市防災マップ（令和6年3月制作）に掲載したことから、洪水による浸水害は洪水浸水想定区域により想定する。

■宗像市に係る洪水浸水想定区域の指定状況

対象河川	作成主体と作成年月	指定の前提となる降雨 (想定最大規模)	家屋倒壊等 氾濫想定区域
釣川水系釣川、八並川、山田川 (水位周知河川)	福岡県 平成30年4月	釣川流域の6時間の 総雨量543mm	○
釣川水系櫛見川、吉田川、阿久住川、四十里川、横山川、大井川、朝町川、高瀬川	福岡県 令和4年5月	釣川流域の24時間の 総雨量992mm	

2 高潮による浸水害

県は、水防法第14条の3の規定により、豊前豊後沿岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模の高潮により、当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定している。

本市は、水防法第15条の3の規定により、県が指定した高潮浸水想定区域を、宗像市防災マップ（令和6年3月作成）に掲載したことから、高潮による浸水害は高潮浸水想定区域により想定する。

■宗像市に係る高潮浸水想定区域の指定状況

対象海岸	作成主体と作成年月	指定の前提となる台風 (想定最大規模)
玄界灘沿岸	福岡県 平成30年3月	既往最大規模の室戸台風 (1934年、最大900hPa)

3 土砂災害

本市は、山地や丘陵地が多いという地形・地質的な要因と、生活の変化に伴う開発行為等の社会的要因から、土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりの土砂災害の危険が存在している。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）第7条の規定により、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として土砂災害警戒区域を指定している。

また、同法第9条の規定により、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として土砂災害特別警戒区域として指定している。

宗像市において、県が指定した土砂災害警戒区域等は、以下のとおりである。

本市は、土砂法第8条の3の規定により、県が指定した土砂災害警戒区域等を、宗像市防災マップ（令和6年3月制作）に掲載したことから、土砂災害による被害は土砂災害警戒区域等により想定する。

■宗像市における土砂災害警戒区域等の指定状況

（令和6年12月24日現在）

区分	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	合計
警戒区域	167	680	2	849
特別警戒区域	151	625	0	776

4 内水による浸水害

本市は、市の中央を築堤河川の釣川が貫流し、これに複数の支川が流入している地形特性から、釣川沿川の堤内地では内水被害が頻発している。

本市は、令和6年1月に想定最大規模降雨（降雨強度 153mm/h）による内水の浸水が想定される区域を内水浸水想定区域として指定し、宗像市防災マップ（令和6年3月制作）に掲載したことから、内水による浸水害は内水浸水想定区域により想定する。

第3節 防災関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図る等、実践的な訓練・計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

宗像市を管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりである。

第1 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要としたりするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

■風水害、地震災害、その他災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗 像 市	(災害予防) ① 市防災会議に係る事務に関すること ② 市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ⑨ 給水体制の整備に関すること ⑩ 管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること ⑪ 市民の自発的な防災活動の促進に関すること ⑫ 災害危険区域の把握に関すること ⑬ 各種災害予防事業の推進に関すること ⑭ 防災知識の普及・啓発に関すること ⑮ 防災まちづくりに関すること ⑯ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ⑰ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑱ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること ⑲ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること ⑳ 帰宅困難者対策の推進に関すること (災害応急対策) ① 水防・消防等応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ 避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること ④ 災害時における文教、保健衛生に関すること ⑤ 災害広報及び被災者からの相談に関すること ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること ⑦ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ⑧ 復旧資機材の確保に関すること ⑨ 生活必需品、応急食料品等の確保に関すること ⑩ 災害対策要員の確保・動員に関すること ⑪ 災害時における交通、輸送の確保に関すること ⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗 像 市	⑬ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ⑭ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑮ 罹災証明等に関すること ⑯ 被災者台帳の作成に関すること ⑰ 清掃に関すること ⑱ 所管施設の被災状況調査に関すること (災害復旧) ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ② ライフライン等の災害復旧に関すること ③ 義援金品の受領、配分に関すること ④ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること ⑤ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること

2 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像地区消防本部	(災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること ② 消防力の維持向上に関すること ③ 市と共同での地域防災力の向上に関すること ④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑤ 防災知識の普及に関すること ⑥ 消防応援協定の締結に関すること (災害応急対策) ① 災害に関する情報収集、伝達に関すること ② 風水害、火災等の警戒、防御に関すること ③ 消防活動に関すること ④ 救助・救急活動に関すること ⑤ 避難活動に関すること ⑥ 行方不明者の調査に関すること ⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること

3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像市消防団	(災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること ② 団員の能力の維持・向上に関すること ③ 市及び宗像地区消防本部が行う防災対策への協力に関すること (災害応急対策) ① 風水害、火災等の警戒、防御に関すること

第1章 総則/第3節 防災関係機関等の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像市消防団	② 消防活動に関すること ③ 救助・救急活動に関すること ④ 避難活動に関すること ⑤ 行方不明者の捜索に関すること ⑥ 市及び宗像地区消防本部が行う防災対策への協力に関すること

4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (コミュニティ運営協議会) (自治会) (隣組等)	(災害予防) ① 各種災害に関する知識の涵養 ② 応急対応機材の備蓄 (災害応急対策) ① 地域住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動 ② 出火防止及び初期消火 ③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力 ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運營業務等の協力 ⑤ その他応急対策全般

5 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	(災害予防) ① 福岡県防災会議に係る事務に関すること ② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ⑨ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること ⑩ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑪ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ⑫ 防災知識の普及に関すること ⑬ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ⑭ 消防応援活動調整本部に関すること ⑮ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑯ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	⑰ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること ⑱ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること ⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること (災害応急対策) ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ⑨ 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関すること ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ⑫ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑬ 福岡県所管施設の被災状況調査に関すること ⑭ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること (災害復旧) ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ② 物価の安定に関すること ③ 義援金品の受領、配分に関すること ④ 災害復旧資材の確保に関すること ⑤ 災害融資等に関すること

6 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県宗像警察署	(災害予防) ① 災害警備計画に関すること ② 警察通信確保に関すること ③ 関係機関との連絡協調に関すること ④ 災害装備資機材の整備に関すること ⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑦ 防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ① 災害情報の収集及び伝達に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県宗像警察署	② 被害実態の把握に関すること ③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ④ 行方不明者の捜索に関すること ⑤ 危険箇所の警戒及び地域住民に対する避難指示、誘導に関すること ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ⑩ 広報活動に関すること ⑪ 遺体の死因・身元の調査等に関すること

7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(災害予防) ① 警備計画等の指導に関すること (災害応急対策) ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ② 広域的な交通規制の指導調整に関すること ③ 他の管区警察局との連携に関すること ④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ⑤ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ⑥ 警察通信の運用に関すること ⑦ 津波警報等の伝達に関すること
福岡財務支局	(災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること (災害復旧) ① 地方公共団体に対する災害融資に関すること ② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	(災害応急対策) ① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	(災害予防) ① 米穀の備蓄に関すること ② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること (災害応急対策) ① 応急用食料の調達・供給に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州農政局	② 農業関係被害の調査・報告に関すること ③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること ④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること (災害復旧) ① 被害農業者等に対する融資等に関すること ② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること ③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること ⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ⑥ 技術者の応援派遣等に関すること
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(災害予防) ① 国有保安林・治山施設の整備に関すること ② 林野火災予防体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 林野火災対策の実施に関すること ② 災害対策用材の供給に関すること (災害復旧) ① 復旧対策用材の供給に関すること
九州経済産業局	(災害予防) ① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること (災害応急対策) ① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること ② 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関すること ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること (災害復旧) ① 生活必需品・復旧資機材等の供給の円滑な確保に関すること ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
九州産業保安監督部	(災害予防) ① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること (災害応急対策) ① 鉱山における応急対策の監督指導に関すること ② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること
九州運輸局 (福岡運輸支局)	(災害予防) ① 交通施設及び設備の整備に関すること ② 宿泊施設等の防災設備に関すること (災害応急対策) ① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州運輸局 (福岡運輸支局)	② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること ③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること ④ 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に関すること ⑤ 緊急輸送命令に関すること
大阪航空局 (福岡空港事務所及び北九州空港事務所)	(災害予防) ① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること ② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること ② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
第七管区海上保安本部	(災害予防) ① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること ② 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること (災害応急対策) ① 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること ② 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること ③ 人員及び救援物資の緊急海上輸送に関すること ④ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること ⑤ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること
福岡管区气象台	(災害予防・災害応急対策) ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ④ 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
九州総合通信局	(災害予防) ① 非常通信体制の整備に関すること ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び発電機の貸し出しに関すること (災害応急対策) ① 災害時における電気通信の確保に関すること ② 非常通信の統制、管理に関すること ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	(災害予防) ① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡労働局	揚に関すること (災害応急対策) ① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること (災害復旧) ① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 (災害予防) ① 気象観測通報についての協力に関すること ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること ③ 災害危険区域の選定又は指導に関すること ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること ⑤ 雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること ⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること ② 水防活動の指導に関すること ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ④ 災害広報に関すること ⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること ⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること ⑦ 海上の流出油に対する防除措置に関すること ⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ⑨ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること ⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること ⑫ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること (災害復旧) ① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること ② 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第四師団)	(災害予防) ① 災害派遣計画の策定に関すること ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること (災害応急対策) ① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

9 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	(災害予防) ① 鉄道施設の防火管理に関すること ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること (災害復旧) ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
NTT西日本株式会社 (九州支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTトコモ (九州支社) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	(災害予防) ① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること (災害応急対策) ① 津波警報、気象警報の伝達に関すること ② 災害時における重要通信に関すること ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) ① 災害医療体制の整備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること (災害応急対策) ① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会 (福岡放送局)	② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路株式会社	(災害予防) ① 管理道路の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 管理道路の疎通の確保・整備に関すること (災害復旧) ① 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社 (福岡支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(災害予防) ① 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	(災害予防) ① 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
西部ガス株式会社	(災害予防) ① ガス施設の整備と防災管理に関すること ② 導管の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時におけるガスの供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便株式会社 (九州支社)	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保

10 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社	(災害予防) ① 鉄道施設の防火管理に関すること ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること (災害復旧) ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
福岡国際空港株式会社	(災害予防) ① 空港機能維持のための予防に関すること ② 空港施設・設備の応急点検体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保に関すること (災害復旧) ① 被災空港施設・設備の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人福岡県トラック協会	(災害予防) ① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 緊急・救援物資の輸送協力に関すること
一般社団法人福岡県LPガス協会	(災害予防) ① LPガス施設の整備と防災管理に関すること ② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人福岡県医師会	(災害予防・災害応急対策) ① 災害時における医療救護の活動に関すること ② 負傷者に対する医療活動に関すること ③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関すること
公益社団法人福岡県獣医師会	(災害予防)・(災害応急対策) ① 災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関すること
公益社団法人福岡県歯科医師会	(災害予防) ① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人 福岡県歯科医師会	(災害応急対策) ① 災害時の歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人 福岡県看護協会	(災害予防) ① 災害看護についての研修や訓練に関すること (災害応急対策) ① 要配慮者への支援に関すること ② 避難所等における看護活動に関すること ③ 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること
公益社団法人 福岡県薬剤師会	(災害予防) ① 患者への啓発(疾病・使用医薬品等の情報把握)に関すること (災害応急対策) ① 災害医療救護活動に関すること ② 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する こと ③ 医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)に関すること ④ 避難所等での被災者支援(服薬指導等)に関すること ⑤ その他公衆衛生活動に関すること
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 一般社団法人 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞社福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における報道の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予警報等の報道周知に関すること ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ③ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
戸畑共同火力株式会社	(災害応急対策) ① 災害時の電力供給の確保に関すること
RKB毎日放送株式会社 テレビ西日本株式会社 九州朝日放送株式会社 福岡放送株式会社 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社CROSS FM ラフエフエム国際放送株式会社	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人 福岡県水難救済会	(災害応急対策) ① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	(災害予防) ① 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること ② 職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること (災害応急対策) ① 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること ② 災害ボランティアの活動体制強化に関すること ③ 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること

1.1 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
玄界環境組合 宗像地区事務組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策

1.2 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 宗像医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動 ② 遺体の検案 ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会	(災害応急対策) ① 災害時のボランティアの受入れ ② 要配慮者への救助及び生活支援活動の協力
宗像漁業同組合	(災害応急対策) ① 被災組合員に対する融資又はその斡旋 ② 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 ③ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ④ 救助活動への協力 ⑤ 漁船の避難指示、誘導 ⑥ 水産施設及び水産資源の被害状況調査への協力 ⑦ 水位の観測 ⑧ 海難予防知識の普及・啓発
日本赤十字 九州国際看護大学	(災害応急対策) ① 被災者の看護・救護の協力
宗像市内郵便局	(災害応急対策) ① 「災害時における相互協力に関する覚書」に基づく協力
一般社団法人 宗像歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 宗像歯科医師会	② 遺体の検案の協力 ③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
一般社団法人 宗像薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 ② 医薬品の調達、供給 ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における負傷者の医療、助産、救助
一般社団法人 福岡県助産師会 宗像地区	(災害応急対策) ① 助産活動
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護
危険物施設等管理者	(災害予防) ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備
農事組合法人 宗像農業協同組合	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
特別認可法人 宗像市商工会	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 災害時における物価安定の協力 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋
建設事業者団体	(災害応急対策) ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 ② 倒壊住宅等の撤去の協力 ③ 応急仮設住宅の建設の協力 ④ その他災害時における復旧活動の協力 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整
公共社団法人 福岡県防犯協会連合会 宗像地区防犯協会	(災害応急対策) ① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力 ③ その他災害応急対策の業務の協力
金融機関	(災害応急対策) ① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
J C O M 九 州	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

第3 市民及び企業等の基本的責務

1 市民の基本的責務

市民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進める等、日ごろから自主的に災害に備える。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努める。

2 企業等の基本的責務

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーン^{注）}の確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力等の地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練・研修の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力する。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、市、国、県との物資・役務の供給協定の締結に努める。

注）サプライチェーン：原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資機材調達、生産、物流、販売等のビジネス機能（事業者）が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。

第4節 防災ビジョン

第1 防災ビジョン

近年の地球環境の大きな変化により、集中豪雨や大型台風、竜巻等、これまで経験したことのないような自然災害が全国各地で発生している。九州では平成28年4月の「熊本地震」、同じ福岡県でも平成29年7月には「九州北部豪雨」や「平成30年7月豪雨」において、集中豪雨による甚大な被害が発生している。

本市は、これまでの被災経験や防災調査結果からみて、台風や梅雨による洪水に起因する水害と内水排除の不良による洪水が主な災害であり、河川規模が小さいことや整備の進捗により、大規模な洪水は発生していないが、内水氾濫や土砂災害が発生している。

本市周辺は台風の常襲区域であり、近年の海水温の上昇や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性は高まっていると言える。

地震災害では、糸島地震（明治31年）、福岡県西方沖地震（平成17年）で被害にあっている。また、地震災害の危険性については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（福岡県、令和7年3月）及び「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（福岡県、平成24年3月）、「宗像市防災アセスメント調査」（宗像市、平成17年3月）の予測結果に基づいた対応を準備しておく必要があることはもちろん、いつでもどこでも地震は起こるという心構えが必要である。

このような状況をふまえ、本市の防災ビジョンを、以下のとおりとする。

■防災ビジョン

災害に対して「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えを基に、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として災害対応を行う。

<基本理念>

- ① 災害に強い組織・ひとをつくる
- ② 災害に強いまちをつくる
- ③ 防災施設・設備、体制を強化する
- ④ 実践的な応急・復旧・復興対策計画を確立し、非常時に備える

なお、計画の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、被災しても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じる。

計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行う。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力の向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大する。

第2 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を以下のようにする。

■基本目標

基本理念	災害予防計画	基本目標
地域の防災機能の強化	第1節 防災基盤の強化	○ 大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、まちの延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。 ○ 災害発生時に危険性のあるブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ○ 道路、橋りょう、漁港・港湾施設、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。 ○ 河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策と、流域治水の取り組みを総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。 ○ がけ崩れや液状化が発生する危険のある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。 ○ 適切な指定緊急避難場所・指定避難所等を選定、確保し、その安全性の強化を図る。
防災行動力の向上	第2節 市民等の防災力の向上	○ 市民や企業等が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という意識を持ち、自主的に防災活動に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。 ○ 市民ひとり一人が、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑える。 ○ 市及び関係機関の職員は、知識と技術を身につけ、平常時から防災に係る必要な組織の整備等を行い、災害時にはすみやかに任務を遂行できるようにする。 ○ 大規模災害に備え、男女共同参画のもとで全市民が積極的に参画して防災に対処しながら、避難所生活等における二次的苦痛を防止するための組織づくり、人づくりをすすめる。 ○ 混乱期における被害の抑制や要配慮者（特に避難行動要支援者）の救援を、地域の助け合いによりカバーできるように、普段からの防災意識を高めるとともに、自主防災組織、事業所や団体を育成・支援する。 ○ 市、消防団、関係機関、学校、事業所、団体、自主防災組織、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災知識の普及を推進する。 ○ 学校における園児・児童・生徒に対する防災教育を実施する。 ○ 災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動の普及啓発、災害ボランティアリーダー等の育成、災害ボランティアの受入れ体制の整備等を図る。

基本理念	災害予防計画	基本目標
災害応急対策・復旧対策への備え	第3節 効果的な応急活動のための事前対策	○ 情報収集伝達ルートを確認する観点から、多様・多重な情報収集伝達ルートの充実、災害情報データベースシステム整備、情報の分析・整理・活用に努める。 ○ 速やかな協力体制が得られるように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を結ぶ。 ○ 各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制の強化を図る。 ○ 学校、社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を指導・支援し、要配慮者（特に避難行動要支援者）の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。 ○ 食料、生活必需品、資機材等の備蓄基本計画を作成する。

■基本目標（災害応急対策計画）

基本理念	災害応急対策計画		基本目標
	節	項	
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 活動体制の確立	第1 職員の動員配備 第2 警戒活動 第3 災害警戒本部の設置 第4 災害対策本部の設置 第5 災害対策本部の運営	○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外においても指揮命令系統を迅速に立ち上げる。 ○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。
		第6 自衛隊の災害派遣要請 第7 応援要請	○ 市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、災害時受援計画に基づき、県・自衛隊・民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受入れ体制を確保する。
		第8 災害救助法の適用	○ 救助法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の確立を図る。 ○ 救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより可能な限り速やかに所定の手続を行う。
		第9 要員の確保	○ 災害対策を実施するために市災害対策本部のみでは必要な労働者等を確保できない場合は、要請により労働者については公共職業安定所が斡旋し、技術者等は関係機関が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で応援を実施する。

基本理念	災害応急対策計画		基本目標
	節	項	
		第10 災害ボランティアの受入・支援	○ 災害ボランティア等の受入れ体制の整備や活動支援を行う。

基本理念	災害応急対策計画		基本目標
	節	項	
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第2節 災害応急対策活動	第1 防災気象情報等の伝達	○ 災害対策に係る気象情報、河川情報等を的確に監視し、警報等の迅速な伝達に備える。 ○ 市民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行い、必要に応じて関係機関への伝達を行う。 ○ 多様多重的な情報伝達手段を確保する。
		第2 被害情報等の収集伝達	○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。 ○ 市域の全地区について、被害の全体像を把握する。 ○ 被害状況、被害予測から適切な対応を行い、必要に応じて関係機関、市民等への伝達を行う。 ○ 迅速な市民の安否確認や支援情報の提供に向けた体制を整える。
		第3 広報・広聴	○ 正確な情報を伝え、二次的被害や混乱、風評被害等を防止する。 ○ 情報の空白地域・時間を解消する。 ○ 被災者からの相談受付、広報サービスを行う。
		第4 避難対策の実施	○ 消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し市民、外来者等を安全に避難させる。 ○ 避難指示等を発令の際には避難所を開設し、避難者等と協働で運営する。 ○ 要配慮者等に配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。 ○ 避難所要配慮者（特に避難行動要支援者）や女性等の多様な視点やニーズに配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。

基本理念	災害応急対策計画		基本目標
	節	項	
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第2節 災害応急対策活動	第5 水防対策の実施	○ 水防上危険が予想される状態に至ったときは、水防計画の基準に従い水防体制に万全を期す。 ○ 自らの水防活動の実施が困難な場合、他の市町村、又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請する。
		第6 消防活動	○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、宗像地区消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。
		第7 警備対策の実施	○ 警察と協力し、市・事業所・団体・市民等が連携して、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。
		第8 救出活動	○ クラッシュ症候群^注等に対処するため、市、宗像地区消防本部、消防団、関係機関・団体、市民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。 ○ 行方不明となった市民の迅速な把握及び捜索を行う。 注) クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた者が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。
		第9 医療救護	○ 災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、資機材等を迅速に確保する。 ○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。 ○ 避難所及び在宅の被災者への継続的な医療救護サービスやメンタルヘルスケアを供給する。
		第10 飲料水の供給 第11 食料の供給 第12 生活必需品等の供給	○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。 ○ ライフラインの復旧や住宅再建により被災者が自活できるようになるまでの間、飲料水・食品・生活必需品等の供給を行う。
		第13 救援物資等の受入れ、仕分け等	○ 県と連携し、救援物資の受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表する。 ○ 救援物資等の受入場所は、あらかじめ指定した物資集配拠点とする。 ○ 物資集配拠点で受入れた救援物資は、自主防災組織及びボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

基本 理念	災害応急対策計画		基 本 目 標
	節	項	
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第2節 災害応急対策活動	第14 交通対策の実施	○ 予想される道路・橋りょう等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。
		第15 緊急輸送の実施	○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。
		第16 保健衛生、防疫、環境対策	○ 災害発生後の感染症の予防、環境の悪化防止のため、迅速かつ的確な防疫活動等を行い、衛生状態を保持するとともに、健康相談等を行い、被災者の心身の安定を図る。 ○ 適切な愛護動物（ペット）等の保護、収容を行う。
		第17 要配慮者の支援	○ 高齢者・障がい者・乳幼児・外国人・妊産婦等の避難行動要支援者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ○ 避難所、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。また、相談の受付や適切な広報活動等により、避難所における要配慮者等の不安の解消を図る。 ○ 外国人・旅行者・帰宅困難者に対し、交通その他必要な情報提供を行うとともに、一時的な休息・宿泊場所を提供する等の支援を行う。
		第18 安否情報の提供	○ 被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否情報を回答するよう努める。
		第19 遺体搜索、収容及び火葬	○ 遺体の腐乱を防止するため、搜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適正に確保する。
		第20 障害物の除去	○ 被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。
		第21 文教対策の実施	○ 学校の避難所の早期閉鎖を促し、学校教育の早期再開を行う。 ○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切なメンタルケアを行う。 ○ 文化財の所有者・管理者に対し、災害により文化財に被害が発生した場合の対応を周知し、文化財の保護を図る。

基本 理念	災害応急対策計画		基 本 目 標
	節	項	
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第2節 災害応急対策活動	第22 住宅の確保	○ 余震等による建物の危険防止、また（仮設）住宅供給（建設）体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定の実施を行う。 ○ （仮設）住宅供給（建設）体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。
		第23 災害廃棄物等の処理	○ ゴミ・し尿・災害廃棄物等の放置による生活障害・疫病、避難所等における集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。 ○ 適切な死亡獣畜の処理を行う。
		第24 一般通信施設、放送施設の災害応急対策	○ 生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ○ 公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。 ○ ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。
		第25 電気施設、ガス施設の災害応急対策	
		第26 上水道、下水道施設の災害応急対策	
		第27 交通施設の災害応急対策	
		第28 河川、ため池の災害応急対策	○ 時期を失することなく、あらかじめ定める危険地域毎の基準に基づき速やかに警戒体制を確立し、危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。
		第29 その他の公共施設の災害応急対策	
		第30 土砂災害の応急対策	○ 地震に伴う二次災害を防止するため、危険箇所の調査及び安全対策を進めるとともに、二次災害の危険箇所について、市民への広報活動を行う。
		第31 二次災害の防止	

■基本目標（災害復旧・復興計画）

方針	原子力災害等 応急対策	基 本 目 標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 災害復旧・災害復興の基本方針	○ 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。 ○ 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を策定する。 ○ 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、市及び県が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。 ○ 災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。
	第2節 災害復旧事業の推進	○ 被災施設の復旧にあたっては、関係機関との連携を図りながら、被害の再発防止と将来の災害に備えた災害復旧計画を樹立し、すみやかに復旧事業を行う。 ○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。
	第3節 被災者等の生活再建等の支援	○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、義援金品・災害弔慰金の支給、資金の貸与・融資、雇用機会の確保、生活相談、風評被害への対応等、被災者等が安心して生活できる被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。
	第4節 地域復興の支援	○ 独力での再建が困難な農林漁業者、中小事業者に対して、再起更生するよう、資金の融資等について支援することにより、被災者の生活の確保を図る。

	第5節 復興計画	○ 総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画による多様な視点での提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態への回復だけでなく、新たな視点による地域再生を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを行う。 ○ 関係機関等との調整・合意形成を行い、すみやかに復興計画を策定する。 ○ 災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や市民生活の再建等、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。
--	-------------	---

■基本目標（原子力災害対策及び事故対策）

基本理念	原子力災害対策 及び事故対策	基 本 目 標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	【原子力災害対策編】 原子力災害対策	○ 広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、観測体制、広域避難の受入れ等の必要な措置を行う。
	【事故対策編】 第1節 大規模事故対策	○ 大規模事故における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や連絡、緊急避難、応急活動内容の明確化等を行う。
	第2節 危険物等災害対策	○ 危険物や有毒物等の安全性を強化するため、自主保安体制等の確立、施設管理者、保安監督者等による速やかな応急対策の実施等を行う。
	第3節 林野火災対策	○ 林野火災を未然に防止するため、監視体制の強化、防火水槽等の火災対策用施設、資機材の整備、山火事防災月間等における防火思想の普及等を行う。
	第4節 海上災害対策	○ 事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化等を行う。
	第5節 放射線災害対策	○ 事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化等を行う。

第5節 計画の運用等

第1 平時の運用

1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

(1) 施策・事業の企画段階での防災上の検討

関係各課は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努める。

ア 当該地域の地形地盤条件の考慮

イ 災害危険への影響

ウ 施策・事業計画における防災上の効果等

(2) 施策・事業の総合調整

市は、県及び防災関係機関と連携し、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、市職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておく。

特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練や研修を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第2 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第3 計画の周知

本計画は、宗像市職員及び防災関係機関その他防災に関わる主要な施設管理者等に周知徹底を図るとともに、計画のうち必要となる事項については市民にも広く周知を図る。

第6節 災害に関する調査研究の推進

市は、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、宗像地区消防本部、近隣自治体、関係機関との情報交換等広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

市の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し把握したが、今後とも必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等のほか、本市における災害記録をはじめ、西山断層、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害関連資料について収集・整理に努める

2 近隣自治体との情報交換、連携

近隣自治体と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

3 関連機関等との情報交換

市、国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

4 地区別防災カルテの活用

防災アセスメントや被害想定に、現地調査の結果の成果を地区別防災カルテとして、集落、自治会、学校区等の単位に防災に関連する各種情報を地図等によりわかりやすく整理するとともに、適宜見直しを行い、地域住民の自主的な防災活動に活用する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災基盤の強化

第2節 市民等の防災力の向上

第3節 効果的な応急活動のための事前対策

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「防災基盤の強化」「住民等の防災力の向上」と「効果的な応急活動のための事前対策」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示した。

【余 白】

第1節 防災基盤の強化

第1 治水の対策

市は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。

また、市は、水災害について、県、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進することを目的とした「北九州・宗像水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会」との密接な連携体制を構築する。

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

1 治水計画

(1) 河川対策

ア 河川等の整備

河川、海岸、漁港、港湾等の重要水防箇所等に対し、関係機関、施設管理者と連携・協力し、各施設の構造物の整備、改修を推進する。

※ 資料編 1-1 重要水防箇所（河川）

※ 資料編 1-2 災害危険河川区域

※ 資料編 1-3 重要水防箇所（海岸）

イ 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

①洪水浸水想定区域の指定

水防法第14条の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称・所在地、これらの施設への洪水予報等の伝達方法を定める。

②洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

市地域防災計画において定められた避難指示等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等について市民に周知させるため、宗像市防災マップを作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習等の場において利用方法を説明する等、継続的な市民への分かりやすい周知に努めるとともに、その他の必要な措置を講ずるものとする。

その際、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、宗像市防災マップ等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

■洪水浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
洪水浸水想定区域の指定	県	○ 河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域 水防法に基づき指定した水位周知河川及び県管理河川が対象 (市域では釣川水系釣川、八並川、山田川、樽見川、吉田川、阿久住川、四十里川、横山川、大井川、朝町川、高瀬川)
洪水浸水想定区域ごとに定める事項	市	○ 避難指示等の伝達方法 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 要配慮者が利用する施設の指定(名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合) ○ 要配慮者が利用する施設への避難指示等の伝達方法
住民への周知	市	○ 市広報紙 ○ 宗像市防災マップ(令和6年3月作成) ○ 洪水関連標識等*の表示

※ 洪水関連標識等:国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き(第2版)」平成29年6月を参考とする。

③市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応

浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、本地域防災計画資料編に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

※ 資料編 2-8 危険区域内の要配慮者利用施設

ウ 平時の巡視

市及び消防団は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

※ 別途 水防計画書参照

(2) ため池対策

ア ため池施設整備の実施方針

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、市が行う「劣化状況評価」等の結果に基づき、立地条件や下流域への影響を総合的に勘案して、防災重点農業用ため池の整備等の計画作成を行い、老朽ため池の改修等の整備を行う。

また、ため池の決壊のおそれが生じた場合を想定し、緊急時の避難行動につなげるため、ハザードマップを活用した啓発を行う等、減災対策にも務める。

さらに、緊急を要するものについては適切な措置を講ずる。特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第5条の規定に基づき、県が防災工事等推進計画に基づいて集中的かつ計画的に実施する推進防災工事等に協力する。

※ 防災重点農業用ため池：決壊による水害その他の災害により周辺区域の住宅等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池

※ 資料編 1-15 防災上重要なため池及び頭首工

イ 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

市が行う「劣化状況評価」等の結果に基づき、ため池管理者に対して、安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備を図る。

また、ため池ハザードマップの作成にあたっては、ワークショップを開催する等十分に地域と連携するとともに、作成後においては、説明会や防災学習等の場を通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

第2 土砂災害の防止

市及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、土砂災害防止対策をソフト・ハード両面から実施する。

特に、ソフト面では、県による土砂災害警戒区域等の指定に基づき、ハザードマップの作成、配布を行うなど警戒避難体制を整備し、土砂災害による被害防止に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害の再発防止に向けて、県と連携して災害防止事業に取り組むものとする。

さらに、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

1 土砂災害の定義

「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として市民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、市民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。

「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、市民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開

発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。

2 土砂災害防止対策（ソフト事業）

(1) 土砂災害警戒区域等の把握及び市民等への周知

県により、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定があったときは、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を本地域防災計画に定める。

土砂災害警戒区域が指定された区域の市民へは、土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所その他避難確保のため必要な事項を市広報紙、土砂災害ハザードマップ等により周知するとともに、住民説明会、避難訓練、防災学習等の場において利用方法を説明する等、継続的な市民への分かりやすい周知に努める。

■土砂災害警戒区域等への措置

項目	担当	内 容
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	県	○「土砂災害防止法」及び国土交通省が定める「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づく基礎調査の実施及び市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を指定 ※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域 ※ 「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制が行われる土地の区域
警戒区域ごとに定める事項	市	○土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ○避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ○災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ○警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ○要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法 ○救助に関する事項 ○前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
市民への周知	市	○市広報紙 ○宗像市防災マップ（令和6年3月作成）等

※ 資料編 1-4 土砂災害警戒区域等

※ 資料編 2-8 危険区域内の要配慮者利用施設

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法に基づき、関係住民が安全で円滑な避難が行えるよう、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項は以下に示すとおりであり、地域住民に周知徹底する。

ア 警戒避難体制の確立

- ①情報収集及び伝達体制の整備
- ②土砂災害警戒区域等の周知
- ③避難指示等の発令基準の設定
- ④避難単位の設定
- ⑤指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の設定
- ⑥要配慮者（特に避難行動要支援者）支援体制の整備
- ⑦防災意識の向上

イ 土砂災害警戒区域に係る地域における対応

土砂災害警戒区域に係る地域においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）」をふまえ、以下の対応を図る。

- ①土砂災害に関する情報収集・広報、予警報の発令・伝達のすみやかな実施
- ②土砂災害警戒区域ごとの指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の周知徹底
- ③土砂災害事例をふまえた避難訓練の実施
- ④土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設との警戒情報等の伝達体制の整備
- ⑤救助実施体制の整備 等

ウ 防災知識の普及

市及び関係機関は、関係市民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

- ①土石流災害の特性
- ②警戒避難すべき土砂災害の前兆現象

a 土石流の前兆現象

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ・溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
- ・降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため)
- ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

b 地すべりの前兆現象

- ・沢や井戸の水が濁る場合
- ・地面にひび割れができる場合

- ・斜面から水が噴き出す場合
- c 急傾斜地の崩壊の前兆現象
 - ・がけに割れ目が見える場合
 - ・がけから水が湧き出ている場合
 - ・がけから小石がばらばらと落ちてくる場合

③災害時の心得

- a 気象予警報等の聴取方法
- b 避難の時期、方法、場所
- c 飲料水、非常食料の準備
- d その他災害特性に応じた措置

3 土砂災害防止対策（ハード事業）

(1) 土石流対策

ア 避難体制等の整備

市及び関係機関は、関係市民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

① 土石流のおそれのある箇所の周知

本地域防災計画資料編に、土砂災害警戒区域等を掲載するほか、市ホームページに公開し、関係住民に危険箇所を周知する。

② 警戒避難雨量の設定

警戒又は避難を行うべき基準は雨量等で定め、土砂災害警戒区域ごと、もしくは地域ごとに設定する。

③ 警報装置等の整備

関係市民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう県の簡易雨量計、警報装置等の整備に協力する。

④ 避難路の整備等

避難路の整備等については本章第3節「効果的な応急活動のための事前対策」第7「避難体制の整備」による。

⑤ 情報の収集

市及び関係機関は、日頃から過去の災害事例等を基にどの程度の雨量があれば、土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

⑥ 情報の伝達

- a 市及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。
- b 市及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。
- c 市は、関係市民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、土砂災害のおそれのある溪流周辺における防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮する。

(2) 地すべり対策

ア 地すべり防止区域の指定

県は、「地すべり等防止法」第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、地すべ

り防止区域を指定する。

イ 地すべり危険箇所

県は、地すべりの発生するおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」として選定している。

ウ 現況

現在、地すべり防止区域に指定されている区域及び地すべり危険箇所は、資料編のとおりである。

※ 資料編 1-7 地すべり防止区域

※ 資料編 1-8 地すべり危険箇所

エ 対策

① 行為の制限

県は、地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害し、または地すべりを助長し、もしくは誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づき行為の制限を行う。

② 避難体制等の整備

市は、市民が安全な避難を行えるよう、本地域防災計画資料編に土砂災害警戒区域等を掲載するほか、市ホームページに公開し、関係市民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

なお、市が適切に市民の避難指示等の判断を行えるよう、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

市は、県の「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」第3条による危険区域の指定に協力する。

ア 災害危険区域の指定

市は、県の急傾斜地崩壊危険区域やその区域以外で急傾斜地の崩壊によって著しく危険の及ぶ区域を建築基準法39条に基づく、災害危険区域の指定に協力する。

イ 急傾斜地崩壊危険箇所

県は、がけ崩れの発生するおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。

(2) 現況

県が現在急傾斜地崩壊危険区域として指定、また危険箇所として選定している区域は資料編のとおりである。

※ 資料編 1-9 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

※ 資料編 1-10 急傾斜地崩壊危険箇所

(3) 対策

ア 避難体制等の整備

① 急傾斜地崩壊のおそれのある箇所の周知

本地域防災計画資料編に、土砂災害警戒区域等を掲載するほか、市ホームページに公開し、関係市民に危険箇所を周知する。

② 自主防災組織の育成

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係市民の協力を得て、区長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

③ 避難に係る警報装置等の整備

市は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、県による簡易雨量計、警報装置等の整備に協力する。

④ 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、宗像警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、市域内において、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。

特に、雨量については、各危険区域に設置された簡易雨量計により、自主的な観測体制を整えなければならない。

⑤ 情報の収集

市は、日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

⑥ 情報の伝達

市は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険区域における防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。

イ 急傾斜地崩壊防止工事

市は、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき実施する急傾斜地崩壊防止工事に協力する。

5 山地災害対策

(1) 山地災害危険地区の定義

「山地災害危険地区」とは、県が山地災害危険地区調査要領（平成18年7月3日付け18林野治第520号林野庁長官通知）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家または公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区で、本地域防災計画資料編に掲げるものをいう。

※ 資料編 1-11 山腹崩壊危険地区

※ 資料編 1-12 崩壊土砂流出危険地区

※ 資料編 1-13 地すべり危険地区

(2) 対策

ア 山地災害危険地区の周知

本地域防災計画に山地災害危険地区を掲載するほか、地域住民への周知を図る。

イ 防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び市と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検等を実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

ウ 山地災害対策治山事業の実施

台風、集中豪雨等により山地災害が発生または発生するおそれが高い箇所等山地災害の実態や緊急性、必要性を県に要請し、その治山事業に協力する。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等の推進に協力する。

6 盛土等防災対策

宅地需要に伴う丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害が発生しているので、県と協力し、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図る。

第3 高潮等の対策

市、県及び防災機関は、高潮による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川海岸、漁港・港湾等の施設を整備する場合、高潮に対する安全性に配慮した整備を促進する。その場合、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、環境や景観へも配慮する。

また、各施設管理者は高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行う。

1 浸水想定区域の指定

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した玄界灘沿岸について、平成30年3月に想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市に通知している。

市は、高潮浸水想定区域の指定に基づき、水防法第15条の規定により、高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を、本地域防災計画に定める。

市は、名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設について、本地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する高潮予報等の伝達方法を定める。

※ 資料編 2-8 危険区域内の要配慮者利用施設

2 浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

浸水想定区域をその区域に含む市は、本地域防災計画において定められた高潮予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した宗像市防災マップの配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）

本編第1節「防災基盤の強化」第1「治水の対策」1「治水計画」(1)「河川対策」イ「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」③に準ずる。

4 高潮予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 高潮予報伝達の迅速化、確実化

関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市等への高潮予報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における高潮予報伝達の確実化を図るため、要員を確保する等の高潮防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

広域かつ確実に高潮予報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化する等、信頼性の確保を図る。

■通報・通信手段の確保

- 市防災行政無線・同報系（屋外子局、戸別受信機）
- 緊急情報伝達システム
- Lアラート
- サイレン、広報車等
- 福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」
- 福岡県防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- 携帯電話、スマートフォン（エリアメール・緊急速報メール、ワンセグ受信を含む。）
- 衛星携帯電話
- テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ
- 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオでの自動受信）
- 小型漁船への無線機の設置を促進
- 防災相互通信無線の整備

(3) 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等による啓発活動を行うよう努める。

5 監視体制等の確立

暴風や台風接近時には、海岸を突然大波が襲うことは珍しくないことから、すみやかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報の住民に対する通報・通達手段の確保等、監視体制等の確立に努める。

6 避難対策の整備

市は、市民に対し、平時から高潮の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画の策定を推進する。

(1) 地域住民の避難行動

地域住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により、各地域における避難場所や避難経路の周知に努めるとともに、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者（特に避難行動要支援者）の把握・誘導及び必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

また、離島住民については、島外避難も想定し、市営渡船のほか、第七管区海上保安本部、県等の協力を得て、海上及び航空輸送ルートの確保に努める。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等は、あらかじめそれらの者に対する高潮発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に、浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示の整備を推進する。

(3) 避難誘導時の安全の確保

避難誘導においては、消防団員、水防団員、警察官、市職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。

特に、水門・陸閘の閉鎖については、操作する者が被害にあうことがないように、連絡手段の確保や管理規則等を改める等の措置を行うよう努める。

(4) 避難場所の指定

高潮発生時における避難場所について、できるだけ浸水危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、より効果的な配置となるよう努めるとともに、市民への周知徹底に努める。

7 市民への啓発活動等の実施

市は、避難対策等の高潮防災対策を迅速に行うため、日頃から市民に対する啓発活動を実施する。

(1) 高潮に対する防災意識の高揚

高潮に関する講演会等を開催し、高潮に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図る。

また、高潮シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波・高潮

ハザードマップにより、地域住民等への周知に努める。

(2) 日頃の備えの充実

高潮危険地域における避難場所や避難経路の地域住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

(3) 高潮防災訓練の実施

各地域において、講演会や普及・啓発活動を通じて高潮に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者（特に避難行動要支援者）に配慮した警報等の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な高潮防災訓練を実施する。

第4 火災の予防

市、県及び消防機関は、火災の防止に関し、基本的な重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

1 消防力の強化

市、消防団、宗像地区消防本部は、火災の防止のため、下記のとおり消防力の強化を推進する。

(1) 消防施設の強化

市及び宗像地区消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設の拡充強化を図る。

ア 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防署、同出張所を設置し、消防ポンプ自動車を設置する。

イ 地域の実情に応じて、化学消防自動車、救急自動車を配備する。

ウ 初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

エ 現在の宗像地区消防本部及び宗像消防署は、想定最大規模における浸水想定区域内に位置しており、また、敷地の一部が土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）に指定されているため、消防本部庁舎及び消防署を防災拠点としての機能を維持できる場所に移転整備する必要がある。

(2) 消防水利の整備

ア 市及び宗像地区消防本部は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽、耐震性貯水槽の充実を図る。

今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

イ 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際

の即応体制の確立を期する。

(4) 総合的な消防計画の策定

市及び宗像地区消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防団の編成、運用及びその他活動体制等について定める消防計画を策定するとともに、毎年検討を加え、必要に応じて修正する。

(5) 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

(6) 消防団の体制整備

消防団組織の整備と活動の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、消防団員の処遇改善や必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図る。

また、消防団員の確保に当たっては、公務員や女性、大学生など幅広い層の入団促進に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との連携体制を整備する。

なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

(7) 消防団員の教育訓練

市は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

2 予防対策の強化

火災予防のため、宗像地区消防本部と連携し、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する等の予防対策を推進する。

(1) 火災予防査察の強化

消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(2) 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 市民への啓発活動の実施

住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用火災警報器（住警器）の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者等

の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

(4) 船舶火災予防の推進

市は、第七管区海上保安本部、その他関係機関と緊密な連携を保ち、埠頭、係留中の船舶の火災予防について計画を策定する。

(5) 車両火災予防の推進

宗像地区消防本部は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

(6) 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

☐ 春秋火災予防運動の普及・啓発
☐ 講習会、講演会等による一般啓発
☐ 報道機関等による防火思想の普及

(7) 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護等の知識を身につけておくことが必要である。

そのため、宗像地区消防本部は、事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

また、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第8条の2の5）に対して、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

第5 都市構造の防災化

市は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

また、災害に強い都市づくりを推進するため、災害リスクを十分に考慮した居住誘導区域・都市機能誘導区域等の区域設定やハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策といった防災指針を定める、市町村の立地適正化計画の策定を促進する。

1 建築物不燃化の推進

(1) 計画方針

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

(2) 対策

ア 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域又は準防火地域を定めるものとする。

イ 市営住宅の不燃化推進

既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。

新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間を創出するように努める。

ウ 住環境整備事業の推進

市は、住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境として整備推進する。

2 防災空間の確保、整備、拡大

(1) 計画方針

公園・緑地の整備を進め、避難地の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 対策－公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。

このことから、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備においては、その適正な配置に努める。

3 安全な市街地の形成

災害時には被害が市街地全体に広がるおそれがあるため、建物の不燃化や宅地の緑化、狭隘な道路の改善を推進し、防災機能を強化する。

また、指定避難所、指定緊急避難場所、一時避難場所等の選定・整備、避難路の安全確保及び誘導標識の充実整備に努める。

4 宅地開発の指導

市は、宗像市開発行為指導要領に基づき、宅地開発における適正な指導を行い、安全で安心なまちづくりを進める。

第6 建築物及び文化財等の災害予防

市は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進める。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

1 建築物等の災害予防対策

(1) 建築物等に対する指導

市は県と協力し、老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策

を図る。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、県が指定する建築基準法第39条の規定による災害危険区域における住宅等の建築制限に協力する。

(2) 公共建築物の堅牢化

避難所となる小中学校等の防災上重要な公共施設については、耐震化及び液状化の点検を実施するとともに、その結果に基づき、耐震耐火構造への改築、補強等の耐震改修及び液状化対策事業を推進する。

(3) 一般建築物等

耐震改修等の相談窓口を開設し、建築物の所有者等に対し、耐震化及び液状化の診断・改修について相談業務、知識の普及・啓発を行う。

危険な建築物の所有者に対しては、建築物の補修、窓ガラス、外装材等落下物の予防措置、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等の指導を行う。

また、自動販売機の転倒、看板等の落下、窓ガラス、外壁材等の落下物、ブロック塀の倒壊、煙突の折損等を防止するため、所有者に対し、安全確保を指導する。

2 文化財災害予防対策

市は、宗像地区消防本部及び防災関係機関と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

(1) 文化財保護思想の普及・啓発

県と連携し、文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

(2) 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火の禁止区域や禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、火災予防体制の徹底を図る。

■火災予防体制の確立

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 防火管理体制の整備○ 環境の整備○ 火気の使用制限○ 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施○ 自衛消防隊の組織の確立とその訓練○ 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施 |
|--|

(3) 文化財の破損防止及び点検設備

古墳・遺跡を含む文化財の破損防止対策、点検整備を実施する。

第7 地下空間における浸水防止対策

市は、地下空間における災害を未然に防止するため、河川管理者等からの情報を得て、河川氾濫等による浸水被害の危険性のある箇所に関する調査を実施し、対象施設を把握することにより、地下空間における適切な浸水対策の立案、実施を図るとともに、排水ポンプの整備を行う。

なお、建物の地下施設や地下駐車場等の地下空間の管理者は、防水板・防水扉の整備、出入口のマウントアップ、土のうの常備等の浸水防止対策に努めるとともに、施設利用者の避難誘導体制の整備に努める。

第8 一般通信施設の災害予防

通信事業者は、電気通信設備等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。

また、通信事業者は、通信設備の浸水防止対策、市及び県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進する等、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする、

N T T西日本株式会社九州支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期するものとする。

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、N T Tドコモ株式会社、K D D I株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社においても同様の取組みを推進するよう努める。

■災害予防対策

- | | |
|-----------------|------------------|
| ○ 電気通信設備等の高信頼化 | ○ 災害対策用機器及び車両の配備 |
| ○ 電気通信システムの高信頼化 | ○ 災害対策用資機材の確保と整備 |
| ○ 災害時措置計画 | ○ 防災訓練の実施 |
| ○ 通信の利用制限 | ○ 防災に関する防災機関との協調 |

第9 電気施設、ガス施設の災害予防

電気、ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、市民の避難、救命・救助、安否確認等の応急対策活動等に支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス事業者はこれらの供給を円滑に実施するため浸水防止対策等の措置を講ずる。

また、施設の機能の確保等を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

1 電気施設災害予防対策

九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社は、災害時における設備の被害防止、また発生

した被害を早期に復旧するための災害発生原因の除去、耐災環境の整備に努める。

また、電気施設の耐震強化等の災害対応に努めるとともに、防災資機材の整備等の災害予防を推進する。

■電力設備の災害予防措置

項 目	内 容
電力設備の災害予防措置	○ 風害・水害対策、塩害対策、高潮対策、雷害対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策
通信連絡施設及び設備の強化、整備	○ 無線伝送設備、有線伝送設備、交換設備、通信用電源設備
電気工作物の巡視、点検、調査等	○ 定期的に電気工作物の巡視点検、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等、感電事故の防止、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修
資機材の整備・点検	○ 資機材の確保、輸送、広域運営
防災訓練	○ 防災訓練等の実施又は参加
広報活動	○ 電気事故防止 PR、停電関連、二次災害の防止
防災関係機関との連携	○ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等の確認、リスト化 ○ 倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、町と協力した事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大

2 ガス施設災害予防対策

西部ガス株式会社は、風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

第10 上水道、下水道施設の災害予防

市及び宗像地区事務組合は、水道及び下水道の施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な浸水防止対策等の施策を実施する。

また、施設の機能の確保等を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

1 上水道施設災害予防対策

(1) 計画方針

宗像地区事務組合は、「宗像地区事務組合 水道ビジョン 2027」を策定し、災害による水道の被害を最小限にとどめ、すみやかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

(2) 現況

水道の運営管理は、「宗像地区事務組合 水道ビジョン 2027」に基づいて、現在、施設の整備が進められているが、既存の配水管その他水道施設等は相当の年数を経過しており、災害予防の観点からも計画的な整備を推進していく必要がある。

(3) 対策

宗像地区事務組合における水道施設の整備増強は、「水道施設の技術的基準を定める省令」、「水道施設設計指針」（日本水道協会刊）等に沿って推進する。

また、各水道ごとに、供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保等を含め必要な施設の整備増強を図る。

宗像地区事務組合は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、浄水場や下水処理場等の急所施設や、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

2 下水道施設災害予防対策

(1) 計画方針

市街化の拡大に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行えるよう施設の整備増強を図る。下水道施設の設計及び施工では、耐震性の確保を推進する。

(2) 現況

市の令和2年度の下水道普及率は99.4%、水洗化率は99.0%に達しており、整備に伴い年々上昇しており、下水道整備は、ほぼ概成している。

(3) 対策

ア 情報交換の迅速化

終末処理場においては、集中監視システムを導入し、ポンプ場の流入量、流出量、水質等や水防情報を専用回線で結び、瞬時に把握するとともに、河川管理者との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

イ 動力源の確保

災害時における停電等による二次的災害を考慮すると、最小限の排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップ等の対策を図る。

ウ 施設機能の維持

市は、民間事業者等との協定締結等により発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努めるものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、浄水場や下水処理場等の急所施設や、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、

上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるように、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

エ 機動性のある支援・受援体制の確立

平時から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶ等、機動性のある支援、受援体制の充実を図る。

第11 交通施設の災害予防

道路、鉄道、港湾の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

特に、主要な道路、鉄道、港湾の基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努める。

1 道路施設

道路管理者は、迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧・復興に資するため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

- 1 激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備および4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進める。
- 2 災害の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性・信頼性を高めるとともに、空港・港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易なICの増設等による地域との連携強化などにより、道路ネットワーク機能の向上を図る。
- 3 道路施設等の点検を実施し、道路施設の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき、必要な対策を実施する。
- 4 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずる。
- 5 緊急輸送道路や避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制および既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。
- 6 道路の冠水による事故を未然に防止するため、アンダーパス部等、車両が水没するなど重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の点検、必要な施設の整備、警察及び消防等との連携

強化を図ることで、適切な道路管理に努める。

2 橋りょうの整備

緊急度の高い橋りょうから順次点検を実施し、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

3 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社）

(1) 施設の現況（福岡県内）

線路 461.8km 橋梁 22.5km(1、390 箇所) 盛土 301.1km

高架 15.9km(63 箇所) 切取 122.0km トンネル 26.9km(37 箇所)

(2) 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜次のとおり実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 脱線復旧訓練

オ 関門トンネル防災訓練

(3) 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておく。

(4) 避難誘導体制等の周知

ア 事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

イ 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導につとめる。

(5) 車両基地及び車両に対する浸水対策

新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずる。

4 日本貨物鉄道株式会社九州支社

(1) 施設の現況（福岡県内）

線路 5.5km 橋梁 0.5km 盛土 2.1km 高架 0km

切取 0km トンネル 0km 平地 2.9km

(2) 防災訓練

異常事態発生時に適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜、次のとおり実施する。

ア 非常招集訓練

イ 通報連絡訓練

ウ 消火訓練

エ 復旧訓練

(3) 防災関係資材の点検整備

ア 復旧資材（ジャッキ類、発電機及び照明器具等）、軌道及び電気関係の非常用資材は平素か

ら点検整備しておく。

イ 重機械類については、関係企業等から緊急時に協力が得られるよう要請しておく。

(4) 避難誘導體制等の周知

異常事態発生に伴い、住民等の避難が必要な場合は、警察及び消防に出動依頼できるよう連絡体制の整備を行う。

5 漁港・港湾施設の整備

災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災者の救難・救助活動、避難、緊急物資輸送等、被災時にも機能を発揮する災害に強い漁港・港湾 施設等の整備を推進する。

また、必要に応じて防災調査等を行い、その結果をもとに管理施設の耐震化、液状化対策及び改修工事に努める。

第2節 市民等の防災力の向上

第1 市民が行う防災対策

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等平時から災害に対する備えを進める。災害発生時に、市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として 混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

市及び県は、市民に対する防災意識の高揚を図る。

1 防災に関する知識の修得

- (1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、避難所等での行動、的確な情報収集等）
- (5) 災害教訓の伝承

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の準備、点検

- (1) 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 最低3日分（推奨1週間分）相当の食料・飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等）

5 応急手当方法の習得

6 市、県又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

7 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

8 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備

第2 自主防災体制の整備

本市において、市民や企業等が「自分の住む地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。市は、市民、自治組織、事業所及び各種団体等に対し、市広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の周知・啓発に努めるとともに、女性の参画をはじめ、多様な世代が参加できるような環境の整備に努める。

また、自主防災組織に対し研修会等を実施し、リーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援を行う。

その際、固定的役割分担意識に捉われることなく、男女共同参画の視点をもってあたる。特に、リーダーには複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成に努める。

1 自主防災体制の整備方針

- (1) 市民は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- (2) 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所等・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る等、市民の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

2 自主防災体制の整備

(1) 組織

自主防災に関する主な組織は、以下のとおりである。

ア 自主防災組織

自治会を母体に地域住民が自主的に組織し、設置するもの。

イ 施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において管理者が自主的に組織し、設置するもの。

ウ 公共的団体等の防災組織

婦人会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

(2) 活動内容

自主防災組織による活動内容は、以下のとおりとする。

■自主防災組織の活動内容

[平時]

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 自主防災組織の防災計画書（地区防災計画）の作成
 - ・地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
 - ・地域住民の任務分担に関すること。
 - ・防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。

- ・防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- ・出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資器材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- ・指定緊急避難場所、避難道路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- ・負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- ・救助用資器材の配置場所及び点検整備に関すること。
- ・その他自主的な防災に関すること。
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- 情報収集・伝達、出火防止・初期消火、避難及び救出・救護、炊き出し、災害図上訓練等の防災訓練
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 地区別防災マップの作成（危険箇所、避難所、消防水利、医療救護施設等）

[災害時]

- 初期消火の実施
 - ・家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。
- 情報の収集・伝達
- 地域住民の安否確認
- 救出・救護の実施及び協力
- 集団避難の誘導、避難生活の指導
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- 要配慮者（特に避難行動要支援者）の安全確保、避難支援等

3 自主防災組織の育成・指導

市は基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 市域における自主防災組織の育成を促進し、地域住民が一致団結して初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、要配慮者（特に避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るとともに、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。

■育成強化の活動内容

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 情報の提供
- 各コミュニティへの個別指導・助言
- コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- 地域防災リーダー（女性含む）の育成
- 顕彰制度の活用
- 活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

[重点地域]

- 人口の密集している地域
- 住宅の中に避難行動要支援者の比率が高い地域
- 木造家屋の集中している地域

- 消防水利の不足している地域
 - 過去に災害で被害が甚大であった地域
-

- (2) 自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。
- (3) 本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 コミュニティファイル（防災ファイル）づくりの推進

コミュニティのファイルづくりを推進し、自主防災組織を中心とした市民や地域団体等の情報共有、連携の強化と活動の活性化の支援に努める。

さらに、市等において、これらの情報をファイルとして管理することによって、災害等の緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

5 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市町村は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取り扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりする等、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、市町村は自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

6 水防団、水防協力団体の育成強化

市は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

7 一定の地区内における住民と事業所が共同した自発的な防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行うこととする。

なお、素案の提案は、その内容が市地域防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行うものとする。

当該素案が市地域防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する市民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

第3 企業等防災対策の促進

市内の企業等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成する等して、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

また、市及び宗像地区消防本部は、自衛消防組織等の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

■対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、旅館、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市、国及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努める。

(1) 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、市や県はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い市を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよ

う、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン（令和5年3月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

(3) 事業継続マネジメント（BCM）の取組

防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市、国及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(4) 避難確保計画の策定等

市防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設資料者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

また、企業等は豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護

- (7) 食料、飲料水、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる）
- (8) 施設耐震化の推進
- (9) システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化等災害時における情報システムの保全
- (10) 施設の地域避難所としての提供
- (11) 地元消防団との連携・協力
- (12) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、地震・津波等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の作成

3 市、県の役割

(1) 防災訓練

市は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し訓練への参加等と呼び掛ける。

(2) 事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発

市は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。

(3) 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図るとともに、消防団の活動に積極的に協力している事業所その他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定めた「宗像市消防団協力事業所表示制度実施要綱」により、地域の消防及び防災力の充実及び強化等の一層の推進を図る。

※ 消防団協力事業所表示制度：消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

(4) 企業の防災に係る取り組みの評価

市は、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

(5) 金融的支援

第4章「災害復旧・復興計画」第4「経済復興の支援」1「金融措置」により、支援を行う。

(6) 商工会・商工会議所等との連携

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

市は、県の支援のもとに商工会・商工会議所と共同して、小規模事業者の防災・減災対策を支援するための事業継続力強化支援計画を策定及び実行する。

第4 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、市、県及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

1 市民に対する防災知識の普及

市、県、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得る。

また、過去に発生した災害被害等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、市、県及び防災関係機関は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を市民に対して行う。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

市及び県は、災害発生後に、指定避難所等や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。

なお、災害知識の普及にあたっては、要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努め、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(1) 一般啓発

ア 防災知識の普及啓発の方法及び内容

- ① 災害に関する基礎知識や、5段階の警戒レベル、災害発生時、警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識
- ② 過去に発生した災害被害に関する知識
- ③ 備蓄に関する知識
 - (ア) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ④ 住宅等における防災対策に関する知識
 - (ア) 住宅の補強、防火に関する知識
 - (イ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷

蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識

- ⑤ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
- ⑥ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑦ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合にとるべき行動
- ⑧ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識
- ⑨ 緊急地震速報、津波警報等、防災気象情報、避難指示等に関する知識
- ⑩ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑪ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑫ 避難生活に関する知識
- ⑬ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑭ 応急手当方法等に関する知識
- ⑮ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ⑯ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ⑰ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の事前確認
- ⑱ 災害情報の正確な入手方法
- ⑲ 要配慮者への配慮
- ⑳ 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- ㉑ 出火の防止及び初期消火の心得
- ㉒ 水道、電力、ガス、通信サービス等の地震災害時の心得
- ㉓ 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）
- ㉔ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- ㉕ その他の必要な事項

イ 啓発の方法

- ① テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- ② 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- ③ 映像教材、DVD 等の利用
- ④ 各種相談窓口の設置
- ⑤ 消防団、防災士※ を通じた啓発
- ⑥ 講演会、講習会の実施
- ⑦ 防災訓練の実施
- ⑧ インターネット（ホームページ）の活用
- ⑨ 各種ハザードマップ等の利用
- ⑩ 広報車の巡回による普及
- ⑪ 市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

※ 防災士・・・社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

(2) 社会教育における防災知識の普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(3) 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

また、市及び県は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

2 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

(1) 防災に関する知識の習得

ア 学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実

イ 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実

ウ 先進事例や地域の特性をふまえた学習指導の充実

(2) 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

ア 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成

イ 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施

ウ 消防団への理解やボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

(3) 防災管理・組織活動の充実・徹底

ア 教職員研修の充実

イ 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実

ウ 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

3 職員に対する防災教育

市は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。

■市職員に対する防災教育の内容

項 目	内 容
市の防災対策	○ 災害対策活動の概要
	○ 防災関係職員としての心構え
	○ 災害時の役割分担
	○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等
教育の方法	○ 新任研修
	○ 職場研修
	・ 災害予防事務及び応急対策事務の確認
	・ 初動時の活動要領の確認
	○ 研修会、講習会、講演会等の実施
	○ 見学、現地調査等の実施
	○ 防災活動手引書等の資料作成・配布
教育の内容	○ 災害に関する基礎知識
	・ 災害種別ごとの特性・災害発生原因についての知識
	・ 本市の災害特性、災害別・地域別危険度
	・ 過去の主要な被害事例
	○ 防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
	○ 職員として果たすべき役割（任務分担）
	○ 防災関係法令に関する知識
	○ 初動時の活動要領

項 目	内 容
教育の内容	（職員の動員体制、情報収集伝達要領等）
	○ 防災知識と技術
	○ 要配慮者の適切な避難行動に関する理解
	○ 防災関係法令の運用
	○ その他の必要な事項

4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や地下施設、駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水

形態の把握を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

■指導の方法及び内容

項 目	内 容
指導の方法	○ 技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化
	○ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化
	○ 自主的研究会、連絡等を通じた防災知識及び防災思想の普及
	○ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等の配布
指導の内容	○ 市地域防災計画その他の防災に関する計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
	○ 災害の特性及び過去の主な被害事例等
	○ 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
	○ パニック防止のための緊急放送等の体制準備
	○ 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

5 防災知識の普及に際しての留意点等

市及び県は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施する。

防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

また、市及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

6 防災意識調査

市民の防災意識を把握するためのアンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、市民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第5 防災訓練の充実

市、県及び防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関、障がい者や外国人などの要配慮者及び要配慮者を支援する者、女性、児童・生徒等の多くの市民参加、学校、自主防災組織、民間事業者、ボランティア団体等地域に関係する多様な主体と連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

1 総合防災訓練

(1) 市、消防団、宗像地区消防本部、近隣自治体、県、警察、自衛隊等の関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、自主防災組織、ボランティア組織等の団体、市民等の参加による総合防災訓練を実施する。

また、実施にあたっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に十分配慮する。

■総合防災訓練の種目

○ 災害対策本部の設置、運営	○ 各種火災消火
○ 交通規制及び交通整理	○ 道路復旧、障害物排除
○ 避難準備及び避難誘導、避難所の開設・運営	○ 休園物資輸送
○ 救出救護、医療救護	○ 無線等による情報伝達
○ ライフライン復旧	○ 燃料供給

(2) 「九州・山口9県災害時応援協定」等の広域応援協定や市町村相互の応援協定に基づく広域合同訓練についても積極的に参加することを考慮する。

2 各種訓練

(1) 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。なお、訓練は以下の要領で実施する。

ア 市、県及び関係機関は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続等の確認を行う。

イ 市及び県は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、図上訓練を実施する。

ウ 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上訓練、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等種々考えられる。

エ 市は、地域における防災力の向上を図るため、市民を対象とした図上訓練を実施する。

(2) 職員の訓練

市は、災害時における災害対策の万全を期するため、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

(3) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における 災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための地域住民を対象とした図上訓練を実施する。

(4) 非常通信訓練

市、県及び関係機関は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

(5) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、水位雨量観測、市職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法、避難等の訓練を実施する。

(6) 消防訓練

消防団は、宗像地区消防本部と連携し、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、市民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(7) 要配慮者利用施設の訓練

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

3 市民の訓練

市及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、市民を主体とした次の訓練に対し、可能な限り資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、市は、自主防災組織等と協働し、要配慮者を含めた住民参加による自主防災組織の訓練等を積極的に行う。

- (1) 出火防止訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 応急救護訓練
- (5) 災害図上訓練
- (6) 情報の収集及び伝達の訓練
- (7) 炊き出し訓練
- (8) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。

また、事業所も消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施する。

5 防災訓練に際しての留意点等

市及び県は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施す

る。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

市及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域における避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを市民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名する等、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第6 市民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

1 家庭における心得

(1) 平時の心得

ア 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。

- イ ハザードマップで自宅のハザードを確認し、ハザードに応じた避難先を決めておく。
- ウ 災害の種別に応じた避難のタイミング（避難情報、防災気象情報等）を決めておく。
- エ 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖等危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- オ マスク（感染症対策）、飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- キ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- ク 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

(2) 大雨・台風等風水害発生時の心得

- ア 外出は必要最低限とする。

風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。
- イ 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。

「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子を見をせず、率先して避難する。
- ウ 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間等には、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリート等堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋等高い所や近傍の堅固な建物等に避難し、救援を呼び救助を待つ。
- エ こどもとはぐれないようにする。

こどもとはぐれないように、おんぶ紐でこどもを背負う等工夫するとともに、絶対にこどもから目を離さないよう細心の注意を払う。
- オ 避難の際は、長い杖を携行し、紐でしめられる運動靴で避難する。

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、紐でしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。
- カ 避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。
- キ 車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。
- ク 情報収集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。
- ケ お年寄りやこども、乳幼児、身体の不自由な人等が安全に避難できるよう声をかけて協力する。

(3) 竜巻災害発生時の心得

- ア 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッター等を閉める。ただし、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。
- イ 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。ただし、物置や車庫及び橋の下等は危険である。

(4) 土砂災害発生時の心得

- ア 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

- 土石流の前触れ
 - ・ 山鳴りがする。
 - ・ 川が濁り、流木が混ざり始める。
 - ・ 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
- 地すべりの前触れ
 - ・ 地面がひび割れたり、陥没する。
 - ・ 擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
 - ・ 家の戸が開かなくなる。
 - ・ 沢や井戸の水が濁ったり、減少する。
- がけ崩れの前触れ
 - ・ がけから小石がばらばら落ちてくる。
 - ・ がけに割れ目ができる。
 - ・ がけから濁った水がわき出る。
 - ・ わき水が濁る。

- イ 土砂災害のうち、土石流が迫って逃げる際には、土砂や木が流下するスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。がけ崩れの場合は、斜面から離れるように逃げる。

(5) 外出時の心得

河川上流付近が大雨で急な下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

2 職場における心得

(1) 平時の心得

- ア 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第3節 効果的な応急活動のための事前対策

第1 広域応援・受援体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。

市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

市及び県は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるとともに、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

市及び県は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

市及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

市及び県は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

1 他市町村との相互協力体制の整備

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平時から「福岡県消防相互応援協定」に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣市町村と大規模災害に備えた相互応援協定の締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整えるよう努める。

市は、県による調整の上、市町村との相互応援が円滑に進むよう配慮する。特に、大規模災害が発生した場合に円滑な対応が可能となるよう、市職員の派遣要請スキームを明確化する。

また、市は、土木・建築職等の技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

■相互協力体制の構築

- 近隣自治体との後方支援に関する災害時期相互応援協定の構築
- 同時に被災する可能性の低い自治体との災害時相互応援協定の構築

※ 資料編 6-1 福岡県消防相互応援協定等

2 市、県と自衛隊との連携体制の整備

市、県及び自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会（平成7年8月設置）」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平時から連携体制を構築し、その強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 民間団体等との協定締結の促進

災害時に市内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

※ 資料編 6-8 災害時における応急活動に関する協定

4 企業や事業所との災害時応援体制の整備

災害時における企業や事業所との多種多様な協力体制を整備するとともに、災害時における地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

5 受援計画

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、市地域防災計画等に応援の受入れ体制の構築等の災害時受援計画を位置づける。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行う等、災害対応業務の実効性確保に努める。

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

市は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

6 広域応援拠点等の整備

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所や施設等を選定・整備し、県及び関係機関と情報を共有する。

第2 防災体制・施設・資機材等の整備

市は、応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

1 防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、宗像市防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、防災対策を推進する。

※ 資料編 4-1 宗像市防災会議条例

※ 資料編 4-2 宗像市防災会議委員名簿

2 宗像市（災害対策本部）

災害時に地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、職員災害初動マニュアル等を周知徹底し、職員の応急対応力の強化を図る。

また、各部等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や作業マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

※ 資料編 4-4 宗像市災害対策本部条例

3 災害対策本部体制の整備

市は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

(1) 初動体制の整備

職員の非常参集体制の整備を図り、効果的に災害に対応するため、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要があるため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に携帯電話携帯電話等による緊急連絡体制の整備を推進する。

(3) 災害対策本部室等の整備

災害対策本部室等の整備に際しては、以下の点に留意する。

ア 災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設

を確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

イ 自家発電機

エンジン発電式のみならず、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行うよう努める。

ウ 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線を確保する。

エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制を確保する。

オ 応急対策用の地図等を準備しておく。

カ 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

(4) 関係機関等の参画

災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(5) 人材の確保

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

4 消防団

消防団は、宗像地区消防本部及び災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

また、女性消防団組織の充実を図り、防災指導及び後方支援活動等を強化するとともに、女性防災リーダー的な存在を目指す。

5 水防体制の強化

水防計画に基づき、県（県土整備事務所宗像支所）、宗像地区消防本部、消防団及び関係機関と連携し、浸水等による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■水防体制の強化事項

- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

※ 資料編 2-2 水防倉庫（水防機材・資材）

6 防災中枢機能等の確保充実

市、県、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努める。

また、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電

動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合等を想定し、それを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図る。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信等により、当該地域の市民と市との双方向の情報連絡体制の確保を推進するよう留意する。なお、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。

また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討等所要の対策にも配慮する。

※ クラウドサービスの利用：自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。

7 防災拠点施設の確保・充実

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

その際、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。

また、災害発生時には停電が予想されることから、市は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。

これらの施設については、平時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育機能を具備させることも検討する。

8 災害用臨時ヘリポートの整備

(1) 計画方針

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

※ 資料編 2-9 災害時における臨時ヘリポート

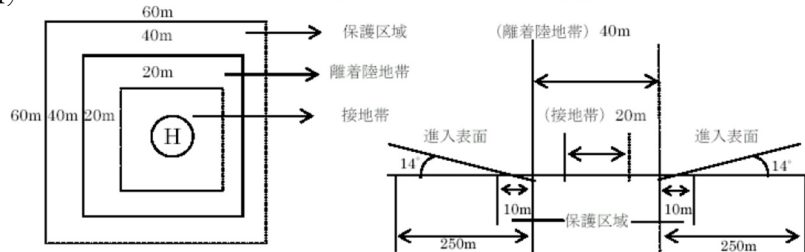
(2) 臨時ヘリポートの選定基準等

市は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の基準等に留意して選定する。

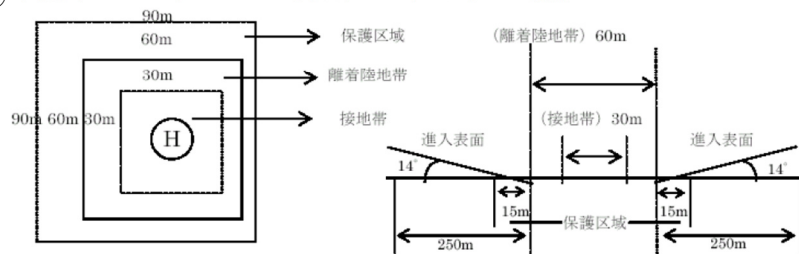
ア 臨時ヘリポートの基準

臨時ヘリポート設定時の目安要件を示す。

① 中型（AS365、ベル412等以下）のヘリコプターの場合



② 大型（V-107、AS332等以上）のヘリコプターの場合



注1 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。

接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。

注2 接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸・浮揚では着陸・接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一边とする図に示す広さを目安とする。

表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。

注3 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

イ 臨時ヘリポートの標示

- ① 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。なお、積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。
- ② 旗又は発煙筒等で風を表示する。

ウ 危険防止上の留意事項

- ① ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- ② 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- ③ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- ④ 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

(3) 県への報告

新たに臨時ヘリポートを選定した場合、及び報告事項に変更を生じた場合には、本地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

■県への報告事項

- 臨時ヘリポート番号
- 所在地及び名称
- 施設等の管理者及び電話番号

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 発着場面積○ 付近の障害物等の状況○ 離着陸可能な機種 |
|---|

(4) 臨時ヘリポートの管理

選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つ等現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

9 装備資機材等の整備充実

(1) 計画方針

市及び宗像地区消防本部は、応急対策の実施のため、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実する。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

(2) 整備項目

ア 特殊車両の増強

- ① 交通規制標識車
- ② オフロード二輪車
- ③ 消防ポンプ自動車
- ④ トイレカー
- ⑤ キッチンカー
- ⑥ 給水車
- ⑦ その他災害活動に必要な車両

イ その他災害用装備資機材

可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星通信

(3) 備蓄（保有）資機材等の点検

ア 点検に際して留意すべき事項

- ① 機械類
 - (ア) 不良箇所の有無
 - (イ) 機能試験の実施
 - (ウ) その他
- ② 物資、機材類
 - (ア) 種類、規格と数量の確認
 - (イ) 不良品の有無
 - (ウ) 薬剤等効能の確認
 - (エ) その他

イ 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

(4) 資機材等の調達

市及び宗像地区消防本部は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

(5) 保有状況の把握

市及び宗像地区消防本部は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行うよう努める。

10 備蓄物資の整備

市は、備蓄体制に関する県の指導・助言に従い、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、備蓄個別計画を策定し、備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、市、国、県、その他関係機関、市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他機関との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

物資の備蓄計画：本編第3節「効果的な応急活動のための事前対策」

第14「災害備蓄物資等の整備・供給」

11 被害情報等の収集体制の整備

市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

また、情報の収集等の迅速正確を期すため、収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

12 惨事ストレス対策

市は、救助・救急、医療又は消火活動に伴う職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

宗像地区消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

13 復興の円滑化のための各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておく。

第3 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、市の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備する。

1 災害救助法等の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

関係各課は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、県が実施する災害救助法実務研修会に参加する。

関係各課の担当者は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

(3) 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

2 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導・支援を受け、災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第4 情報管理体制の整備

市は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、有・無線系、地上系・衛星系によるネットワーク、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。ネットワークは、耐震化、多ルート化、関連装置の二重化等の推進を図り、災害時の使用を考慮した十分な回線容量を確保する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。

また、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び市・県の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図る。市、国、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用等、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

なお、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

1 無線通信施設等の整備

(1) 市防災無線

市防災無線は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立。

イ 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災行政無線等の整備、充実。

ウ 市民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実。

エ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備。

オ 主要防災関係機関への通信回線を設置する。

カ 防災行政無線と全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築。

※ 資料編 2-1 宗像市防災行政無線

(2) 消防・救急無線

消防・救急無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、宗像地区消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。

イ 市域における各消防本部と相互に通信することができる市内共通波の整備、充実を図る。

ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所との通信手段の整備

市庁舎から学校等の指定緊急避難場所、指定避難所への情報伝達のため、通信施設・手段等の整備強化を図る。

(4) 新しい情報通信設備の導入

情報通信技術の高度化にともない、関係機関等との連携を図り、パソコン等による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話の活用等、災害時に有効な通信手段の導入を図る。

(5) 孤立集落対策

道路が寸断されるような土砂災害において、電話回線の寸断や停電等の発生によって、外部との連絡ができなく孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報等の通信手段を整備する。

(6) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の耐震固定等の措置を図る。

2 非常通信体制の整備

災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に自己の所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になったときに対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

■非常通信体制の強化項目

項 目	内 容
非常通信訓練の実施	○ 災害時等における非常通信を確保するため、関係機関相互の協力体制を確立するとともに、平時より非常通信訓練等を行い、通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	○ 無線局の管理運用の強化充実に努めるため、市職員の無線従事者の増員を図る。

(2) 非常時通信の運用方法の確立

災害が発生したとき、又はおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集等非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

3 協力体制の整備

(1) 災害時の電話利用ルールの周知

市民に対し、災害発生直後の固定電話、携帯電話の輻輳防止のための周知を行う。

■電話利用に関する周知事項

- 通報、緊急通話以外の利用控え
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板の活用

(2) 無線通信に関する関係者との連携強化

無線を取り扱う事業所、民間団体等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多重ルート化を図る。

■連携に係る検討事項

- 市職員のアマチュア無線資格保有者、タクシー無線・MCA 無線取り扱い業者、アマチュア無線愛好家団体との連携
- 災害時相互協力協定の締結
- 情報連絡の訓練、技術研修の実施

4 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

(1) 基本方針

市は、災害時優先扱いの電話の有効な活用体制の整備を行う。

(2) 整備項目

ア 市は、庁舎内等における災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、位置付けを的確に行う。

イ NTT西日本株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、市が、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。

5 防災相互通信用無線の整備

(1) 基本方針

市は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強を行う。

(2) 整備項目

市は、無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備、充実を行う。

6 各種防災情報システムの整備

(1) 基本方針

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、防災情報システムの整備、充実を行う。

(2) 整備項目

ア 防災情報ネットワークの整備

庁内及び地域の情報インフラを整備し、情報伝達ルートの多重化を図るとともに、防災関連情報の各分野での共有化を推進し、情報の一元化を図る。

また、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等の活用や、インターネット、電子メール、x（エックス）、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等による情報伝達手段の強化に努める。

イ 福岡県防災情報システムの運用

市は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等に効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を行う。（当該データの加除修正を含む。）

ウ 防災関連地理情報システムの導入

災害や被害情報、応急活動情報等の早期収集・把握、情報の一元化のための、防災関連情報の表示・分析機能、施設・資機材・要員の管理機能をもつシステムを構築し、災害対策の円滑化を図る。

■導入に向けての検討事項

- 平時における地理情報システムの活用と防災関連情報の蓄積
- 防災関連地理情報システムの活用と運用強化のための体制の整備
- 関係機関、インターネットパソコン通信関係事業者との情報（災害状況、安否、ボランティア等）の共有化

エ 被災者支援システムの整備

被災者台帳や被災者証明書の発行、避難所の管理、仮設住宅の管理等、災害時においてすみやかに被災者の支援体制を確立するため、被災者支援システムの構築及び運用の強化を図る。

7 安否確認と支援情報等の提供体制の整備

(1) 安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築に努める。

また、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先自治体に所在地情報を提供するもの）

※ 避難者から避難先の市町村へ任意に提出された避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

8 通信訓練の実施等

様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施等を通じた平時からの連携体制の構築等に努める。

9 情報通信設備の維持

- (1) 必要な通信機器の維持・整備に努めるとともに、防災行政無線等を活用することにより、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。
- (2) 非常災害時の通信の確保を図るため、平時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。
- (3) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。
- (4) 九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」及び「可搬型発電機」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備しているため、市は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受ける。

第5 広報・広聴体制の整備

災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 広報計画

災害時における的確な広報活動を行うため、関係機関と連携・協力して円滑な広報にあたることのできる体制を整備しておく。

(2) 運用体制の整備

下記により広報運用体制の整備を図る。

■広報運用体制の整備

- 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- 地域住民（要配慮者（避難行動要支援者））の把握
- 広報・広聴担当者の熟練
- 広報文案の作成
- 広報優先順位の検討
- 伝達ルートの多ルート化（広報車、防災行政無線、J-ALERT、テレビ・ラジオ、携帯電話、メール、ソーシャルメディア等）

(3) 災害広報・広聴責任者の選任

災害発生前後の情報一元化を図るため、平時の広報・広聴担当者等より、災害時における情報収集・取りまとめを行う広報・広聴責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

- ア 災害発生前後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- イ 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保
- ウ 広報文案の事前準備
 - ① 気象、水位、地震の震源・規模・余震等の状況
 - ② 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ③ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
 - ④ 要配慮者への支援呼びかけ
 - ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 情報伝達手段の整備

- ア 被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線の充実強化を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。
- イ 防災気象情報の伝達等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。
- ウ 避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）と連携している福岡県防災情報システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
- エ 通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。
- オ 災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

(5) 情報提供・伝達体制の整備

- ア 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- イ 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際

の役割・責任者等の明確化に努める。

ウ 要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

エ 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

オ 外国人や、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

カ 県と連携し、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

2 関係機関の連絡体制の整備

広報・広聴活動は、関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認する等、連絡体制を整備する。

3 報道機関との連携体制の整備

市は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定める等、連携体制を整備する。

4 要配慮者等への情報提供体制の整備

災害時は要配慮者もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。

このため、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用等要配慮者を考慮した広報体制の整備に努める。

第6 二次災害の防止体制の整備

降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

市は、降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市職員OB等）の登録等を推進する。

また、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

2 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の事業者、施設管理者は、平時から自然災害、大規模事故等に起因する安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

■危険物施設等の予防対策

項 目	内 容
消防法上の危険物	○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生時の安全確保についての必要な安全対策の周知、再点検 ○ 自主保安体制、事業所相互の協力体制の確立
火薬類	○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保 ○ 福岡県火薬類保安協会及び(社)日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
高圧ガス	○ 高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強 ○ 防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化 ○ 感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化 ○ ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取扱う施設） ○ 高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、宗像地区消防本部及び宗像警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
毒物・劇物	○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底 ○ 自主保安体制の確立
放射性物質	○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備 ○ 自主保安体制の確立

第7 避難体制の整備

市は、消防団及び関係機関と連携し、災害時に市民等の生命及び身体を守るため、市民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

また、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

さらに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する

公共施設の積極的整備を図る。

加えて、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

市は、第3章「災害応急対策計画」第2節「災害応急対策活動」第4「避難対策の実施」に示す活動方法・内容に習熟する。

この場合、特に以下の点に留意する。

(1) 避難誘導計画の策定と訓練

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮し、やむを得ず指定避難所等に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努める。

ア 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング

イ 避難指示等に係る権限の代行順位

ウ 指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 指定緊急避難場所等への経路及び誘導方法

オ 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン」を指針として、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報等の各種情報をふまえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準を定めたマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努める。

また、気象警報、避難指示等を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、北九州・宗像水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会等既存の枠組みを活用することにより、県との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との応援協定を締結する等、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行う等、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

避難指示等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する等必要な準備を整えておく。

また、市は、市民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、宗像市防災マップを確認し、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民への周知徹底に努める。

(3) 避難誘導體制の整備

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、レベル4 土砂災害危険警報土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。

また、高潮災害に対する市民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておく等、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令基準及び発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

なお、避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所・指定避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

市は、避難指示等の解除を行う際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めなければならない。

市は個別避難計画の早期作成を促進するため、県が実施する避難行動要支援者の避難支援に係る研修会や自宅から指定緊急避難場所等までの避難について実地訓練に参加する。

イ 地域住民等の連携

市は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図る。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施する等、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本章 第3節 第12「要配慮者安全確保体制の整備」第4「在宅の避難行動要支援者対策」による。

ウ 高齢者等避難の伝達体制整備

高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛けるもの）の伝達体制整備に努める。

(5) 広域避難体制の整備

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努める。

また、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、県及び運送事業者等と連携し、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努める。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市は、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備

市は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③高潮、④一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある市民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、市民に周知する。また、避難者の生活環境を整備するため、あらかじめ必要な措置を講ずる。

(1) 避難路の選定及び整備

地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の選定及び整備に努める。

■避難路の選定・整備項目

選定	○ 危険区域及び危険箇所を通過する経路はつとめて避ける。 ○ 車両通行可能な程度の広い道路を選定し、歩道の整備に努める。
整備	○ 避難誘導標識、誘導灯、誘導索を設け、その維持に努める。 ○ 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。 ○ 避難路上の障害物件を除去する。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

ア 避難所等の分類

避難所等については、地域住民が自発的に決定した一時避難場所（市が覚書締結した分含む）と、市が指定する指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所がある。

■避難所の区分

○ 一時避難場所	：地域住民が自主的に避難する場所、施設で、指定避難所へ行く前に一時的な場所の位置づけもある。
○ 指定緊急避難場所	：災害の危険から緊急に逃れるための場所、一時的に避難できる場所で災害の種類ごとに指定する場所。
○ 指定避難所	：市から避難指示等があった時に、地域住民が避難する施設で一定期間避難生活を送る場所。
○ 福祉避難所	：指定緊急避難場所、指定避難所において、避難所生活が困難な何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者が避難する場所。原則として自宅等から直接福祉避難所へ避難することはできない。

※ 資料編 2-5 指定避難所及び指定緊急避難場所

※ 資料編 6-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

※ 資料編 6-3 災害時における避難所施設利用に関する協定

※ 資料編 6-4 災害時における指定緊急避難場所の提供に関する協定

※ 資料編 6-5 災害時における一時避難場所に関する覚書

イ 指定緊急避難場所の指定

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分、及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの）に適合する施設又は場所）をあらかじめ指定し、公示するとともに、市民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

■指定緊急避難場所の指定基準

条 件	基 準
管理条件	○ 災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること
立地条件	○ 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に当該指定緊急避難場所が立地していること
構造条件	○ 当該指定緊急避難場所が上記の安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち洪水等についてはその水位よりも上に避難上有効なスペースがあること
その他地震を対象とする指定緊急避難場所	○ 上記の管理条件に加えて、下記の条件を満たすこと ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること イ 当該場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に被災者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、当該変更の内容を記載した届出書を市に提出することにより、届け出なければならない。

ウ 指定避難所の指定

市は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示する。

■指定避難所の指定基準

○ 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
○ 速やかに被災者等を受入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
○ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
○ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的安易な場所にあること

また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在

させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。学校における指定避難所運営に関しては、市及び県の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努める。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討する。

エ 福祉避難所の指定・管理

市は、市社会福祉協議会と連携し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、高台等に安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

カ 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。

キ 大雨時に開設する指定避難所

市は、大雨時（台風を含む）の避難所については段階的に開設する。開設の基準は原則として気象台が発表する気象状況等により行う。（以下、避難情報に関する判断・マニュアル抜粋）

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

ア 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。

イ 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、防災機能強化のため、国や県の補助制度等を活用し、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努め、避難者のための施設の充実を図る。

ウ 指定避難所の設備等の整備

- ① 市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供、その他指定避難所に滞する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレ等は要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

■避難所機能の整備項目

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備
 - ・衛星携帯電話 等
- 避難生活の環境を良好に保つための設備等
 - ・非常用電源設備（自家発電設備等）【宗像ユリックス、大島学園、地島小学校】
 - ・飲料水兼用耐震性貯水槽【宗像ユリックス、大島学園】

※ 資料編 2-6 指定避難所別資機材配備状況一覧表

- ② 良好な生活環境を確保するために、あらかじめ指定避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。
- ③ 感染症対策のため、平時から、宗像市避難所運営マニュアルに基づく指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から総務対策班と健康福祉班が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

■レイアウトづくりのポイント

- 感染症対策
 - ・対人または家族のスペースの間隔を2m程度確保
 - ・健常者と感染者及び感染の疑いのある者との動線の確保
 - ・避難者によるキャンプ用テント（床面積4m²程度）の持ち込みを奨励し、受入れる。
- 車いすも通行可能な幅130cm程度確保し、通路をつくる。
- 要配慮者の配置は、トイレに近い通路側になるようにする。
- 情報掲示板や看板を設置し、避難者が情報共有できるようにする。
- 更衣室、洗濯物干し場等、女性に配慮したスペースを確保する。
- 冷暖房器具や給水所の設置等、暑さ寒さ対策及び換気に配慮する。
- 物資の搬入のことを考慮し、駐車場や保管スペースを確保する。

■個室を確保した方が良いスペース

- 避難所運営委員会本部
- キッズスペース
- 相談室
- 救護室

- 感染者及び感染の疑いのある者のスペース
- ペットスペース
- 男女別休養スペース
- 单身女性用スペース

- ④ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- ⑤ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ⑥ 指定避難所の円滑な運営を図るため、指定避難所の生活環境の改善に資するパーティションやダンボールベッド等の必要な物資の供給体制を構築する。また、災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結する。

エ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

- ① 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。
- ② 避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- ③ 避難生活は長期化を余儀なくされると考え、避難所では、コミュニティの単位を基本とする考え方で運営する。それぞれの自立に向けた取り組みを共有し、地域コミュニティの再生と更なる活性化につなげる。
- ④ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ⑤ 市及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- ⑥ 市は、「福岡県災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者等、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。
- ⑦ 市は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から、市民対策班が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画センターの役割について、市民対策班が連携し明確化しておくよう努める。

- ⑧ 市は、災害発生後に、避難所等や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- ⑨ 市は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市地域防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。
- ⑩ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

(4) 指定避難所・避難路等の市民への周知

災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、広報紙への掲載、防災マップの配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、避難所の周知に努める。

なお、防災マップの作成に当たっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民の理解の促進を図るよう努める。

■指定避難所・避難路等の住民への周知方法

- 宗像市防災マップの作成、配布による周知
- 指定緊急避難場所等を指定した際の公示
- 市の広報紙、宗像市防災 Web マップ、3D ハザードマップによる周知
- 案内板等の設置による周知
 - ・ 誘導標識
 - ・ 指定緊急避難場所・指定避難所案内図
 - ・ 指定緊急避難場所・指定避難所表示板
- 防災訓練による周知
- 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- 地区防災計画に基づく避難地図（洪水ハザードマップ等）の作成、配付による周知
- 自主防災組織等を通じた周知

(5) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

ア 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

- ① 指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」（令和5年6月改定）に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、

指定避難所以外の避難実態を把握する。

- ② 宗像市避難所運営マニュアル（令和5年6月）に基づき、車中・テント生活者や在宅等指定避難所以外の場所に滞在する人も支援する。

イ 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

3 学校、社会福祉施設、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成する等して、避難対策の万全を図る。

(1) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- 避難所の選定、収容施設の確保
- 避難誘導の要領
 - ・ 避難者の優先順位
 - ・ 避難場所、経路及びその指示伝達方法
 - ・ 避難者の確認方法
- 児童生徒等の保護者への連絡及び引渡方法
- 防災情報の入手方法
- 市への連絡方法（小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所等の各施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

(2) 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するとともに、県域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他県との連携に努める。

(3) 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院等施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院等周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法を定める等、適切な避難対策を図る。

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制の整備に努めるとともに、県域を越える移転が必要な場合も想定し、他県との連携に努める。

(4) 大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定める等、適切な避難対策を図る。

第8 交通・輸送体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

市有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

- ※ 資料編 11-3 緊急通行車両事前届出書
- ※ 資料編 11-4 緊急車両以外の車両通行止め標示
- ※ 資料編 11-5 緊急通行車両通行標章
- ※ 資料編 11-6 緊急通行車両確認証明書

また、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

なお、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知する。

2 輸送車両等の確保

市は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努め、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う等、実効性の確保に留意する。

また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておく等協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。

新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速や

かに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、速やかな物資支援のための準備に努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結する等、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

※ 資料編 2-10 市有車両一覧

※ 資料編 6-7 災害時における燃料供給に関する協定

※ 資料編 6-10 災害時における輸送業務に関する協定

4 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び広域物資輸送拠点（県）・地域内輸送拠点（市）について指定・点検する。また、備蓄拠点を輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

市は、災害発生時の地域内輸送拠点について、市内の被災状況により以下の施設の中から選定する。

災害時における地域内輸送拠点施設に関する協定締結先へ、利用施設の設備や機具等の操作についても協力を求める。

市は、災害時の防災拠点のひとつとして、「道の駅むなかた」を避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等として、国、県と相互に活用するものとし、「道の駅むなかた」の管理者は、その機能維持・強化に努める。

■地域内輸送拠点の施設

施設名称	所在地
富地原ライスセンター	宗像市富地原 6-1
光岡カントリー	宗像市光岡 828
本店集荷場	宗像市東郷 4丁目 4-3
玄海選果場	宗像市江口 281
上西郷集荷場	福津市内殿 1012
津屋崎集荷場	福津市津屋崎 8丁目 1-1
道の駅むなかた	宗像市江口 1172

※ 資料編 6-12 その他災害時における防災に関する協定等

5 緊急輸送道路の啓開体制の整備

(1) 緊急輸送道路の設定

県が指定する緊急輸送道路を踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、市内の地区防災拠点等に送るための緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成する。

(2) 緊急輸送道路の確保

市は、自然災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基

づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。また、市は、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

さらに、緊急輸送を効果的に実施するために、平時から宗像警察署及び関係機関と災害時緊急輸送道路の確保について連携体制を整備しておく。

加えて、市及び県は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(3) 緊急輸送道路の周知

市民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図るとともに、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送道路及びその沿道の建築物等の耐震性の確保に配慮する。

6 海上輸送の確保

災害時の海上における緊急輸送を確保するため、市営渡船の維持に努めるとともに、あらかじめ漁業協同組合等と協定を締結する等、被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資及び応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制の確立に努める。

また、必要に応じ県、自衛隊及び第七管区海上保安本部等へ協力を依頼する等、海上輸送の確保に努める。

第9 帰宅困難者支援体制の整備

大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

市は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

2 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等への出勤者以外は、一時滞在できる場所がない場合、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到する等、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。また、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくることも予想される。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の人間が帰宅行

動をとることによる交通の支障、沿道での食料、飲料水、トイレの需要の発生等、帰宅経路における混乱も予想される。

(3) 安否確認の集中

災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。

特に、被災市町村には、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じることとも考えられる。

また、家族等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

(4) 食料、飲料水、毛布等の需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において食料、飲料水、毛布等の備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

3 帰宅困難者対策の実施

(1) 基本的な考え方

帰宅困難者が引き起こす最大の問題は、帰宅困難者が路上等に溢れることにより、避難や緊急車両の通行、救助隊の活動等が妨げられ、被災者の生命・身体に危険を及ぼすことである。このため、帰宅困難者対策は、この状況を回避することを最優先に、「帰宅困難者の発生の抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な収容」、「円滑な帰宅の促進」のための対策を実施する。

その上で必要となる対応は、むやみに移動を開始しないことの啓発、事業所等における備蓄、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設の提供、帰宅支援、ターミナル駅等での混乱防止等、多岐にわたるものであるが、膨大な数の帰宅困難者への対応は、災害による多数の死傷者・避難者が予想される中であって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、事業所、住民等は、帰宅困難者対策に積極的に協力する。

(2) 市及び県の対策

ア 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺のビジョンにおける表示、駅や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

① 道路情報の収集伝達体制の構築

② その他の情報収集伝達体制の構築

イ 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災公衆無線 LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線 LAN を利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう普及・啓発を行う。

ウ 一時滞在施設の提供

帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を対象とした一時

的収容の可能性を検討する。

また、市は、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努める。

エ 徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

オ 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、広報紙、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

カ 企業、学校等における対策の推進

企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、学生、顧客等の扱いを検討することを支援する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食料、毛布等の備蓄の推進を啓発する。

キ 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在施設の確保や輸送対策等の体制づくりを行う。

(3) 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及

発災直後は、市・県の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点をおくため、膨大な数の帰宅困難者を行政機関が直接誘導することは極めて困難である。帰宅困難者が無統制な群衆になると、パニック発生の大きな要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。このため、市及び県は、以下の心得の普及を図る。

ア むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基本に行動する。

※ 正確な情報を入手せずむやみに移動を開始すれば、市街地等の混乱を引き起こすほか、倒壊の可能性のある家屋や火災発生地域、通行不能な場所等に行き当たっては迂回が必要となり、逆戻り等により無駄に体力を消耗することもある。

イ まず安否確認をする

家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。

電話や電子メール・携帯メールのほか、災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

ウ 正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら冷静に判断する。

エ 帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う

一時滞在できる屋内施設には、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）を優先し

て収容する、物資が少ない場合はこれらの者に優先的に配布する等の配慮をする。

4 事業所、市民等の役割

帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。

このため、帰宅困難者に関連する事業所、市民等全ての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。

帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行う。また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な限り協力する。

その際は、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。

帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平時からの備えに努め、発災時には冷静に行動する。

第10 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。

市は、宗像地区消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟や周知活動を推進する。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業組合等と連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団への教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たす。

第11 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。

救助の万全を期するため、市は、宗像地区消防本部、宗像・遠賀保健福祉環境事務所及び医療機関等と連携し、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。また、災害時に医薬品等が大量に必要なことから、医薬品等の確保・供給体制の整備を検討する。

1 医療救護活動要領への習熟

市は、第3章「災害応急対策計画」第2「災害応急対策活動」9「医療救護」及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

2 医療救護体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 通信体制の構築

市は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

イ 広域災害・救急医療情報システムの有効利用

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの「広域災害・救急医療情報システム」の有効利用を図る。

(2) 医療救護班の整備

災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施するため、宗像医師会や医療関係団体と協議調整し、救護班を編成するための災害時における医療救護活動に関する協定を締結する。

※ 資料編 6 1 福岡県消防相互応援協定等

(3) 医療機関等との連携強化

ア 保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。

そのため、必要な事項について、保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

イ 宗像医師会との連携強化

宗像医師会に協力を求め、医療体制の整備を図るとともに、平時においても防災訓練等で連携強化を図る。

ウ 宗像水光会総合病院との連携強化

災害拠点病院として、地域の中核的な救命医療施設として機能し、医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うための高度な診療を実施する。また、平時においても防災訓練等で連携強化を図る。

(4) 長期的医療体制の整備

健康福祉班は、避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策等を実施するための準備を推進する。

3 医療救護用資機材・医薬品等の準備

(1) 市及び宗像地区消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

また、市は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

- (2) 応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

4 傷病者等搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関及び消防機関による広域災害・救急医療情報システムの活用や後方医療機関と消防機関等の間における十分な情報連絡機能の確保を行う。

※後方医療機関とは、被災を免れた災害拠点病院、救急病院等及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

(2) 搬送経路

宗像地区消防本部は、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(3) ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

市及び宗像地区消防本部は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関等が保有するヘリコプターの要請を行うため、あらかじめヘリコプター離着陸場等を考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制の整備に努める。

市は、地域の実情に応じて、後方医療機関への傷病者の搬送に当たり、航空搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出する等、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

なお、これらの航空搬送拠点には、後方医療機関（日本赤十字社等）と協力しつつ、後方医療機関への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備するよう努める。

(4) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練

(1) 市民に対する普及啓発

市及び関係機関は、市民に対する心肺蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用方法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルスケア等災害時の医療的措置等についての普及・啓発に努める。

(2) 災害医療に関する研修・訓練

市、国、県、防災関係機関及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第12 要配慮者安全確保体制の整備

要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。また、著しい高齢化が進行していることも踏まえ、福祉的な支援の充実を図るものとする。

市は、避難の際に特に配慮を要する避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎として市が作成する避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員児童委員、訪問介護員、自主防災組織、ボランティア、自治会、乳幼児健診等を行う保健師等の活動を通じ、プライバシーに配慮しつつ、発災時に迅速な対応がとれるよう、地区単位での把握に努める等、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図る。

1 基本的事項

(1) 市地域防災計画に定めるべき事項

市は、本地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難行動要支援者の対象

本計画の避難行動要支援者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

- | |
|--|
| ア 要介護状態区分が要介護3以上の者
イ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が身体障害者程度等級表の1級又は2級に該当する者
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が精神障害者程度等級表の1級に該当する者
エ 療育手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が重度（総合判定A）である者
オ その他災害時の避難等に際して、支援が必要な者 |
|--|

(3) 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、本計画の定めるところにより、危機管理課や福祉政策課等関係部局の連携の下、避難行動要支援者支援事業により避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、市における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

さらに、市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ア 避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し又は記録する。

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に配布する際には、研修等を実施し、名簿の取り扱いについて「各担当者へは最低限の配布とすること」「保管方法について」等を周知徹底する。

また、名簿の更新については毎年1回定期的に行い、旧名簿を回収したうえで新名簿を配布する。

イ 情報の収集

- ① 避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- ② 避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

ウ 名簿情報の利用

避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 名簿情報の提供

- ① 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。

ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

【避難支援等関係機関】

（ア）宗像地区消防本部

（イ）宗像警察署

- (ウ) 宗像市民生委員児童委員 協議会
- (エ) 宗像市社会福祉協議会
- (オ) 宗像市自主防災組織
- (カ) 宗像市消防団
- (キ) その他の避難支援等の実施に係る関係機関

オ 名簿情報を提供する場合における配慮

エにより名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

カ 秘密保持義務

エにより名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 個別避難計画の作成・利用・提供

本地域防災計画に基づき、危機管理課や福祉政策課等関係部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。この場合、地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、宗像市防災マップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ア 個別避難計画の記載または記録事項

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難の支援を必要とする事由
- ⑦ 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ⑧ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

⑨ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 情報の収集

- ① 個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- ② 個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

ウ 個別避難計画情報の利用

避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 個別避難計画情報の提供

- ① 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

オ 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

エにより個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して、個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

カ 秘密保持義務

エにより個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

キ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をする。

ク 地区防災計画との整合性

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(5) 発災時間に関わらない対応体制の整備

災害の発生時間は事前に特定できないため、実施機関は、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

(6) 防災設備の整備等

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、要配慮者に対する緊急通報システムの充実、強化に努めるとともに、一般住宅防火指導の中で、要配慮者に対して防災機器についての指導・助言を行う。

また、本人若しくは関係者等による宗像市緊急情報伝達システムへの登録による情報収集方法の確保を促す。

(7) 防災知識の普及等

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への参加を呼び掛ける。

また、避難が必要な際に要配慮者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者に対する避難訓練を実施する等、要配慮者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難できるよう努める。

(8) 避難行動要支援者の移送

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所等から指定避難所へ移送するため、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2 社会福祉施設、病院等の対策

(1) 組織体制の整備

ア 市及び県の役割

市及び県は、災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制を整備する。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間、近隣住民等との連携を密にし、災害時に協力がえられるような体制づくりを行う。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者の役割

要配慮者等が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者等の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 市及び県の役割

市及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源、燃料等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者の役割

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等を整備する。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

さらに、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源及び燃料を確保するよう努める。

(3) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

本地域防災計画において、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者が洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

※ 資料編 2-8 危険区域域内の要配慮者利用施設

利用者等への情報伝達体制の確立等については、本章第1節「防災基盤の強化」第1「治水の対策」1「治水計画」(1)「河川対策」イ「洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」及び、第1節「防災基盤の強化」第2「土砂災害の防止」4「土砂災害防止対策」(2)「対策」ア「土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知」による。

(4) 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3 幼稚園・保育園・学校等対策

市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育園の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練等の計画的な実施を促進する。

また、市は、幼稚園・保育園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

4 在宅の要配慮者等対策

(1) 組織体制の整備

一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がい者、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。障がい者に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部等を通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

(2) 防災設備等の整備

在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進に努める。一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者の安全を確保するため、戸別受信機等の緊急

通報システムの整備に努める。

(3) 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備

要配慮者等自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者等の分布等の立地を考慮し、指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

5 避難行動要支援者の移送

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

6 外国人等への支援対策

(1) 外国人の支援対策

国際化の進展に伴い、市に居住あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化している。

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等が必要である。

ア 外国人に対する防災知識の普及対策

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の指定緊急避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、指定緊急避難場所・指定避難所の標識や案内板及び洪水関連標識等の多言語化や、マークの共通化（JISで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用、国土交通省水管理・国土保全局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第2版）」平成29年6月）に努める。

イ 通訳・翻訳ボランティアの確保

県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

(2) 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。

このため、ホテル・旅館等の施設管理者は、市と連携し、災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるものとする。

また、市は、災害発生時に旅行者の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

7 新型インフルエンザ等感染症を含む感染症における自宅療養者等の避難の確保

市（健康課）は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所に協力し、新型インフルエンザ等感染症等

(指定感染症及び新感染症を含む。)発生時における自宅療養者等が発生した際は、被災に備えて、災害発生前から、宗像市防災マップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう周知に努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

8 要配慮者への防災教育・訓練の実施

市及び宗像地区消防本部は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的な知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう取り組む。

また、避難が必要な際に要配慮者等に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、地域住民が参加して要配慮者を福祉避難所まで誘導する避難訓練を実施する等、要配慮者等が確実に、円滑に避難を実施できるよう努める。

第13 災害ボランティアの活動環境等の整備・連携体制の強化

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、本地域防災計画等において、災害ボランティアセンターの運営を支援する者(市社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

※ 資料編 6-12 その他災害時における防災に関する協定等

1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

■災害ボランティアの役割

生活支援に関するボランティア	専門的な知識を要するボランティア
○ 被災家屋等の清掃活動 ○ 現地災害ボランティアセンター運営の補助 ○ 避難所運営の補助 ○ 炊き出し、食料等の配布 ○ 救援物資等の仕分け、輸送 ○ 高齢者、障がい者等の介護補助 ○ 被災者の話し相手・励まし ○ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）	○ 救護所等での医療、看護 ○ 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定 ○ 外国人のための通訳 ○ 被災者へのメンタルヘルスケア ○ 高齢者、障がい者等への介護・支援 ○ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○ 公共土木施設の調査等 ○ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 災害ボランティアの受入れ体制の整備

市は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平時には、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進する。

■災害ボランティアの環境整備

担 当	内 容
県 社 会 福 祉 協 議 会	○ 災害ボランティアセンター運営体制の整備 ○ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備 ○ 災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討
県	○ 社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO・ボランティア等と連携し、平時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保及び活動資機材やその保管場所、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についての整備 ○ 災害時の円滑な災害ボランティア受入れのため、県社会福祉協議会による市社会福祉協議会に対する研修や訓練、助言等の活動を支援 ○ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する等、災害ボランティア活動の環境整備 ○ 災害時におけるボランティアに関する情報について、コラボレーション福岡ホームページ上で随時発信
市 市 社 会 福 祉 協 議 会	○ 災害ボランティアの受入れに関する実施計画の策定 ○ 災害ボランティアの受入れ体制の整備等（災害ボランティアセンター（現地受入窓口）や連絡体制）

担 当	内 容
	○ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制の構築 ○ 住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知
日本赤十字社福岡県支部	○ 活動拠点の運営等、災害ボランティア活動の支援

3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、平時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

担 当	内 容
県 県社会福祉協議会	○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ・ 講習会、防災訓練等の実施によるボランティア意識の醸成、災害ボランティアに関する知識の普及啓発 ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練 ・ 防災士^注等との連携体制の構築 ○ 専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアや、平日等に活動が可能な災害ボランティア等、多様な災害ボランティアの把握 ○ 災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発
市	○ 市社会福祉協議会との連携による育成・支援活動 ○ 講習会、防災訓練等の実施による災害ボランティアリーダー等の育成・支援
市社会福祉協議会	○ 災害ボランティアリーダー等の育成 ○ 災害ボランティア活動マニュアル等の作成・見直し ○ ボランティア保険の普及・啓発
日本赤十字社福岡県支部	○ 講習会の開催 ○ 講師の派遣 ○ 災害時ボランティア活動マニュアルの作成

注) 防災士：防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者。

第14 災害備蓄物資等の整備・供給

1 共通方針

(1) 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておく。

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のため

の携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

- (2) 市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとに備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握し、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。

- (3) 物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避ける等、その安全性に十分配慮する。

また、市は、被災地への物資の輸送に当たっては、市の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送する等、被災者に確実に届くように配慮するよう努める。

特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握が困難となったことに鑑み、県は、大規模災害発生時に本市との連絡が取れなくなった場合は、本市からの要請を待たずに職員を派遣する等の情報収集を図り、迅速かつ的確な義援物資の供給に努める。

市及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。

- (4) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

※ 資料編 6-10 災害時における輸送業務に関する協定

- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水・医療品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努める。

- (6) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関す

る資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮する。

- (7) 市は、第3章「災害応急対策計画」第2節「災害応急対策活動」第10「飲料水の供給」、第11「食料の供給」、第12「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟する。

2 給水体制の整備

(1) 趣旨

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により、水道水の汚染や断水が予想されるため、平時から水道施設の耐震化や緊急遮断弁等の整備を行い、被災時の給水の確保や復旧のための体制づくりを進める。

(2) 補給水利等の把握

市及び宗像地区事務組合は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や、耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

(3) 給水用資機材の確保

市及び宗像地区事務組合は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

(4) 貯水槽等の整備

市及び宗像地区事務組合は、災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の整備増強に努める。

(5) 危機管理体制の整備

市及び宗像地区事務組合は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備を図る。

(6) 水道施設の応急復旧体制の整備

市及び宗像地区事務組合は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

(7) 災害時への備えに関する啓発・広報

市及び宗像地区事務組合は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、広報紙、宗像市防災マップ、防災パンフレット等により、各家庭における非常用飲料水の備蓄は、平時から最低3日分（推奨1週間分）（3リットル／人・日）を確保することや、飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

3 食料供給体制の整備

(1) 趣旨

災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出し、その他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備してお

く。

また、災害時に積極的な協力がえられるよう、平時からコミュニケーション強化に努める。

(2) 給食用施設・資機材の整備

市は、野外炊飯に備えて炊飯器具を指定避難所等備蓄施設に整備する。

(3) 食料の備蓄

ア 市は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者、介護食品等食事療法を要する者等に特に配慮する。

イ 市民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低3日分（推奨1週間分）相当の食料の備蓄を行うよう努める。特に、食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な市民に対しては、平時から1週間分の分量を自ら確保することを奨励する。また、必要分量を確保するために、ローリングストック法等により、ストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で継続して備蓄できるように、啓発や情報の提供を行う。

※ ローリングストック法とは、日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に新しい非常食を備蓄する方法

また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料等を企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

(4) 災害時民間協力体制の整備

ア 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

食料関係業者（弁当等）及び農業団体との災害時の協力協定の締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか、配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

※ 資料編 6-6 災害時における物資の供給に関する協定

イ LPガス業者等との協力体制の整備

指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設等について、福岡県福岡地区LPガス協会宗像支部やガス事業者との間で協力体制を整備する。

(5) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

ア 住民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。

イ 在宅の要配慮者への地域住民による食料配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

4 生活必需品等の供給体制の整備

(1) 趣旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他の日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付又は貸与する必要がある。

そのため、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(2) 生活物資の備蓄

ア 備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定、及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や女性、乳幼児等の要配慮者に特に配慮する。

イ 市民・事業所の備蓄推進

市民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低3日分（推奨1週間分）相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品等を企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

(3) 災害時民間協力体制の整備

市は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定の締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

※ 資料編 6-10 災害時における輸送業務に関する協定

(4) 物資を避難所等へ的確に供給する仕組みの構築

発災直後は、国や県等が支援の必要性を先読みして行う「プッシュ型」の支援に対応し物資を供給する。

その後は被災者のニーズに対応した物資を供給する「プル型」の支援に対応する。

物資集配拠点における物資の荷捌き業務や、物資集配拠点から避難所への配送は、一連の業務として考え、地域に詳しい宅配事業者による配送が効果的であるため、災害時における輸送業務に関する協定締結先の協力を得て、支援物資を迅速かつ円滑に避難所等に配送できるように、物資供給体制の仕組みを構築する。

※ 資料編 6-10 災害時における輸送業務に関する協定

(5) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

ア 住民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を指導する。

イ 在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

5 医薬品等の供給体制の確保

市は、県と連携し、大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等の供給体制を確保する。

6 血液製剤確保体制の確立

市及び県は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図る。

7 資機材供給体制の整備

(1) 趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所・指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画に基づき平時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(2) 備蓄倉庫及び物資の整備

災害に備えて、備蓄倉庫の整備と物資の備蓄を推進する。

資機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した防災備蓄倉庫への分散備蓄を行うよう努める。

※ 資料編 2-2 水防倉庫（水防機材・資材）

※ 資料編 2-6 指定避難所別資機材配備状況一覧表

(3) 災害時民間協力体制の整備

市は、レンタル資機材業者との災害時の協力協定の締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

※ 資料編 6-8 災害時における応急活動に関する協定等

8 義援物資の受入れ体制の整備

小口・混載の義援物資は被災した市の負担となることから、受け入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努める。

また、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入れ体制の整備、例外的に個人等からの義援物資を受け入れる場合の受入れ方法及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

さらに、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されないことがないよう、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

※ 資料編 6-10 災害時における輸送業務に関する協定等

第15 住宅の確保体制の整備

市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

市は、公的賃貸住宅の空き状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。

また、民間賃貸住宅関連事業者と協力し、災害時における民間住宅の空き家状況を把握する体制を確立するとともに、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その取扱い等について、あらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

災害時に応急仮設住宅を迅速に供与するため、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ選定した応急仮設住宅建設に適する建設用地の建設候補地台帳を作成・更新する等、供給体制の整備を行う。

また、東日本大震災等の事例を参考に、応急仮設住宅の配置案を検討する。

その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

※ 資料編 2-11 応急仮設住宅建設候補地

第16 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備

市は、第3章「災害応急対策計画」第2節「災害応急対策活動」第15「保健衛生、防疫、環境対策」及び「福岡県災害時健康管理支援マニュアル」（令和5年5月改訂）に示された活動要領・内容に習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のための研修等を行う。

2 防疫用薬剤及び資機材等の確保

市及び県は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握する等、平時からその確保に努める。

3 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を実施する。

また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

4 家畜防疫への習熟

市及び関係機関は、第3章「災害応急対策計画」第2節「災害応急対策活動」第15「保健衛生、防疫、環境対策計画」に示された活動要領・内容を習熟する。

第17 災害廃棄物処理体制の整備

1 ごみ処理体制の整備

(1) 趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3章「災害応急対策計画」第2節「災害応急対策活動」第22「災害廃棄物等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容を習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) ごみの仮置場の選定

市は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

■ごみの仮置場選定の基準

- ☐ 他の応急対策活動に支障がない場所
- ☐ 環境衛生に支障がない場所
- ☐ 搬入に便利な場所
- ☐ 分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

2 し尿処理体制の整備

(1) 趣旨

災害時に発生するし尿を適正に処理する体制を整備する。

(2) し尿処理要領への習熟と処理体制の整備

市は、第3章「災害応急対策計画」第2節「災害応急対策活動」第22「災害廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) 災害用仮設トイレの整備

災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄や業者等から確保できる体制を確保する。

3 がれき（災害廃棄物）処理体制の整備

(1) 趣旨

広域事務組合と連携し、災害による建物の消失、流失倒壊等の損壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリート等（以下、「がれき（災害廃棄物）」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害廃棄物の処理要領への習熟と処理体制の整備

市は、第3章「災害応急対策計画」第2節「災害応急対策活動」第22「災害廃棄物等の処理」に示されたがれき等処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) がれき（災害廃棄物）の仮置場の選定

短期間でのがれき（災害廃棄物）の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、がれき（災害廃棄物）の仮置場の候補地をあらかじめ選定し、搬送路の検討を行っておく。選定の基準は以下のとおりとする。

■災害廃棄物の仮置場選定の基準

- ☐ 他の応急対策活動に支障がない場所
- ☐ 環境衛生に支障がない場所
- ☐ 搬入に便利な場所
- ☐ 分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

(4) 応援協力体制の整備

広域事務組合と連携し、災害時に大量に発生するごみ・がれき（災害廃棄物）を処理するために必要な人員、資機材の確保等、収集・運搬・処理体制を整備する。

4 災害廃棄物処理計画の整備

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、宗像市災害廃棄物処理計画（令和2年3月）において具体的に示す。

5 広域的な処理体制・連携体制の確立

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単

位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

第18 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防

令和6年能登半島地震では、限られた主要道路の崩壊による寸断や港湾施設の損壊等により、多くの集落が孤立する、半島のリスクが明らかとなった。

本市においても、災害により、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態である孤立集落の発生が予想される。

孤立集落における通信の途絶や道路の寸断、物資の不足等に備えるため、孤立集落対策として、所要の予防措置を講ずるものとする。

1 災害時に孤立するおそれがある集落の把握

大雨による土砂や流木の堆積、道路や橋梁の損壊等により、孤立するおそれがある集落について、次の各号の把握に努めることとする。

- 1 場所
- 2 人口（要配慮者の状況を含む）
- 3 当該集落内の指定避難所の確保・整備状況
- 4 食料、飲料水、簡易トイレその他生活必需品の備蓄状況
- 5 非常用電源の配備状況
- 6 双方向の連絡が可能な非常用通信手段の配備状況
- 7 その他孤立集落発生時に必要となる事項

2 孤立状態に対する予防措置

災害時に孤立状態となる地域が発生しないよう、第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」に示す治水治山の対策や、土砂災害の防止等の取組を行うこととする。

3 必要となる設備や物資の確保

孤立するおそれがある集落が孤立状態に陥った際、必要となる設備及び物資等の確保に努めるとともに、当該集落が所在する市町村にあっては、当該集落内の避難所等に必要となる設備及び物資を配置するよう努めるものとする。

4 孤立集落解消及び物資輸送体制の整備

速やかに孤立状態を解消するため、第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第9節「交通・輸送体制の整備」に示す緊急輸送道路や港湾等の啓開体制を構築する。

また、倒木等による道路の寸断や港湾等の損壊、これらを要因とする輸送力の低下など、空

路による緊急輸送が有効と考えられる場合に、孤立集落が必要とする人員、資機材及び物資等を投入・輸送できるよう、ヘリコプターや無人航空機等を活用した、空路による輸送手段の確保に努めるものとする。

第19 農業の災害予防

市は、県及び防災関係機関と連携し、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、今後も生産基盤の整備を行っていく。

1 災害予防に関する試験研究の推進

災害予防・被害軽減対策の効果的な推進を図るため、台風や高温等の気象災害に関する品種や技術開発に関する、次のような試験研究成果の入手に努める。

■試験研究

- 高温耐性、耐湿性等をもった農作物新品種の開発に関する研究
- 防風ネットや果樹の仕立法等気象災害被害軽減技術開発に関する研究
- 土壌流亡防止等に関する研究

2 防災思想の普及

市は、災害を予防し、災害の発生した場合又はそのおそれがある時において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、民生の安定等を図るため、北筑前普及指導センター及び水土里ネット福岡、その他の関係団体等を利用して、「福岡県施設園芸用施設導入方針」に基づく施設整備や、土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努める。

第20 複合災害の予防

市、国、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1 職員・資機材の投入判断

市、国、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行う。

また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

2 訓練の実施

市、国、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえ

て災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第21 防災関係機関における業務継続計画

大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定める。

1 業務継続性の確保

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

2 市におけるBCP

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、特に重要な6要素である①市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気・水・食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理について定める。

第22 文教対策の推進

1 児童生徒等の安全確保対策

ア 東日本大震災において、児童生徒等を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例をふまえ、大規模災害が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない、又は時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。

学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。

イ 大規模災害の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。

ウ 非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実にできるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）の整備に努める。

エ 児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲料水や食料等の備

蓄を行う。

オ 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

(1) 通学・通園路の安全確保

ア 通学路は、警察、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。

イ 児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

ウ 幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。

(2) 登下校等の安全指導

ア 大規模災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。

イ 通学路や通園路の危険箇所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項の指導等を行う。

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立

第 2 節 災害応急対策活動

本章は、風水害時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順等の基本事項を定めたものである。

各対策項目は、被害の発生が予想される場合、及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

【余 白】

第1節 活動体制の確立

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害発生直前の警報等の伝達等の災害未然防止活動を実施するとともに、災害対策本部等を設置し、関係機関との緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

さらに、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。

なお、市及び防災関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するとともに、職員の健康管理等を徹底するものとする。

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、災害対策本部行動マニュアルの配備基準による。

■配備基準【風水害】

配備区分	配備基準	活動内容	配備要員
警戒配備 (警戒本部)	●宗像市に、大雨、土砂災害、暴風(海上除く)、高潮等の警報が発表されたとき ●福岡県内において気象防災速報(線状降水帯発生)が発表されたとき。 ●その他危機管理担当部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整	警戒配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる)
第1配備 (警戒本部) 又は (災害対策本部)	●宗像市に、大雨、土砂災害、暴風(海上除く)、高潮等の警報が発表され、被害の発生が予想されるとき、あるいは一部に被害が発生したとき ●その他本部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・河川水位の警戒 ・連絡調整 ・応急対策活動	第1配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・その他各部必要人員 (避難所担当職員は各避難所へ) ※ 消防団 ※ 宗像地区事務組合(上水道)

第2配備 (災害対策本部)	●宗像市に、大雨、土砂災害、暴風(海上除く)、高潮等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなったとき、あるいは市内の数箇所で被害が発生したとき ●その他本部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・河川水位の警戒 ・連絡調整 ・市内の警戒巡視 ・被害情報の収集、把握 ・応急対策活動	第2配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・その他各部必要人員 (避難所担当職員は各避難所へ) ※ 消防団 ※ 宗像地区事務組合(上水道)
第3配備 (災害対策本部)	●市内で多数の被害が発生するおそれがあるとき、あるいは発生したとき ●その他本部長が必要と認めるとき	・応急対策活動全般	第3配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・各部の半数以上の職員 (避難所担当職員は各避難所へ) ※ 消防団 ※ 宗像地区事務組合(上水道)
第4配備 (災害対策本部)	●市内の全域に被害が発生するおそれがあるとき、あるいは発生したとき ●その他本部長が必要と認めるとき	・応急対策活動全般	第4配備要員 ・職員全員 ※ 消防団 ※ 宗像地区事務組合(上水道)

- ※ 1 上記配備基準による配備要員は、必要に応じて増減し、また、部内及び部間で応援態勢をとる。
- ※ 2 市職員は、マスコミ報道、市緊急情報伝達システム、県防災メールまもるくん等から気象情報等を入手するとともに、可能な限り自宅で待機する。
- ※ 3 大島診療所職員は、健康福祉班の指揮下に入る。ただし、被災状況によっては、統括部の指示により、大島・地島全般の応急対応を支援する。
- ※ 4 各配備で参集する職員を各課等であらかじめ決めておく。
- ※ 5 各部主管課長は、各部長をサポートする。
- ※ 6 夜間・休日に災害情報等が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じて危機管理課員が参集する。

2 配備体制の決定

統括部（危機管理課）は、災害情報を収集し、その状況及び必要な対策を市長に報告する。市長は、報告に基づいて配備体制を決定し、動員を指示する。

3 参集指示

統括部（危機管理課）は、非常配備体制の決定がなされた場合は、配備要員への参集指示を行う。

参集指示の連絡は、以下に示す複数の手段により、すみやかに行う。

勤務時間内	○ 市緊急情報伝達システム、庁内放送、電話等
勤務時間外	○ 市緊急情報伝達システム、電話等

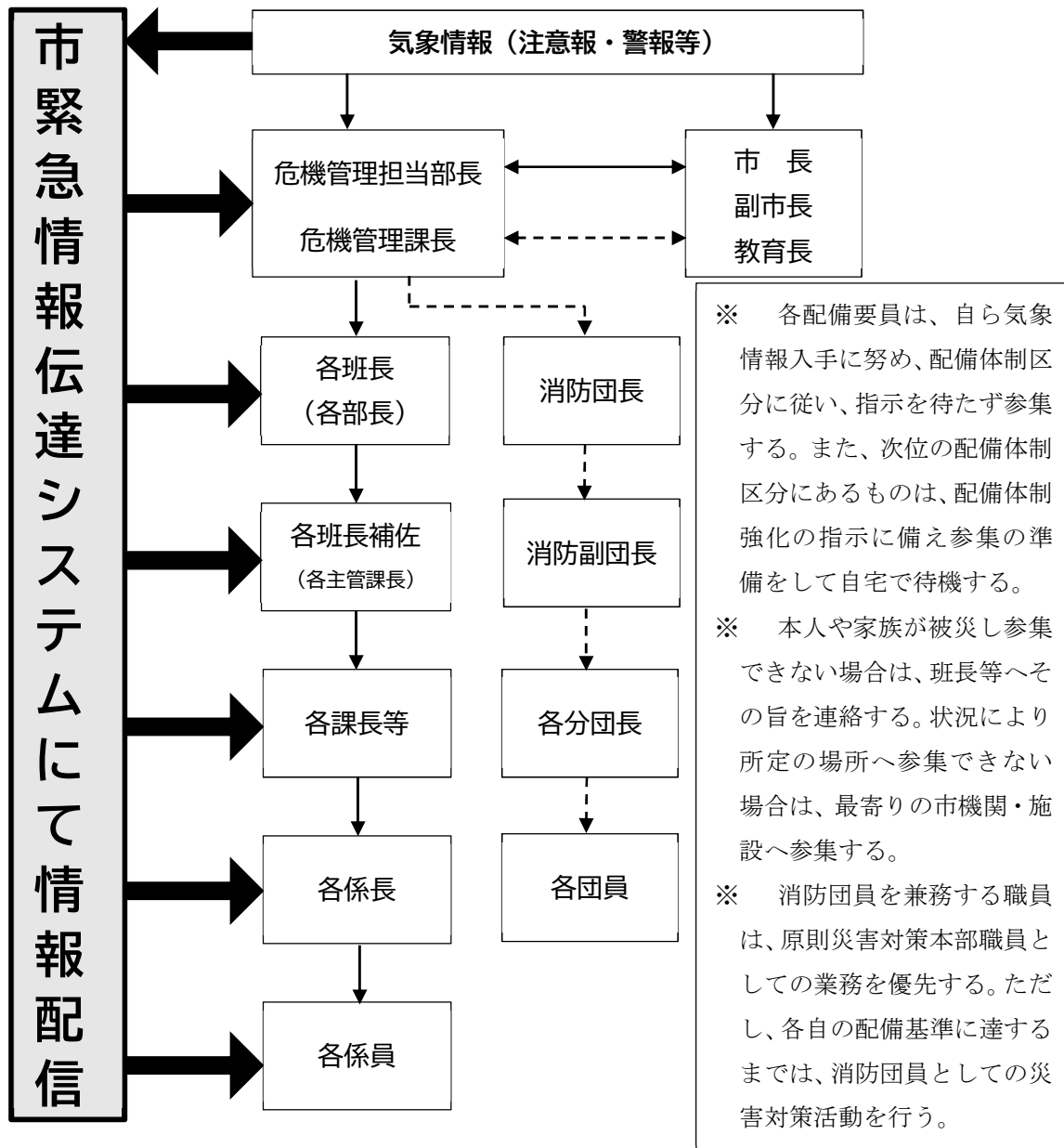
4 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間内・外を問わず、市緊急情報伝達システム及び災害時における緊急電話連絡網により、本部員及び配備要員を動員する（勤務時間内は、庁内放送も活用）。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）において、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■職員動員指令の連絡系統



6 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部）でとり集めた後、総務対策班に報告する。

※ 資料編 7-1 参集記録票

第2 警戒活動

1 警戒活動

災害対策本部設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、警戒配備要員を配備する。

■警戒活動の基準

- 宗像市に、大雨、土砂災害、暴風（陸上）、高潮等の警報が発表されたとき
- 福岡県内において気象防災速報（線状降水帯発生）が発表されたとき
- 台風の進路にあるが時間的余裕がある場合等で、危機管理担当部長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

風水害等警戒体制として、警戒配備要員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 気象情報等の収集伝達
- 水害、土砂災害等に関する情報収集
- 市役所本庁舎において、自主避難希望者の受け入れ

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて配備要員を招集する。

また、関係機関には、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。

※ 資料編 4-4 宗像市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 宗像市に大雨、土砂災害、暴風（陸上）、高潮等の警報が発表され被害が予想されるとき
- 台風の進路にあり被害が予想される場合で、市長が必要と認めるとき
- その他、市長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、本庁舎3階第2委員会室に設置する。
- 市民からの電話対応は本庁舎3階第2委員会室において総務対策班が行う。
- 市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、市長（本部長）の判断により、次のいずれかの施設に本部室を確保する。

第1順位：宗像ユリックス 第2順位：メイトム宗像（市民活動交流館）

2 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、以下のとおりとする。

■現地災害対策本部長の概要

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長（副市長）とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

3 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

統括部（危機管理課）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、関係機関、各コミュニティ運営協議会や職員に通知する。

■通知先と通達手段

<通信先>	<伝達手段>
① 各コミュニティ運営協議会	○ 市緊急情報伝達システム
② 庁内及び出先の職員	○ 一般加入電話、ファクシミリ
③ 福岡県防災企画課	○ 災害時優先電話
④ 福岡県北九州県土整備事務所宗像支所	○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム
⑤ 宗像地区消防本部	○ 防災行政無線、消防無線
⑥ 宗像警察署	○ 庁内LAN
	○ 衛星携帯電話

第4 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）が行う。

市長が不在又は連絡困難な場合は、以下の順位により、本部長（市長）に代わり意思決定を

すみやかに行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は事後すみやかに本部長（市長）にこれを報告し、その承認を得る。

■代行順位

第1順位：副市長	第2順位：危機管理担当部長	第3順位：危機管理課長
----------	---------------	-------------

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、以下のとおりとする。

各班員は、所属する組織とその役割を把握し、各種のマニュアルを確認しつつ、安全かつ迅速に行動を開始する。

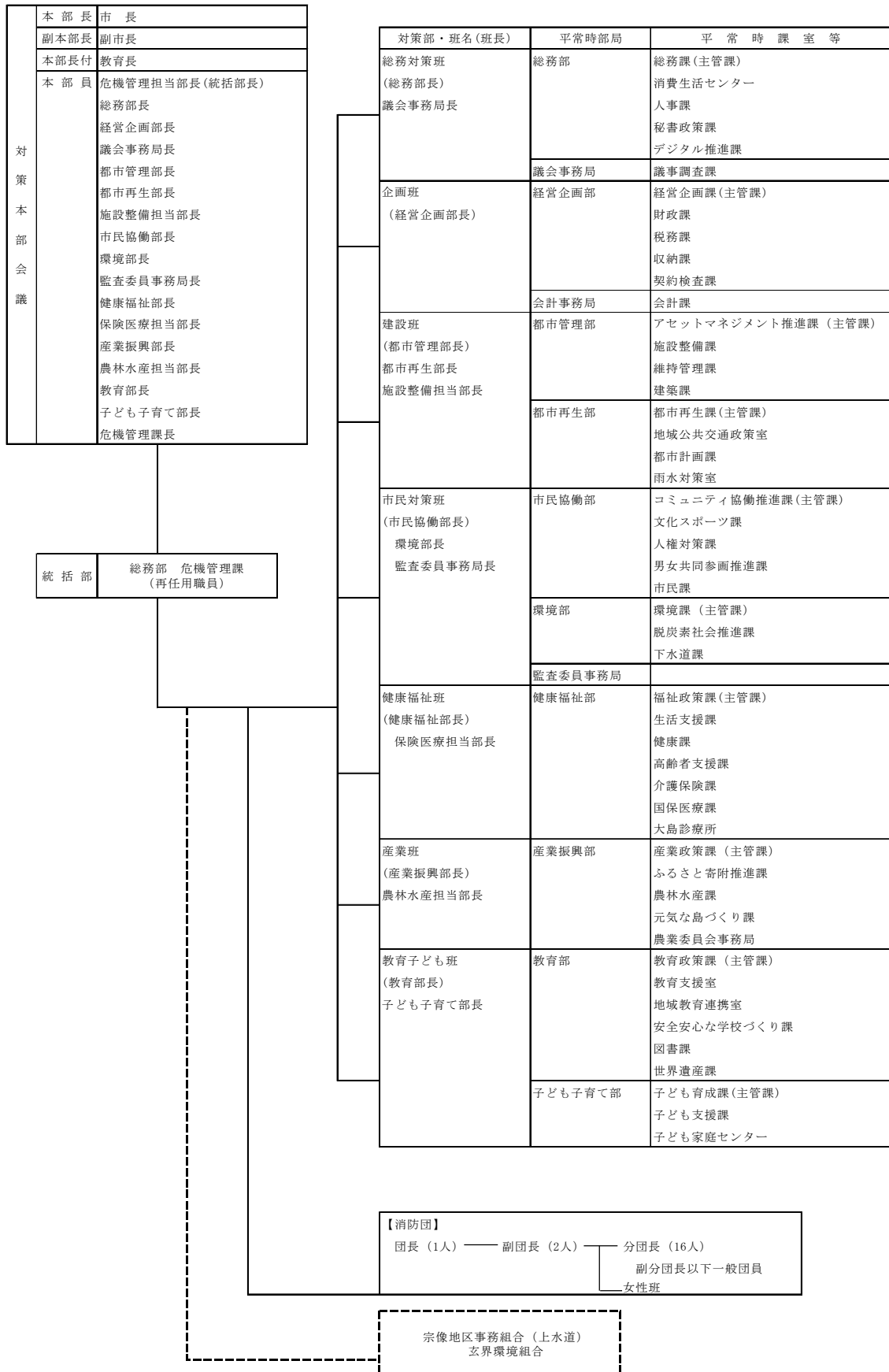
なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本部長	市長	○ 災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長	○ 本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員 (班長)	各部長、課長等のうちから本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、次の「■宗像市災害対策本部の組織構成図」に示す。

■宗像市災害対策本部の組織構成図（令和8年4月1日現在）



3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	○ 災害対策本部の組織構成図を参照
事務局	○ 統括部
協議事項	本部会議の議題（例） ○ 気象情報等の報告 ○ 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告 ・被害状況 ・応急措置状況 ・要請状況 ○ 各班（部）の対応状況、問題点報告 ○ 対応方針、対策実施スケジュールの検討 ○ 市の体制検討 ・配備態勢の切替 ・班（部）間の人員等の調整 ・応急対策に要する予算、資金調達 ・本部の廃止 ○ 外部への応援要請等の検討 ・自衛隊の災害派遣要請要求 ・県、他市町村及び関係機関、団体への応援要請 ・国、県への要望、陳情等 ○ 重要事項の検討 ・高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定 ・災害救助法の適用申請 ・激甚災害の早期指定要望 ・段階的避難所開設の決定 ○ 広報、記者発表の内容、時期等の検討

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、消防団、消防本部、警察、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

また、本部長の指示により、本部会議への出席を要請する。

5 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次の「■宗像市災害対策本部の事務分担表」のとおりである。
なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■宗像市災害対策本部の事務分担表

対策班(部)名	所 属		分 担 作 業
各班(部) 共通			1) 風水害、土砂災害、地震等へ警戒
			2) 災害対策本部との連絡
			3) 部課内の動員調整、安否確認
			4) 班の活動全体把握
			5) 地域割り巡回調査
			6) 避難所の開設・運営
			7) 連絡員の派遣
			8) 被災家屋認定に関する調査員の派遣
			9) その他必要なこと
統括部	総務部	危機管理課	1) 各班(部)の動員調整、総合連絡統制
			2) 市長、副市長等との連絡調整
			3) 災害対策本部の設置、運営及び廃止
			4) 配備体制の決定・動員指示
			5) 応急対策全般の調整
			6) 気象情報、地震情報、その他の情報収集、記録調整、伝達、提供
			7) レベル4土砂災害危険警報の受信及び指定区域への対応
			8) 自主避難所の開設及び自主避難希望者への対応
			9) 避難所の開設及び閉鎖決定、開設・閉鎖指示
			10) 避難指示等の発令・解除、警戒区域の設定
			11) 避難所への職員配置指示
			12) 消防団の出動指示、連絡調整
			13) 県、警察、消防、自衛隊及び協定機関等との連絡調整、応援要請
			14) 記録全般
			15) 臨時ヘリポートの開設指示
			16) 災害救助法の適用及び関連事務
			17) 国への報告
			18) 国の現地対策本部の受入れ
			19) 復興計画の総合調整
			20) 再任用職員との連絡調整
			21) 排水ポンプ車対応
総務対策班	総務部	総務課	1) 電話対応総括
		人事課	2) 災害情報の取集、記録、報告
		秘書政策課	3) 参集職員の把握
		デジタル推進課	4) 災害義援金の受入及び配分
	議会事務局	議事調査課	5) 被災者相談窓口の開設

対策班(部)名	所 属		分 担 作 業
総務対策班			6) 行方不明者名簿の作成
			7) 消費生活に関すること
			8) 避難所担当職員との連絡調整
			9) 避難所からの要請対応
			10) 避難者の把握
			11) 災害対策本部オペレーションルーム設置
			12) 通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧
			13) 各種情報の庁内共有
			14) 災害広報（インターネット、メール等）
			15) 報道機関への協力要請、取材対応
企画班	経営企画部	経営企画課（主幹課） 財政課 税務課 収納課 契約検査課	1) 被災家屋認定調査
			2) 罹災証明書の申請受付・発行
			3) 被災者支援システムの管理
			4) 人的支援受入れ係（受援班）
			5) 物的支援受入れ係（受援班）
			6) 民間事業者への協力依頼（受援班）
	会計事務局	会計課	7) 地域巡回調査の統括
			8) 応急対策に係る財政措置
建設班	都市管理部	アセットマネジメント 推進課（主幹課） 施設整備課 維持管理課 建築課	1) 風水害、土砂災害等への警戒
			2) 所管施設の被害調査、応急対策、災害復旧事業の推進
			3) 被災地の現地調査
			4) 道路情報等の収集、通行規制、広報
			5) 道路、河川上の障害物除去
			6) 道路交通の確保
	都市再生部	都市再生課（主幹課） 地域公共交通政策室 都市計画課 雨水対策室	7) 被災建築物、宅地、家屋等の応急危険度判定
			8) 仮設住宅の建設、入居者の選定
			9) 市庁舎・通信施設保全管理・復旧
			10) 公共施設等の利用調整
			11) 公用車等の確保・配車
			12) 所管施設の巡視
			13) 援護支援対策
市民対策班	市民協働部	コミュニティ協働 推進課（主幹課） 文化スポーツ課 人権対策課 男女共同参画推進課 市民課	1) 活動業務全体調整
			2) 瓦礫、障害物等の処理
			3) 被災家屋等の消毒
			4) 動物の保護、収容
			5) 自走式トイレカー等仮設トイレの設置
			6) し尿の処理
	環境部	環境課（主幹課）	7) 遺体の収容、安置、火葬

対策班(部)名	所 属		分 担 作 業
市民対策班	監査委員事務局	脱炭素社会推進課 下水道課 監査委員事務局	8) 下水道及び雨水排水対策
			9) コミュニティ運営協議会等との連絡調整
			10) 宗像地区事務組合との連絡調整
			11) 災害ボランティアセンターとの連絡調整
			12) 所管施設の応急対応
			13) 廃棄物関係施設の応急対応
健康福祉班	健康福祉部	福祉政策課(主管課) 生活支援課 健康課 高齢者支援課 介護保険課 国保医療課 大島診療所	1) 所管施設等の被害調査及び応急対応
			2) 医療救護
			3) 避難行動要支援者支援対策
			4) 被災者の健康管理
			5) 福祉避難所との調整及び指定福祉避難所の運営
			6) 日常生活圏地域包括支援センター運営支援
			7) 災害弔慰金の支給及び災害救援資金の貸与
			8) 被災者生活再建支援
産業班	産業振興部	産業政策課(主管課) ふるさと寄附推進課 農林水産課 元気な島づくり課 農業委員会事務局	1) 各施設等の被害調査
			2) 所管施設の巡視
			3) 安全対策
			4) 援護支援対策(商工、農業、水産)
			5) 離島地域の情報収集
			6) 離島地域に関する対策本部との調整
			7) 離島地域の援護対策
			8) 渡船の運行管理
			9) 大島・地島に必要な防災対策
教育子ども班	教育部	教育政策課(主管課) 教育支援室 地域教育連絡室 安全安心な学校づくり課 図書課 世界遺産課	1) 市立学校休校判断
			2) 所管施設等の被害調査及び応急対応
			3) 応急文教及び応急保育対策
			4) 健康福祉班との連携・支援
			5) 世界遺産関連資産の状況確認
	子ども子育て部	子ども育成課 子ども支援課 子ども家庭センター	

対策担当	所 属	分 担 作 業
消防団 (水防団)	各分団及び女性消防団員	1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒
		2) 災害対策本部との連絡調整
		3) 各種情報の収集・伝達
		4) 消火活動
		5) 水防活動（応急活動、警戒、巡回パトロール）
		6) 救急、救助、救護活動
		7) 避難指示等の伝達、避難誘導
		8) 行方不明者等の捜索・救助
		9) 市民の安全確保
		10) その他必要なこと
その他	宗像地区事務組合	1) 所管施設の応急対応
		2) 飲料水の確保、供給
		3) その他別途「災害時の連携協定」による

■地区巡回パトロール一覧

パトロール担当地区	対策班名
吉武地区・赤間地区	企画班
赤間西地区・河東地区	市民対策班
自由ヶ丘地区・南郷地区	健康福祉班
東郷地区・日の里地区・離島地区（大島・地島）	産業班
玄海地区（地島除く）・池野地区・岬地区	教育子ども班

※ 地域の状況把握、情報収集を目的とし、直接的な応急対応はせず、本部への連絡を基本とする。

※ 離島地区（大島・地島）の初動期のパトロールは、該当地区在住職員等への協力を求める。

■宗像市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施 設 名 等
本部活動	災害対策本部	市庁舎 ＊建物破損等の場合は本部長の判断により移設する。順位は以下のとおり。 1. 宗像ユリックス 2. メイトム宗像
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	宗像ユリックス多目的広場ほか
	災害ボランティアセンター	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会
医療救護	地域災害医療情報センター	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	宗像水光会総合病院
交通輸送対策	県緊急輸送道路	(1次) 一般国道：3号、495号 (2次) 主要地方道：宗像玄海線、若宮玄海線、 福間宗像玄海線、宗像篠栗線

対策項目	防災拠点機能	施設名等
交通輸送対策	物資輸送拠点	宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた
	臨時ヘリポート	城山中学校グラウンド、河東中学校グラウンド、宗像ユリックス芝生広場、玄海中学校グラウンド、地島小学校グラウンド、鐘崎漁村広場、大島運動場
避難対策	指定避難所 指定緊急避難場所 一時避難場所	資料編 2-5 指定避難所及び指定緊急避難場所 参照
要配慮者対策	福祉避難所	資料編 6-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 参照
生活救援	市備蓄倉庫	状況に応じて指定
	給水拠点	指定避難所等
	炊き出し場所	指定避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	宗像中央公園、日の里第7号公園、自由ヶ丘第11号公園
清掃活動	がれき（災害廃棄物）の集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	状況に応じて指定
水防対策	水防（資機材）倉庫	勤労者体育センター敷地内、市役所、城山中学校下、大島行政センター

第5 受援体制

1 基本方針

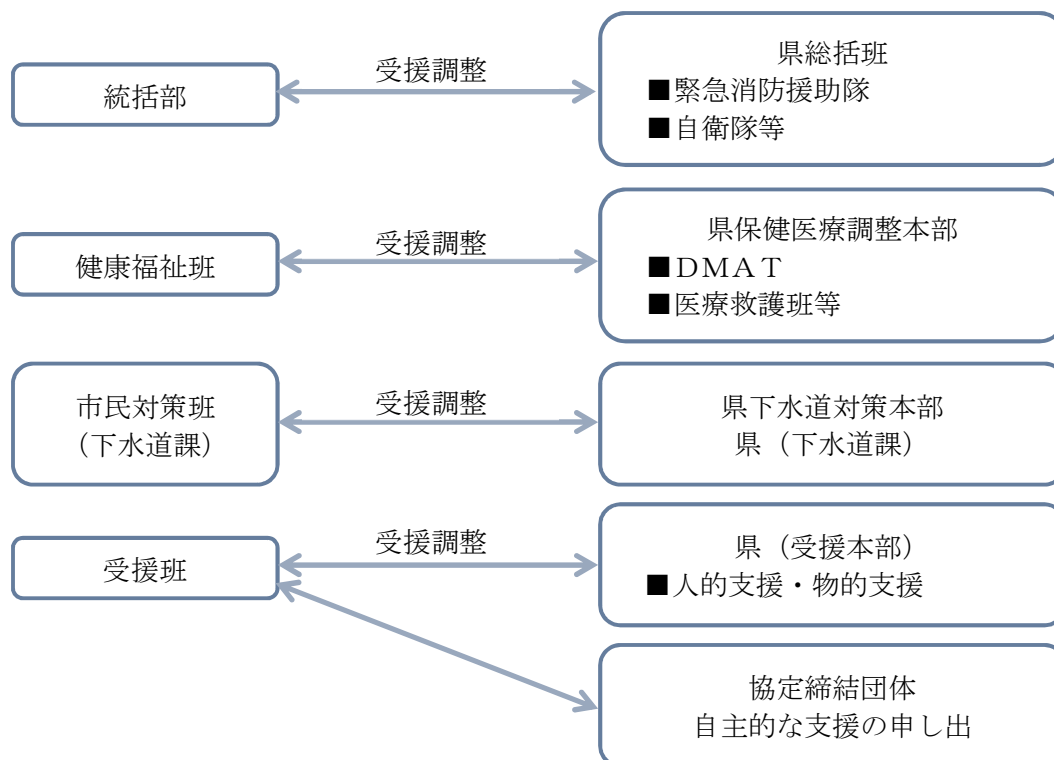
災害時の受援能力の強化を図るため、受援体制の構築、業務継続計画をふまえた受援対象業務の選定、支援の要請・受入れ手順を定めた災害時受援計画に基づき、災害時は以下の方針で運用する。

- 躊躇せずに素早く支援を求める。
- 支援機関と積極的にコミュニケーションをとる。

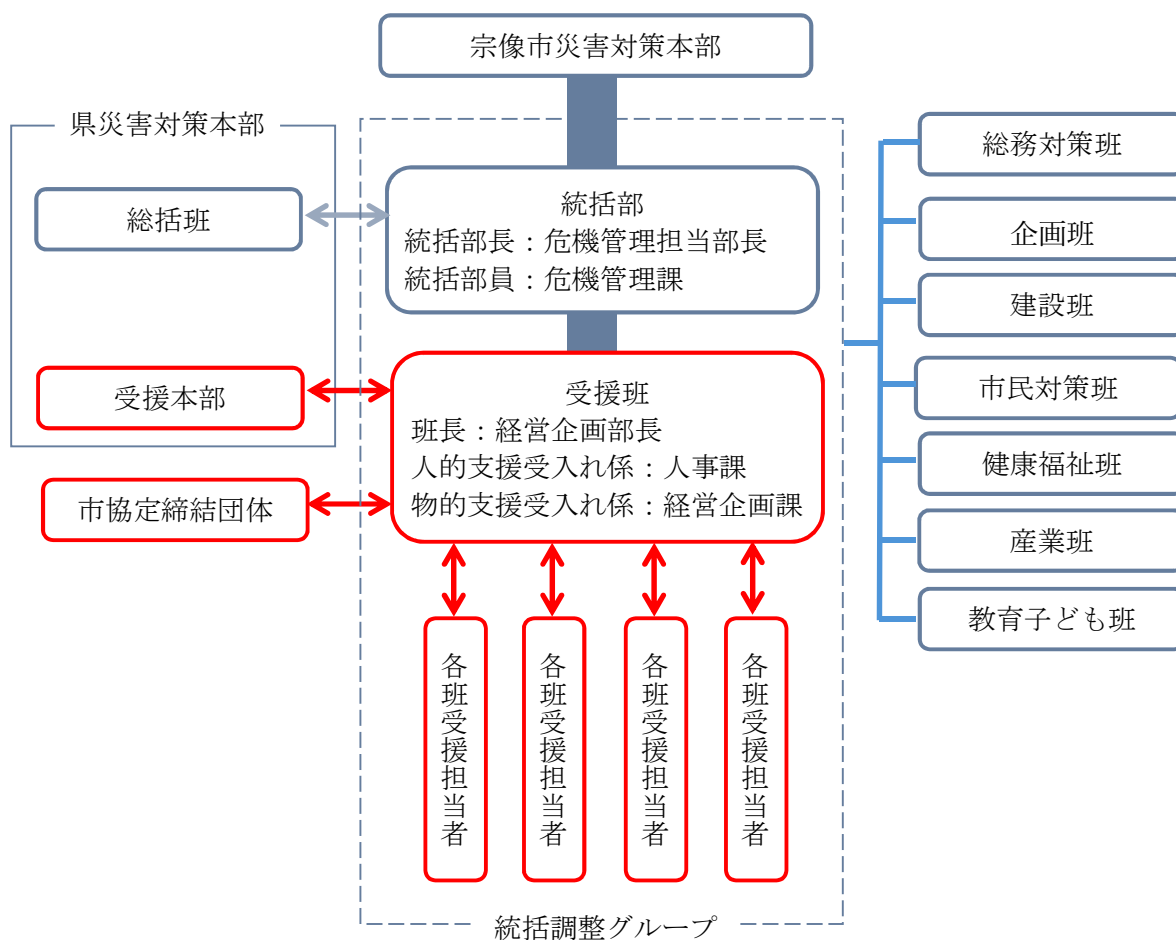
2 受援体制

災害時における応援を円滑に受け入れるため、応援受入れの総合的窓口として「受援班」を設置する。

■ 受援の基本的な枠組み



■ 受援班の組織



第6 自衛隊の災害派遣要請

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期する。

1 災害派遣要請の基準

- (1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

2 派遣の要請種類

- (1) 要請による災害派遣（自衛隊法第 83 条第 2 項）
 - ア 天災地変その他の災害に際して、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等からの部隊等の派遣の要請に基づき、防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣。
 - イ 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときの（1）の要請を待たない部隊等の派遣。
- (2) 近傍災害派遣（自衛隊法第 83 条第 3 項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣。
- (3) 予防派遣（防衛庁訓令）

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が事態やむをえないと認めたときの部隊等の派遣。

3 派遣要請要領

- (1) 派遣要請依頼等

市長は、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

■災害派遣の要件

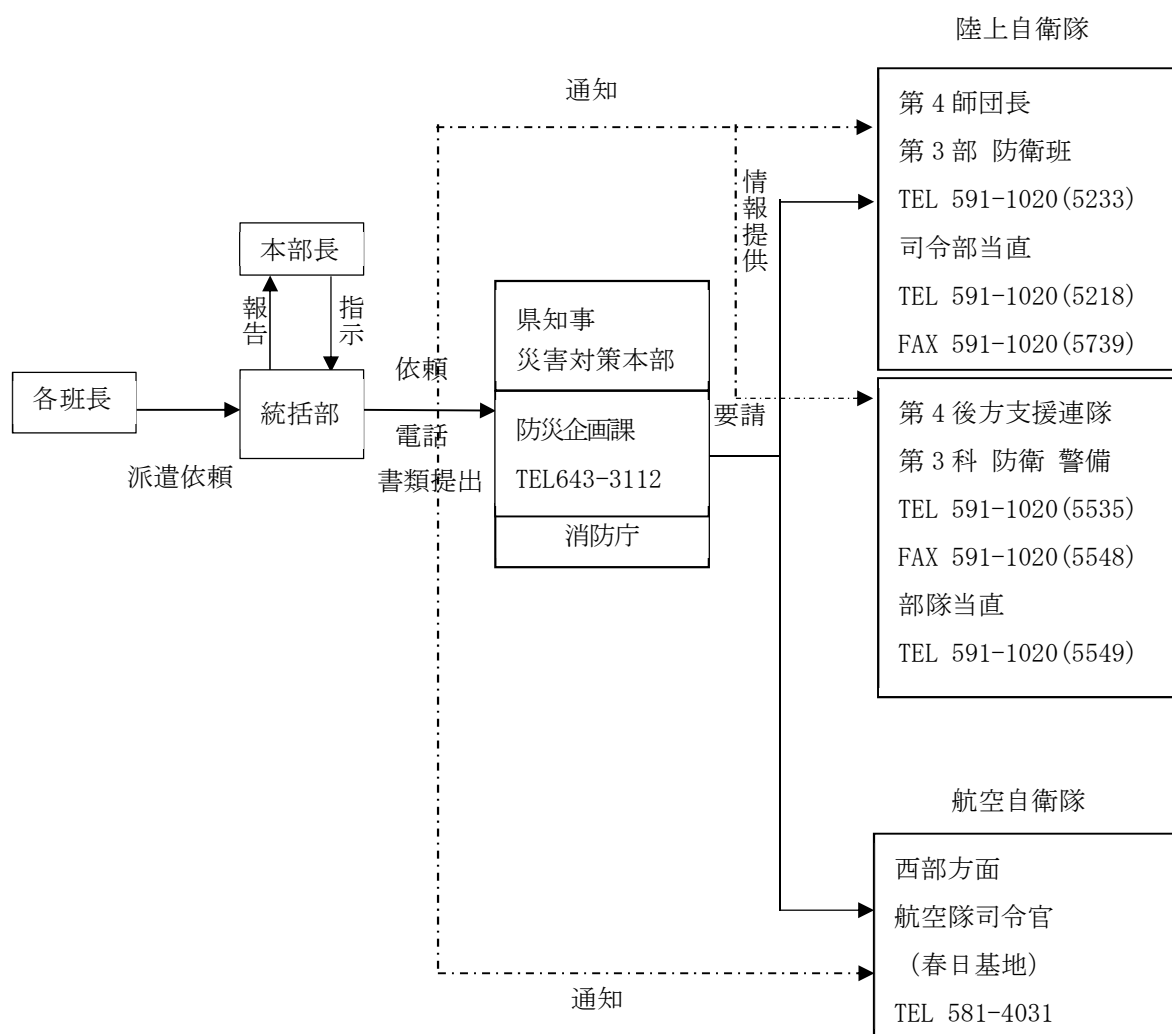
- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①公 共 性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。②緊 急 性：差し迫った必要性がある。③非代替性：自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。 |
|---|

ア 派遣要請依頼

統括部（危機管理課）は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後すみやかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、県知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

市は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ体制を整備する。



(2) 要請による部隊派遣

知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は以下の要領で行う。

ア 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長（自衛隊法第83条第1項及び第2項の規程により、知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。以下同じ。）は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

また、知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には、関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡する。

イ 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して、被害がまさに発生しようとしている場合、知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、知事等、警察、消防等関係機関と密接に連絡調整する。

エ 防災関係者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して防災関係者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(3) 知事等の派遣要請を受けるいとまがない場合の部隊派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 海難事故、運航中の航空機に異常な事態の発生を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に県知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

4 派遣部隊の受入れ体制

(1) 派遣部隊の受入れ体制

総括部（危機管理課）は、自衛隊の派遣が確定したときは、以下のとおり受入れ体制を準備する。

■受入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	応援を求める作業について、すみやかに作業計画を立てる。 ○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 ○ 臨時ヘリポートの開設準備 （ヘリコプターの応援要請を行った場合）
資機材の準備	○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保する ○ 諸作業に関係のある管理者への了解を取る。
自衛隊集結地	○ 市が指定する場所（小中学校グラウンド、宗像ユリックス多目的広場）
連絡窓口	○ 総括部（危機管理課）に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○ 専用電話回線を確保する。
連絡班及び偵察班等	連絡班及び偵察班等を受け入れるとともに必要な情報を提供

(2) 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2市町以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町と協議して定める。

■経費の負担範囲

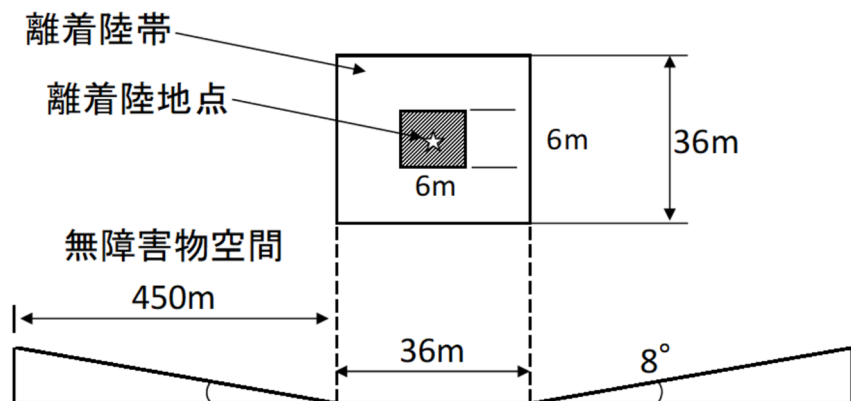
○ 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る） ○ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料 ○ 活動のため現地で調達した資器材の費用 ○ その他の必要な経費については事前に協議する

(3) その他

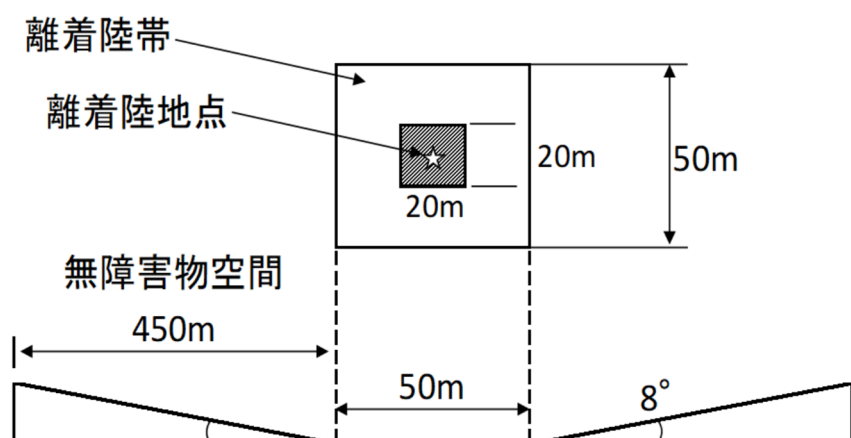
ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行なった場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

ヘリポート発着点の基準

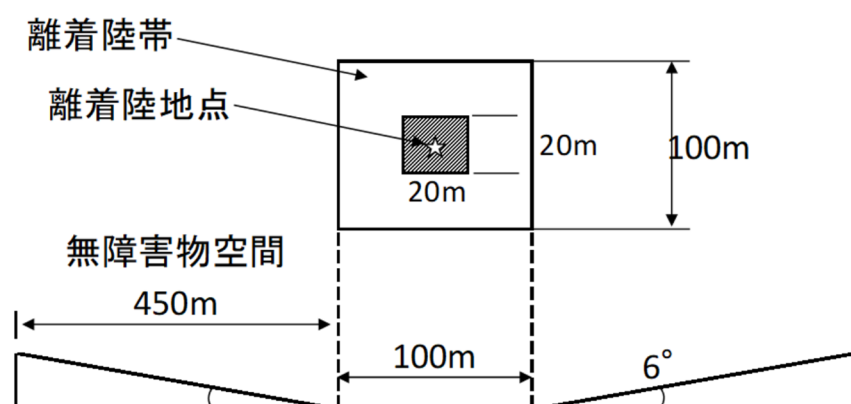
(1) UH-1J (中型ヘリ)



(2) UH-60JA (中型ヘリ)



(3) CH-47J (超大型ヘリ)



- ※ ① 離着陸地点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。
 ② 無障害物空間とは、発着に障害とならない地帯をいう。
 ③ この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

5 派遣部隊等の活動内容

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各関係機関と緊密な連絡を保って互いに協力し、以下の業務を実施する。

■災害発生前の活動

- 連絡班及び偵察班の派遣
- 出動準備体制への移行（司令部及び部隊の体制を整備）

■災害発生後の活動

- | | | |
|---------------|---------------|----------------|
| ○ 被害状況の把握 | ○ 避難の援助 | ○ 被災者の捜索救助 |
| ○ 水防活動 | ○ 消火活動 | ○ 道路又は水路の応急啓開 |
| ○ 応急医療、救護及び防疫 | ○ 人員及び物資の緊急輸送 | ○ 給食、給水及び入浴の支援 |
| ○ 危険物の保安及び除去 | ○ その他 | |

6 派遣部隊等の撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めたときは、県知事に自衛隊の撤収を要請する。

※ 資料編 9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

第7 応援要請

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

市は、県（受援本部等）を通じた応援要請を行う場合、受援班が行う。

1 県等への要請

受援班は、必要に応じて県（受援本部等）を通じ、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するほか、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

■県への応援要請の手続き

要請先	県受援本部等（県防災危機管理局）	
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）	
応援要請	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項	

職員の派遣 要請・斡旋	○ 派遣の要請又は斡旋を求める理由	○ 派遣される職員の給与その他勤務条件
	○ 職員の職種別人員数	
	○ 派遣を必要とする期間	○ その他必要な事項

2 国の機関への要請

受援班は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

■指定地方行政機関等への応援要請の手続き

要請先	県受援本部等（県防災危機管理局）、指定地方行政機関	
伝達方法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）	
職員の派遣 要請・斡旋	○ 派遣・斡旋を要請する理由	○ 派遣される職員の給与その他勤務条件
	○ 職員の職種別人員数	
	○ 派遣を必要とする期間	○ その他必要な事項

3 他市町村への要請

受援班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

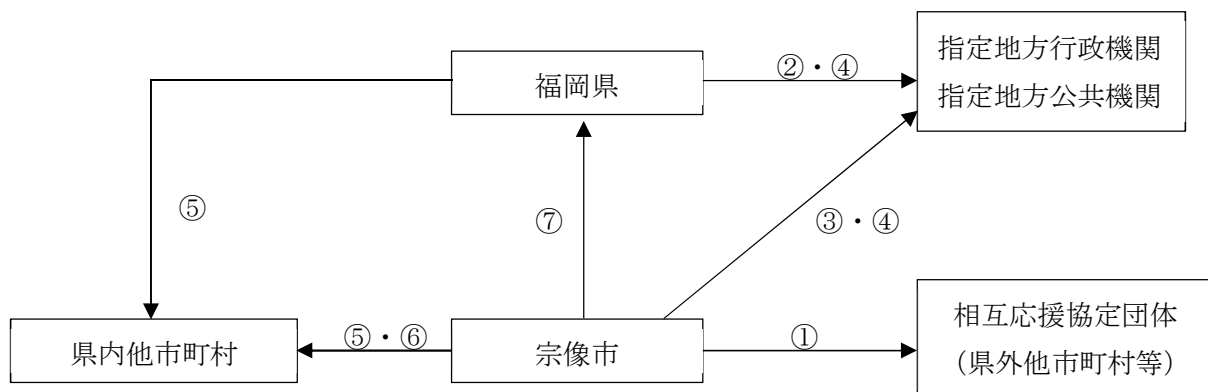
なお、複数の市町村に要請する場合は県受援本部等に要請し、災害対策に万全を期する。

応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

本市の隣接市町において大規模災害の発生を覚知したときは、自らの被災がない、あるいは軽微な場合には、あらかじめ締結している応援協定等に基づき、すみやかに応援体制を整える。

※ 資料編 6-1 福岡県消防相互応援協定等

■応援要請の系統図



要請等の内容		要請等の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関等の職員の派遣要請（県からの他機関等への要請）	災害対策基本法第29条第1項
③	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関等の職員の派遣要請（市からの他機関等への要請）	災害対策基本法第29条第2項
④	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関等の職員の派遣あっせん要求（県及び市からの他機関等への要求）	災害対策基本法第30条第1項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっせん要求（県及び市からの他自治体等への要求）	災害対策基本法第30条第2項
⑥	応急措置のための応援要請（市からの他市町村への要請）	災害対策基本法第67条第1項
⑦	応急措置の応援又は応急措置の実施要請（市から県への要請）	災害対策基本法第68条

4 消防機関

(1) 県内への消防応援要請

市長又は消防長は、大規模災害で必要と認めるときは、福岡県消防相互応援協定書に基づき、県内の他市町村長又は消防長に対し、応援を要請する。

また、個別に結んだ応援協定書による場合は、協定に基づき、応援を要請する。

※ 資料編 6-1 福岡県消防相互応援協定等

ア 応援要請の種別

第一要請	○ 現在締結している隣接市町等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	○ 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

イ 応援要請の方法

市長又は消防長から他の市町村等の長又は消防長に対し、地域代表消防機関等を通じて行う。

ウ 県への連絡

応援要請を行った市長又は消防長は、地域代表消防機関等を通じて県にその旨を通報する。

また、航空応援が必要となった場合は、消防長が直ちに市長に報告し、その指示に従って県知事に航空応援の要請を行う。

この場合、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行う。

(2) 県外への消防応援要請

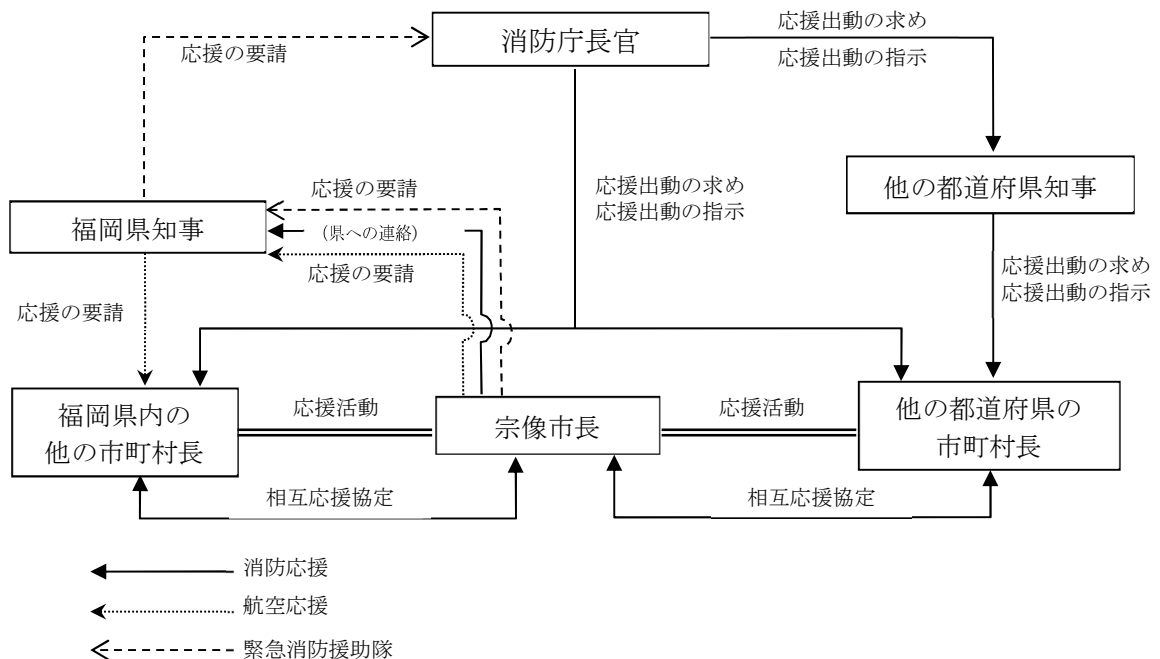
市長は、県内の消防力では対処できないと判断したときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、広域航空応援を要請する。

■県外への消防応援要請の手続き

要請先	県知事（防災危機管理局）	
伝達方法	文書（緊急のときは、災害時優先電話等で行い、事後文書送付）	
伝達事項	○ 災害発生日時 ○ 災害発生場所 ○ 災害の種別・状況 ○ 人的・物的被害の状況	○ 応援要請日時・応援要請者職氏名 ○ 必要な部隊種別 ○ その他参考事項

■消防機関への応援要請の流れ



(3) 広域消防本部の受入れ

市及び消防本部は、広域消防応援が確定したときは、受入れ準備を行う。

■受入れ準備

- 応援を求める任務の策定
- ヘリポートの確保
- 応援要員の宿舎の手配
- 装備資機材の配付準備等

5 国の現地対策本部の受入れ

大規模災害時において、国との連携は、被災地の状況の的確な把握や被災地の実情に合わせ

た迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、市は、国の現地対策本部が設置される場合、その受入れに可能な範囲で協力する。

第8 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより可能な限り速やかに所定の手続を行う必要がある。

なお、統括部（危機管理課）は、市域内における災害救助法の適用及び救助の実施を行う。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。

国の災害対策本部が設置された時は、災害が発生する前段階であっても、災害救助法を適用することができる。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。

本市における具体的適用は、以下のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市内 80 世帯以上	第 1 項第 1 号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500 世帯以上 かつ市内 40 世帯以上	第 1 項第 2 号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000 世帯以上 かつ市内多数 ※	第 1 項第 3 号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第 1 項第 3 号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第 1 項第 4 号

注)・※ 印の場合は、県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

・住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

※ 資料編 5-5 被害の判定基準

2 災害救助法の適用手続

(1) 統括部（危機管理課）は、市域の被害の程度が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既の実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

(2) 統括部（危機管理課）は、前記1の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。

(3) 統括部（危機管理課）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を速やかに情報提供する。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

4 救助の実施

災害救助法による救助の種類は、以下のとおりである。

■救助の種類

実施者	救 助 の 種 類
県知事	○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 応急仮設住宅（建設分）の供与
市長	○ 避難所の供与 ○ 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与 ○ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 ○ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ○ 医療及び助産 ○ 被災者の救出 ○ 福祉サービスの提供（災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を除く。 ○ 被災した住宅の応急修理 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬 ○ 遺体の搜索及び処理 ○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うことができる。

また、市長は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとする。

6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則及び同細則に基づく救助の程度等に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

※ 資料編 5-7 災害救助法による救助内容

7 災害救助費関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

統括部（危機管理課）は、関係各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事（県災害対策本部）に報告する。

第9 要員の確保

災害対策を実施するために必要な労働者及び技術者等の動員、雇入れは、市において行うが、市のみでは必要な労働者等を確保できない場合、市の要請により労働者については公共職業安定所があつせんし、技術者等は市が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で応援を実施する。

1 労働者等確保の種別、方法

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は概ね以下によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

■労働力確保の手段

- 災害対策実施機関の関係者等の動員
- ボランティア等の受入れ（第3章「災害応急対策」第1節「災害応急対策活動」第10「災害ボランティアの受入・支援」）
- 公共職業安定所による労働者の斡旋
- 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

2 労働力確保の要請

企画班は、ハローワーク福岡東に対し、以下の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介の斡旋を依頼する。

■公共職業安定所への要請事項

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ① 必要となる労働者の人数 | ⑦ 休憩時間及び休日に関する事項 |
| ② 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項 | ⑧ 就業の場所に関する事項 |
| ③ 労働契約の期間に関する事項 | ⑨ 社会保険、労働保険の適用に関する事項 |
| ④ 賃金の額に関する事項 | ⑩ 労働者の輸送方法 |
| ⑤ 始業及び終業の時刻 | ⑪ その他必要な事項 |
| ⑥ 所定労働時間を超える労働の有無 | |

3 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間業者等への協力要請を行う。

- ※ 資料編 6-6 災害時における物資の供給に関する協定
- ※ 資料編 6-7 災害時における燃料供給に関する協定
- ※ 資料編 6-8 災害時における応急活動に関する協定
- ※ 資料編 6-9 災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定
- ※ 資料編 6-10 災害時における輸送業務に関する協定
- ※ 資料編 6-11 その他災害時における防災に関する協定等

■要請先、内容

要請先	内 容 等
民 間 団 体	○ 日赤奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民 間 業 者	○ 販売業者、流通業者、事業者等に対し、食料、飲料水、生活物資、資材置場、車両、資機材、医薬品、輸送、ごみ（災害廃棄物）処理、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

4 従事命令等

応急措置を実施するために緊急の必要がある場合又は特に必要があると認めた場合は、命令又は協力命令等を執行し、以下のとおり、関係機関に対し、当該応急措置の業務に従事させることができる。

■従事命令等とその執行者

対象作業	命令区分	執行者	対象者及び物件	根拠法令
災害応急 対策事業	従事命令	市長	○ 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法 第65条第1項
		警察官 海上保安官	○ 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法 第65条第2項
		自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	基本法 第65条第3項
	従事命令	県知事 又は 市長	○ 医師、歯科医師、薬剤師 ○ 保健師、助産師、看護師 ○ 土木技術者、建築技術者 ○ 大工、左官、とび職 ○ 土木、建築業者及びこれらの従業者 ○ 地方鉄道業者及びその従業者 ○ 軌道経営者及びその従業者 ○ 自動車運送業者及びその従業者 ○ 船舶運送業者及びその従業者 ○ 港湾運送業者及びその従業者	基本法 第71条第1項
	協力命令	県知事又は 市長	○ 救助と要する者及びその近隣の者	基本法 第71条第1項

対象作業		命令区分	執行者	対象者及び物件	根拠法令
災害応急 対策作業	災害応急 対策全般	従事命令	警察官	○ その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他の関係者	警察官職務執行法 第4条第1項

対象作業		命令区分	執行者	対象者及び物件	根拠法令
災害救助 作業	救助法に基づ く救助	従事命令	知事	○ 医師、歯科医師、薬剤師 ○ 保健師、助産師、看護師 ○ 土木技術者、建築技術者 ○ 大工、左官、とび職 ○ 土木、建築業者及びこれらの従業者 ○ 地方鉄道業者及びその従業者 ○ 軌道経営者及びその従業者 ○ 自動車運送業者及びその従業者 ○ 船舶運送業者及びその従業者 ○ 港湾運送業者及びその従業者	救助法第 7 条
		協力命令	知事	○ 救助と要する者及びその近隣の者	救助法第 8 条
消防作業		従事命令	消防吏員 消防団員	○ 火災の現場付近にある者	消防法第 29 条 第 5 項
水防作業		従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	○ 区域内に居住する者又は水防の現場に ある者	水防法第 24 条

注)・県知事又は県知事の委任を受けた町長は、公用令書をもって執行する。

- ・県知事又は県知事の委任を受けた町長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。
- ・執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する。

第10 災害ボランティアの受入・支援

1 受入窓口等の設置

(1) 災害ボランティアセンターの設置

大規模災害が発生したときは、市民対策班は、社会福祉協議会に対し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営を要請する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、社会福祉協議会等と連携して、ボランティア相互の情報交換の場の提供等を通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会等が設置する市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

また、災害ボランティアセンターと連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。

さらに、福岡県NPO・ボランティアセンターのホームページ等を活用し、災害ボランティア関係団体との情報交換等、緊密な連携を図る。

加えて、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬が円滑に行われるよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

災害ボランティアセンターの主な役割は、以下のとおりである。

■災害ボランティアセンターの役割

- ボランティアの受付・募集、ボランティア保険の受付・申し込み
- 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握及び情報提供
- ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ボランティア活動用資機材の確保
- ボランティア連絡会議の開催
- 市との連絡調整
- その他ボランティア活動について必要な活動

(2) 日本赤十字社福岡県支部、NPO・ボランティア等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援する。

(3) 市による支援

市は、災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

■市の災害ボランティアセンターへの支援

- 設置場所の提供
- 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等の提供
- 職員の派遣
- 被災状況についての情報提供
- 片づけごみ等の収集運搬
- その他必要な事項

2 連絡調整等

被災者からボランティアの要請等があった際には、災害ボランティアセンターの窓口を案内するとともに、災害ボランティアセンターについて広く周知する。

3 災害ボランティアの活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

■生活支援に関する業務

- | |
|------------------------------|
| ○ 被災者家屋等の清掃活動 |
| ○ 災害ボランティアセンター運営の補助 |
| ○ 指定避難所運営の補助 |
| ○ 炊き出し、食料等の配布 |
| ○ 救援物資等の仕分け、輸送 |
| ○ 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供） |
| ○ 高齢者、障がい者等の介護補助 |

○ 被災者の話し相手・励まし
○ 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
○ 子供の見守り、母子の相談・対応
○ その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業

■専門ボランティアの活動内容

○ 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
○ 救急・救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等）
○ 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者）
○ 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
○ 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
○ 土木ボランティア（公共土木施設の調査等）
○ 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
○ 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
○ 各種相談ボランティア（精神科医、臨床心理士、心理カウンセラー、保健師、家庭児童相談所職員、保育士等）
○ その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

市災害対策本部は災害ボランティアセンターと連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。

第2節 災害応急対策活動

第1 防災気象情報等の伝達

市域に災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を住民に迅速かつ確実に伝達するため、また、これらに資するために必要な観測記録を迅速確実に収集するため、適切な防災対策の実施を図る。

1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統

(1) 気象情報

福岡管区気象台は、以下の気象情報等を発表する。

なお、注意報・警報の細分区域では、本市は福岡県福岡地方に該当する。

■注意報・警報等の定義及び種類

定 義		種 類
特別警報	宗像市において予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を呼び掛けるために発表する。	レベル5 氾濫特別警報 レベル5 大雨特別警報、 レベル5 土砂災害特別警報 レベル5 高潮特別警報 暴風特別警報、暴風雪特別警報、 大雪特別警報、波浪特別警報
危険警報	宗像市において重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を呼び掛けるために発表する。	レベル4 氾濫危険警報 レベル4 大雨危険警報、 レベル4 土砂災害危険警報 レベル4 高潮危険警報
警報	宗像市において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	レベル3 氾濫警報 レベル3 大雨警報、 レベル3 土砂災害警報 レベル3 高潮警報 暴風警報、暴風雪警報、 大雪警報、波浪警報
注意報	宗像市において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	レベル2 氾濫注意報 レベル2 大雨注意報 レベル2 土砂災害注意報 レベル2 高潮注意報 強風注意報、風雪注意報、波浪注意報、 大雪注意報、雷注意報、乾燥注意報、 濃霧注意報、霜注意報、なだれ注意報、 低温注意報、着氷（雪）注意報、融雪 注意報

	定 義	種 類
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合（早期注意情報）や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。 「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の気象情報を発表する。また、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の気象情報を発表する。	

■警報・注意報発表基準一覧表（令和8年5月28日現在）

発表官署	福岡管区気象台		
府県予報区	福岡県		
一次細分区域	福岡地方		
特 別 警 報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	

危険 警 報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル4高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表）
警 報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s 玄界灘 20m/s 沖ノ島周辺 20m/s	
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s 玄界灘 20m/s 沖ノ島周辺 20m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 10cm、山地 12 時間降雪の深さ 20cm	
	波浪（有義波高）	玄界灘 6.0m 沖ノ島周辺 6.0m	
	高潮（潮位）	1.9m	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準：14	
		土壌雨量指数基準：90	
	洪水（流域雨量指数基準）	釣川流域=19.7，樽見川流域=4.3，横山川流域=4.8，山田川流域=4.2，朝町川流域=7.6，高瀬川流域=7，八並川流域=5.6，大井川流域=4.6	
	洪水（複合基準）	釣川流域=（7，19.7），樽見川流域=（13，4.3），	

	山田川流域= (7, 4.2) , 高瀬川流域= (7, 7)
強風 (平均風速)	陸上 12m/s 玄界灘 12m/s 沖ノ島周辺 12m/s
風雪 (平均風速)	陸上 12m/s 玄界灘 12m/s 沖ノ島周辺 12m/s 雪を伴う
大雪	平地 12 時間降雪の深さ 3cm、山地 12 時間降雪の深さ 5cm
波浪 (有義波高)	玄界灘 2.5m 沖ノ島周辺 2.5m
高潮 (潮位)	1.6m
雷	落雷等により被害が予想される場合
融雪	—
濃霧 (視程)	陸上 100m 玄界灘 500m 沖ノ島周辺 500m
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上
低温	夏季：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、 さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬季：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下
霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜、最低気温 3℃ 以下
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上
気象防災速報 (記録的短時間大雨)	1 時間雨量：110mm

※ 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 気象防災速報 (記録的短時間大雨)

県内で大雨警報発表中に、キキクル (危険度分布) の「危険」(紫) 以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測 (地上の雨量計による観測) 又は解析 (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) したときに、発表する。

福岡県の発表基準は、1 時間 110 ミリ以上を観測又は解析したときである。

(3) 竜巻注意情報

○ 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバース等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域 (福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域) 単位で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

○ この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

(4) 火災気象通報

福岡管区気象台は、火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 1 項に基づき、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。

県知事は、気象台から通報を受けたときは、同法第 2 項に基づき、直ちにこれを市長に通報す

る。

これを受けた市長は必要と認めた場合に、火災警報を発表できる。

火災気象通報を行う場合の基準は、以下のとおりである。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

■通報の基準

- 乾燥注意報が発表された場合：実効湿度が60%以下であり、かつ、最低湿度が40%以下
- 強風注意報が発表された場合：平均風速が陸上12m/s以上

(5) 火災警報

市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災に関する警報を発令することができる。

なお、火災に関する警報を発令した場合は、宗像地区消防本部に連絡する。

■警報の基準

- 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

(6) 情報の収集

統括部（危機管理課）は、次の入手先から気象情報等の収集を行う。

- 福岡県防災ホームページ <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/index.php>
- 福岡県総合防災情報（雨量・河川水位）
http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis_top/
- 福岡県土砂災害危険度情報
http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/jsp/index_dosya.jsp?disp=1
- 気象庁（気象情報） <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 福岡管区気象台 <http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>
- 国土交通省川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
- 九州電力送配電（停電情報） http://www.kyuden.co.jp/info_teiden/fukuoka.html

2 警報・注意報等の伝達系統

(1) 基本事項

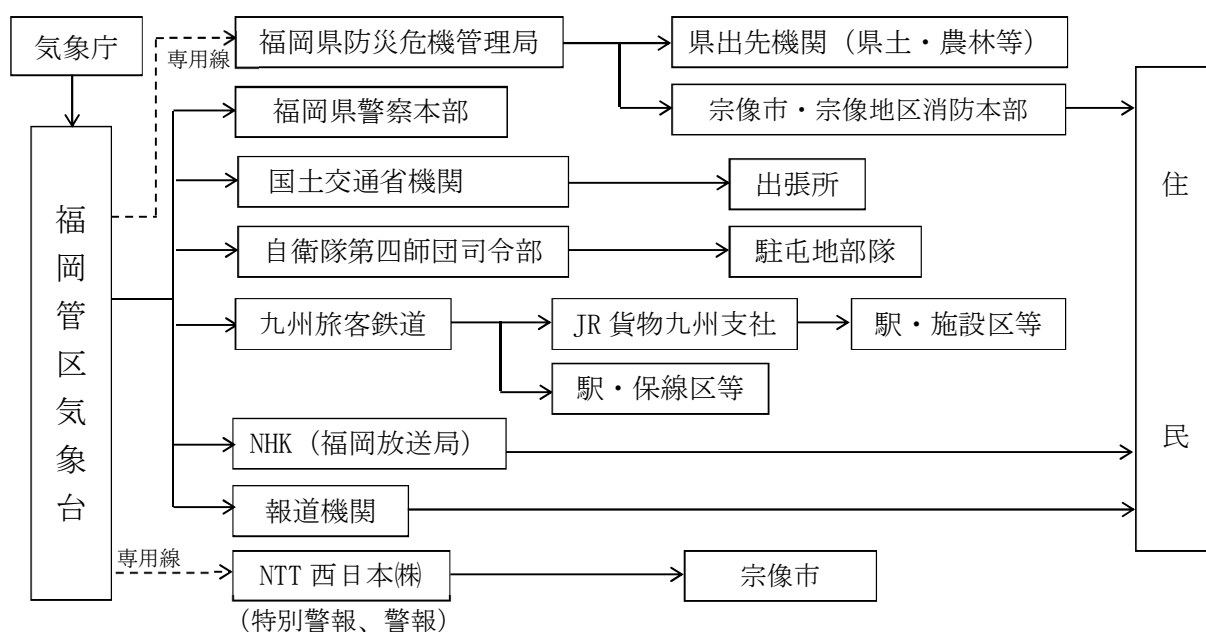
県知事は、福岡管区気象台等が発表する災害に関する予報もしくは警報等、次の事項を直ちに、県防災行政無線により、市及び宗像地区消防本部等の関係機関に伝達する。また、各注意報や警報といった防災気象情報等については、県の防災情報提供アプリやメール、各種SNS等の広報媒体等を活用して住民等への広報を実施する。

統括部は、県から伝達された情報については、夜間・休日においても、防災担当職員へ確実に伝達できる体制を確保する。

- 下記の警報・注意報等の発表及び解除に関すること。
大雨注意報、氾濫注意報、土砂災害注意報、高潮注意報、各警報、各特別警報、火災気象通報、気象防災速報（記録的短時間大雨）

(注) このほか状況に応じ、強風注意報、乾燥注意報、大雪注意報、風雪注意報、雷注意報、大雨情報、台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

- 水防警報の発表・解除等及び氾濫危険水位到達情報の通知に関する事。(県土整備事務所から水防管理者等へ)
- 県災害対策本部等の設置及び廃止に関する事。
- 市災害対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関する事。
- 市等に対する災害警戒体制の強化指示に関する事。
- 市の被害状況把握に関する事。
- 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関する事。
- その他防災上必要と認められる事。

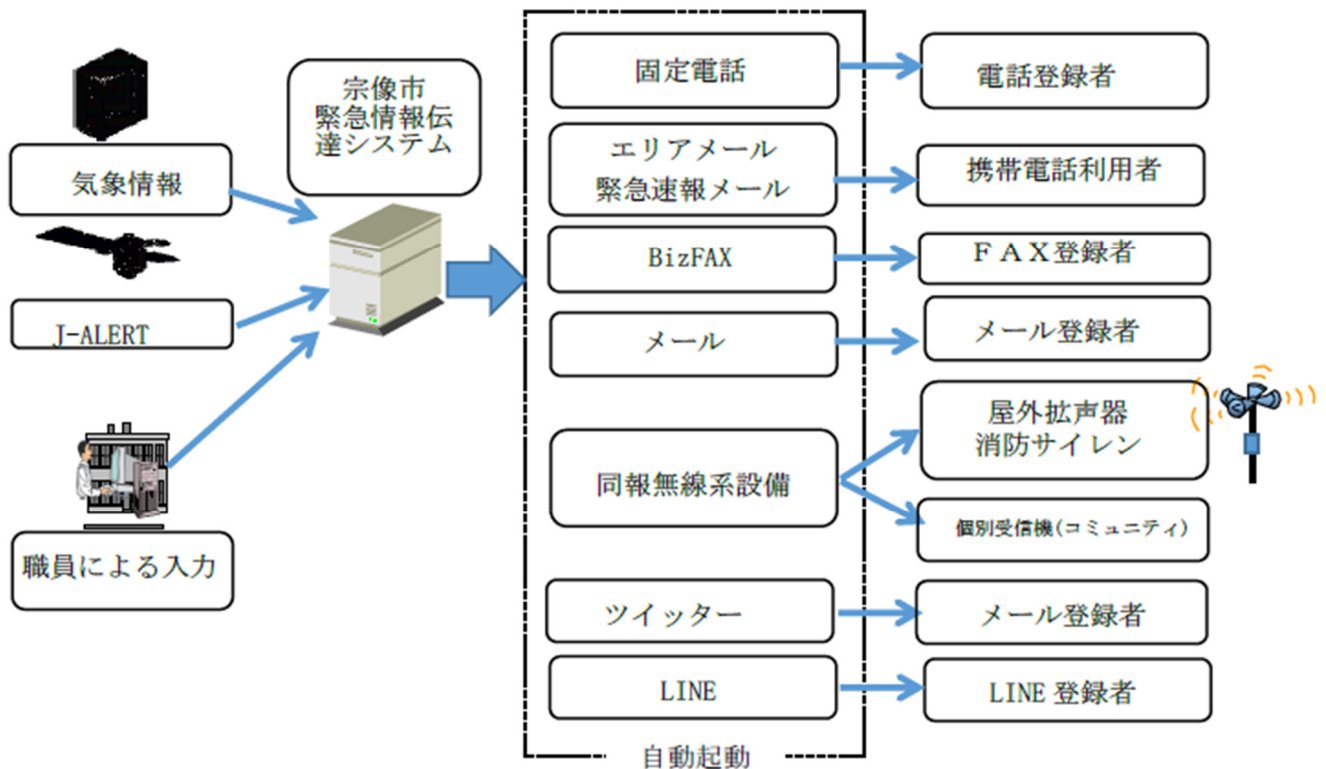


(2) 市から市民等への周知方法

市は地域防災計画に基づき関係市民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規程による避難のための立ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。

これらの、一般的な周知方法は以下のとおりである。

ア 自動起動による情報伝達手段



イ その他の情報伝達手段

- 市公式LINE、市ホームページ、市防災ホームページ
- dボタン広報誌
- 宗像市防災情報ダッシュボード
- 県Lアラート（防災情報共有システム）を通じたテレビ等での報道
- Facebook
- 広報車、消防団車両
- 自治会、自主防災組織等の電話連絡網による通知
- 他機関を通じての通知

ウ 事態が緊急を要する場合の方法

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットポータルサイト・サーバ運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

なお、この場合の手続は、事前に事業者と協議して定める。

(3) 異常現象発見時の通報

ア 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

■通報を要する異常現象

事 項	現 象
気 象 に 関 す る 事 項	○ 著しく異常な気象現象（大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等） ○ 地割れ、亀裂、落石等
水 象 に 関 す る 事 項	○ 異常潮位、異常波浪 ○ 河川水位の上昇、湧水 ○ 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ等

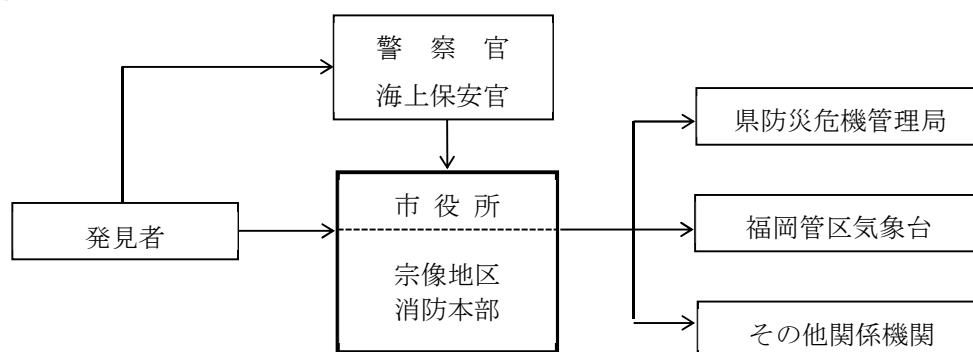
イ 警察官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

ウ 市長の通報

通報を受けた市長は、福岡管区気象台、県防災危機管理局に通報する。

■通報の流れ



通 報 先 機 関 名	電 話 番 号	備 考
福岡管区気象台	(092) 725-3604	気象及び水象に等に関する事項 (官庁執務時間)
福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	

3 水防警報

(1) 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により洪水及び高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

知事は、その通知を受けた事項について水防管理者（市町村長）等へ通知する。

(2) 水防警報の種類

県知事は、それぞれ指定する市域の水位周知河川（釣川、山田川、八並川）について洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の水防警報、水位情報、氾濫危険水位到達情報を発する。（水防法 第 13 条及び第 16 条）

(3) 水防警報の伝達系統

宗像水防地方本部（北九州市土整備事務所宗像支所）は、宗像市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。

水防管理者（市長）は、水防警報の通知を受けたときは、職員及び関係する地域住民に連絡する。

また、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防機関と連携し、水防配備体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

■水防警報の各段階の状況と指示事項等

段階	区分	状況	市への指示等	指示の方法
第1	待機	水防団待機水位を超え氾濫注意水位に達する見込みがあるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	FAX 電話
第2	準備	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出動準備を行うこと	FAX 電話
第3	出動	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話
第4	警戒	避難判断水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話
第5	厳重警戒	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話
第6	解除	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防機関の出動態勢の解除	FAX 電話

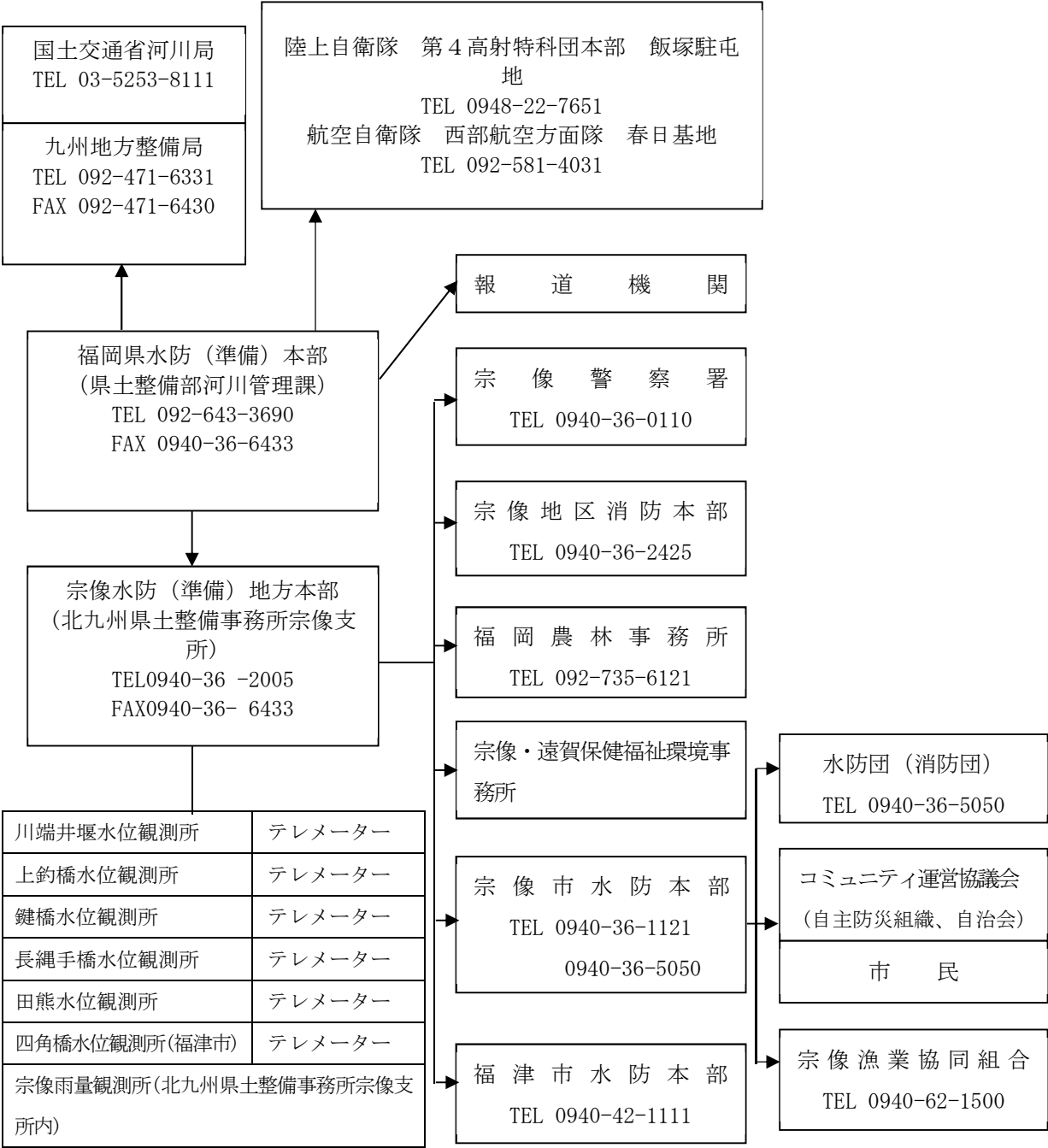
注）宗像水防地方本部の設置及び解除については、県河川管理課及び管内2市（宗像市、福津市）に対して伝達される。

■警報等の伝達

種類	市民等の伝達先	伝達、広報手段等
大雨 氾濫 土砂災害 高潮 大雪 暴風雪 洪水	市民及び職員等 ※ 海岸部並びに土砂災害警戒区域等の該当地域	○ 市ホームページ、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、Biz FAX等）、県防災メール、ファクシミリ等で伝達
水防指令	消防団及び職員等	○ 防災行政無線（移動系）、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、Biz FAX等）、電話等で伝達
水防警報	消防団及び職員等	○ 防災行政無線（移動系）、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、Biz FAX等）、電話等で伝達
避難判断水位 到達情報	市民及び職員等	○ 市ホームページ、市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、Biz FAX等）、県防災メール、JCOM九州、ファク

		シミリ等で伝達
	洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設	○ 健康福祉班に伝達を依頼する。

■連絡通信系統



4 レベル4土砂災害危険警報（旧 土砂災害警戒情報）

(1) レベル4土砂災害危険警報の内容

福岡県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づき共同して作成・発表するレベル4土砂災害危険警報を関係機関へ通知するとともに、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考情報として、レベル4土砂災害危険警報を補足する土砂災害危険度情報の提供に努める。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知す

る。レベル4土砂災害危険警報は警戒レベル4に相当する情報である。

(2) 発表対象地域

柳川市、筑後市、大川市、大木市、大刀洗市を除く福岡県内全市町村

(3) 目的

レベル4土砂災害危険警報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、市民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(4) レベル4土砂災害危険警報の特徴及び利用に当たっての留意点

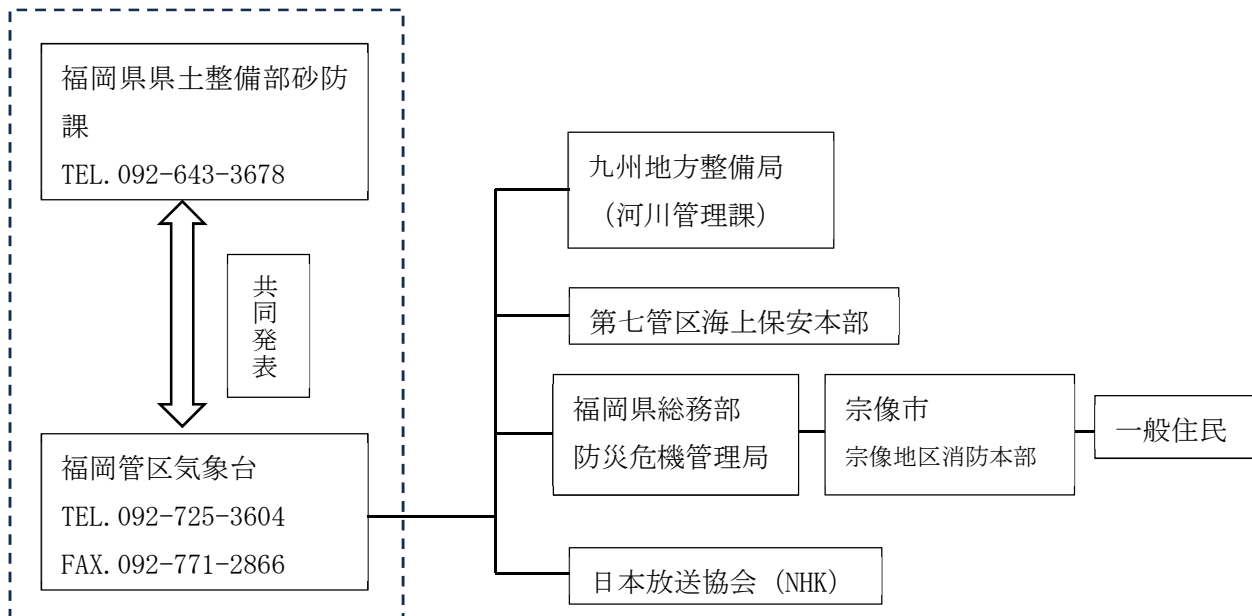
土砂災害に対する避難指示の発令に当たっては、レベル4土砂災害危険警報を発令の判断基準にする。

しかしながら、レベル4土砂災害危険警報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、レベル4土砂災害危険警報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

(5) レベル4土砂災害危険警報の伝達

レベル4土砂災害危険警報の連絡系統・情報提供は次の図のとおり。



(6) 発表・解除の基準

項目	基準
発表基準	レベル3土砂災害警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区气象台は基準の取扱いについて協議し、レベル4土砂災害危険警報を発表する。

解除基準	警報解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、福岡県県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象としたレベル4土砂災害危険警報を解除する。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県県土整備部と福岡管区気象台は、福岡県土砂災害警戒情報に関する実施要領に示す「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の考え方について」に基づき、基準を取り扱う。

(7) レベル4土砂災害危険警報文

警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています。崖の近く等土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市から発表される避難指示等の情報に注意してください。
解除に相当する情報	<全警戒解除> 大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりましたが、引き続き局地的な土砂災害が発生する場合がありますので、十分注意してください。

第2 被害情報等の収集伝達

防災関係機関は、相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な発動応急対策を実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行う。

市災害対策本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、次の事項について、積極的に連携して情報の収集伝達強化を期す。

1 災害情報の収集

(1) 初期情報の収集

各班員は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務対策班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努め、収集した情報と各班からの情報をとりまとめる。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

各班員は、本庁舎等への参集が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市機関・施設等に各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主参集し、初期情報の収集活動に努める。

※ 資料編 5-5 被害の判定基準

※ 資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票

※ 資料編 8-1 被害発生状況連絡票

■初期情報の収集方法

担当	情報収集の方法	
各班員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を総務対策班に報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を総務対策班に報告する。
総務対策班	○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○ 上記の情報及び各班からの情報を取りまとめる。	
関係各班	○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

(2) 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務対策班に報告する。

総務対策班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理するとともに、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

また、人的被害の情報を得た場合は、遅滞なく統括部へ報告すること。

なお、災害当初においては、次の9項目のうち①～⑦の情報収集に努める。

■収集項目

- ① 人的被害（行方不明者を含む）
- ② 火災の発生状況
- ③ 家屋等の被災状況
- ④ 市民の行動・避難状況
- ⑤ 土砂災害等の発生状況
- ⑥ 道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間
- ⑦ 海上交通の運航・被災状況
- ⑧ 医療救護関係情報
- ⑨ その他必要な被害報告

※ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

(3) 情報の収集・伝達の要領

次の点に留意し、的確に収集伝達する。

ア 収集項目

- ①災害の原因
- ②災害が発生した日時・場所又は地域
- ③被害の状況
- ④とられている対策
- ⑤今後の見込及び必要とする救助の種類

イ 市は災害情報の収集に当たっては、宗像警察署と密接に連絡する。

ウ 被害の程度の調査に当たっては、災害対策本部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。

エ 災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、罹災人員についても、平均世帯により計算し即報する。

オ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(4) 被害調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、コミュニティ運営協議会、自治会、隣組等の協力を得て、担当地区別に被害調査を行い、総務対策班に報告する。

各班は、地区別調査報告をふまえ、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務対策班に報告する。

また、企画班は、被害確認結果等をもとに、被災者台帳として整理し、罹災証明書等交付の基礎資料とする。

(5) 災害情報のとりまとめ

総務対策班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、統括部及び本部長に報告する。

■留意点

活 動 期	留 意 点
初 動 活 動 期	○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応 急 活 動 期	○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項の詳細な内容の整理 ○ 防災関連地理情報システム（GIS）等による被害情報のとりまとめ

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

(6) 被害情報等の共有

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、風水害の規模や被害の程度に応じ、市、国、県及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行う。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

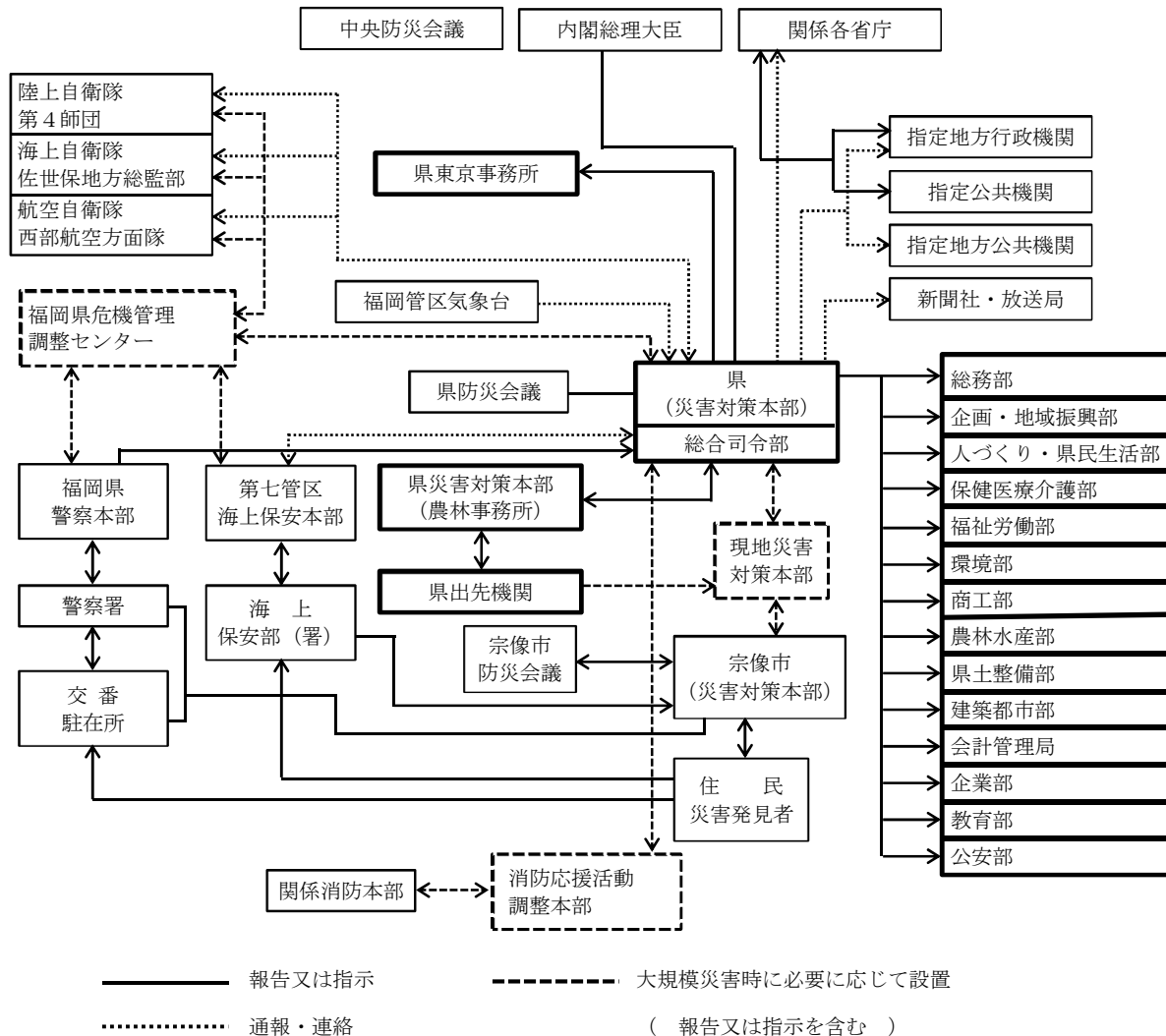
市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

市、国、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、防災関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

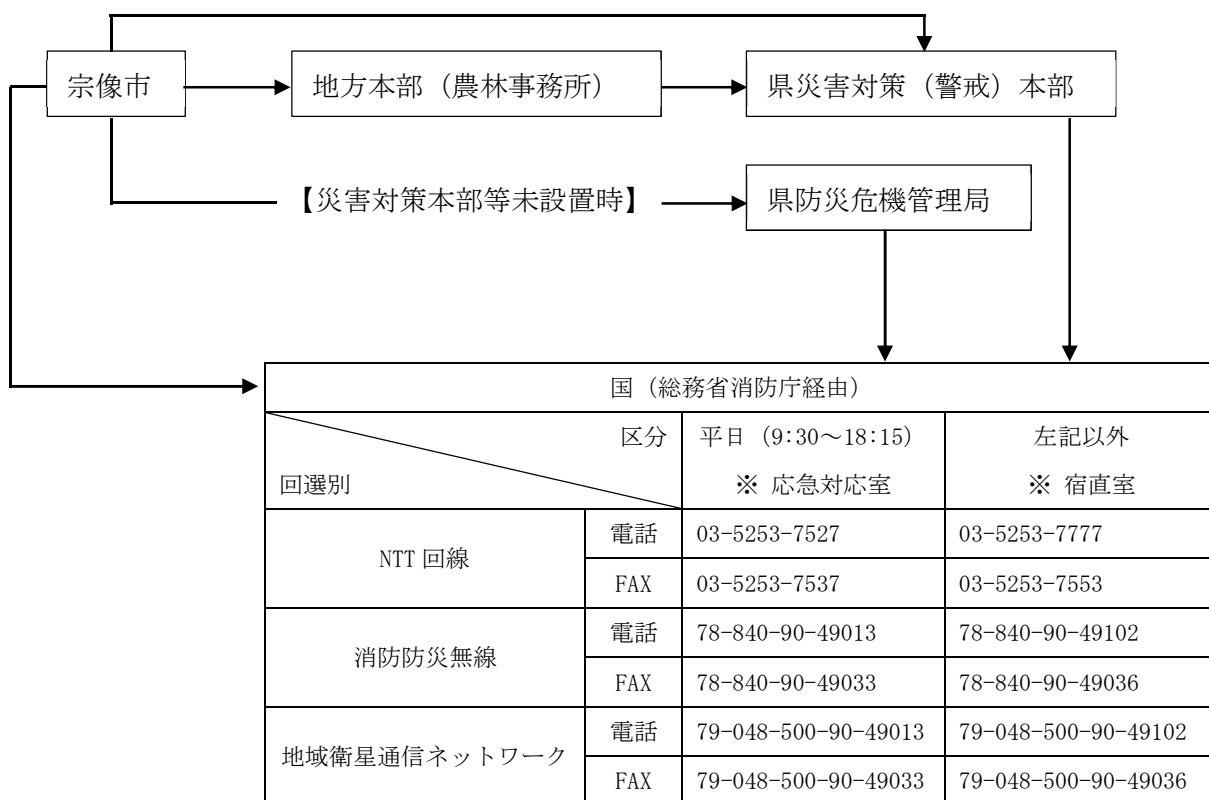
市、国、県及び防災関係機関等は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

2 市災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路

(1) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



(2) 市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



3 被害状況の報告基準、方法等

(1) 県、関係機関への報告、通知

ア 県への報告

統括部（危機管理課）は、災害情報を福岡県災害調査報告実施要綱に基づき県に報告する。

※ 資料編 5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

イ 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要領に定める様式で県へ報告する。

なお、県へ報告ができないときは、直接国（総務省消防庁）に報告する。

■報告の区分、内容、様式

区分	内 容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 （即 報）	○ 被害発生後、直ちに報告 ○ 報告内容に変化があればその都 度報告	第1号	防災行政無線、 電話又は ファクシミリ等	県災害対策本 部（県地方本 部）
被害状況報告 （即 報）	○ 被害状況が判明次第、報告 ○ 以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 （詳 報）	○ 災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 （確定報告）	○ 応急対策終了（災害対策本部解 散）後、15日以内に報告	第3号	文書（2部）	県災害対策本 部

ウ 関係機関への通知

統括部（危機管理課）は、災害情報及び被害状況を取りまとめたときは、直ちに、消防本部、警察署、ライフライン等の関係機関へ通知する。

(2) 国への報告等

統括部（危機管理課）は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限りすみやかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

※ 資料編 5-3 火災・災害等即報要領

4 通信計画

(1) 災害発生直後の対応

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保する。

このため、必要に応じ、市は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省に連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

(2) 災害時における通信連絡

ア 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信手段を活用する。

統括部（危機管理課）及び総務対策班は、災害発生後、市緊急情報伝達システム、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。

停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣する等の措置を取る。

※ 資料編 2-1 宗像市防災行政無線

※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

■関係機関への伝達

提供先	主な連絡先
各班、消防団	○ 庁内アナウンス又は庁内 LAN ○ 市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、BizFAX 等） ○ 電話（固定電話、携帯電話、衛星携帯電話） ○ ファクシミリ ○ 消防無線、防災行政無線（移動系） ○ 連絡員による伝令 ※ 連絡員は、連絡文書とともに、可能な限り無線機・携帯電話を携行する。

提供先	主な連絡先
県(防災企画課)、宗像地区消防本部、警察、JR九州、JR貨物、九州電力送配電、西日本電信電話、西部ガス、報道機関	☐ 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク ☐ 電話(固定電話、携帯電話、衛星携帯電話) ☐ ファクシミリ ※ 必要に応じて、相互に連絡員を派遣する。
近隣市町	☐ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ☐ 電話(固定電話、携帯電話、衛星携帯電話) ☐ ファクシミリ

イ 窓口の統一

関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話等を指定電話として定め、窓口の統一を図る。

指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

ウ 代替通信機能の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

① 他機関の通信設備の利用

災害対策基本法第57条及び79条、災害救助法第11条、水防法第27条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用することができる。

■利用できる主な通信設備

☐ 警察通信設備 ☐ 消防通信設備 ☐ 自衛隊通信設備 ☐ その他

② 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法(昭和22年法律第131号)第52条第4項の規定に基づき、他機関が設置する無線局を利用することができる。

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。非常通信の内容は以下のとおりである。

■通信内容

- ☐ 人命救助に関するもの
- ☐ 火災の予報及び天災その他の災害状況に関するもの
- ☐ 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- ☐ 非常事態が発生した場合に、総務大臣が命令して無線局に非常無線通信を行わせる場合の指令
- ☐ 非常事態に際して事態の收拾復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ☐ 非常災害時における緊急措置を有する犯罪に関するもの
- ☐ 罹災者の救助に関するもの
- ☐ 非常事態発生の場合における列車、鉄道輸送に関するもの

- 鉄道線路、道路、電力設備、通信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、確保その他緊急措置に関するもの
- 災害救助、その他緊急に要する労務、施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの
- 救助法第7条に基づき、県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 災害の救援に必要な関係を有し、人身の安全上必要かつ緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発表するもの

③ アマチュア無線の活用

アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の協力を要請する。

第3 広報・広聴

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般市民の様々な相談に適切に対応する。

また、インターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

1 災害広報の実施

(1) 市における広報

市は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに被災市民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務対策班に提供する。

総務対策班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、市緊急情報伝達システムを活用するとともに、Lアラート(災害情報共有システム)と連携している福岡県防災情報システムを活用し、放送事業者へ迅速に情報を提供する。

■広報の時期、手段、内容

時期	手段	内容
災害発生前	第3章 第2節 第1防災 気象情報等の伝達2 警報・ 注意報等の伝達系統 (2) 市 から住民等への周知方法の とおり	○ 高齢者等避難 ○ 避難指示 ○ 気象情報 ○ 市民のとりべき災害への対策 ○ 避難所の開設状況
災害発生 直 後	上段に加え、現場での広報 テレビ・ラジオ等	○ 緊急安全確保 ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請 ○ 避難所の開設状況
応急対策 活 動 時	上段に加え、災害広報紙・チ ラシ・看板、JCOM九州 (ケーブルテレビ) 等	○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する 情報 ○ その他必要な事項

(2) 指定公共機関等における広報

関係機関は、災害が発生したとき、以下の内容について広報活動を行う。

■関係機関による広報内容

機 関	広 報 内 容
日 本 放 送 協 会 (福 岡 放 送 局)	災害時における放送番組は、災害の種別、状況に応じ、有効、適切な災害関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止するとともに、災害に関する官公庁、その他の関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を講じて一般に周知する。 ア 緊急警報放送 緊急警報放送は次の場合に限り実施する。 ○ 災害対策基本法第57条の規定により地方公共団体の長から求められた放送を行う場合 ※ 他に、大津波警報、津波警報が発せられたことを放送する場合及び大規模地震の警戒宣言が発令されたことを放送する場合 イ 災害関連番組の編成 災害時又は災害の発生が予想される場合には、必要な施設、機材、要員の確保に努め、状況に応じ、以下のとおり災害関連番組を構成する。 ① 災害関係の情報、注意報 ② 災害関係のニュース及び告知事項 ③ 災害防御又は災害対策のための解説、キャンペーン番組 ④ 一般民心の安定に役立つ教養・娯楽番組等 ウ 災害情報の確保 関係自治体と協議の上、指定避難所等での災害情報確保のため、放送受信設備の設置を図る。

機 関	広 報 内 容
九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社	広報車、報道機関により、被害箇所の復旧見通しや感電事故防止について、市民等への周知に努める。災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。
西部ガス株式会社	ア 災害発生直後 テレビ・ラジオによる緊急放送の依頼、広報車等による巡回を行うとともに、地方自治体、消防、警察等、地元諸官公署との情報連絡をとり、ガス漏れ等による二次災害防止のための保安確保に努める。 イ 災害復旧時 供給継続地区の需要家に対して、ガスの安全使用についての注意喚起を行うとともに、供給停止中の需要家に対して、生活支援や復旧スケジュールの告知等適時適切な広報活動を行うことにより、理解と協力を得る。
九州旅客鉄道 日本貨物鉄道	鉄道会社は、多様な手段により、被害箇所の復旧見通しや輸送再開の状況について、市民等への周知に努める。 (周知方法例) ア 駅内の掲示板、案内所による周知 イ インターネットによる周知 ウ 報道機関との連携等による周知
N T T西日本株式会社	トキー装置、広報車及び報道機関により、被害箇所の復旧見通しや通話の疎通状況等について市民等への周知に努める。

左記の広報の実施方法は、「(1) 市における広報」に記載済み

2 報道機関への協力要請及び報道対応

(1) 災害時における放送要請

総務対策班は、次の場合、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

要請は原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることとする。

■放送要請の内容

項 目	内 容
要 請 先	○ 県、又は緊急時等やむを得ない場合に要請 ・日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TN C）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社、JCOM九州の各放送局
要 請 事 由	○ 災害が発生し、又は発生のおそれがあり、以下のいずれにも該当する場合 ・事態が切迫し、避難指示等や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ・通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要 請 内 容	○ 放送要請の理由 ○ 放送事項 ○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項

■市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700—7021（防災企画係） 700—7025（消防係） 700—7500（災害対策本部、設置時のみ）	1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700—7027（宿直室） 700—7020～7025 （防災危機管理局事務室、宿直室対応可） 78—700—7500 （災害対策本部、設置時のみ）
2. 一般加入電話 092—643—3112（防災企画係） 092—643—3986 （災害対策本部の設置時のみ）	2. 一般加入電話 092—641—4734（宿直室切替） 092—643—3986 （災害対策本部、設置時のみ）
備考 1. 一般加入電話は、市の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. □内の電話を優先する。	

■市から NHK 福岡放送局への要請

○一般加入 F A X : 092—781—4270、092—771—8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。 ○県防災行政無線電話《発信番号78-》982—70 ○一般加入電話092—741—7557、092—741—4029
--

■市から九州朝日放送株式会社への要請

市は、九州朝日放送株式会社に対し、防災パートナーシップに関する協定に基づき、災害及び防災に関する情報の放送を要請する。

(2) 情報提供

総務対策班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により罹災害情報の提供を行う。

その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

発 表 者	内 容
本部長、副本部、 又は総務対策班長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

なお、総務対策班は、報道機関に対して、避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

3 住民等からの問い合わせへの対応及び相談活動

(1) 相談窓口の設置

総務対策班は、市民から問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて市庁舎、大島行政センター、コミュニティ・センター等に被災者相談窓口を設置し、関係各班の担当者を配置する。

(2) 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■対応事項

- 捜索依頼の受け付け
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 罹災証明書の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 男女の心身の健康に関する相談
- 健康相談
- その他相談事項

第4 避難対策の実施

市は、災害により危険区域にある市民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

1 避難の指示、高齢者等避難等及び周知

(1) 高齢者等避難

市は、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等、あらかじめ定めるマニュアル等に沿った高齢者等避難等の伝達を行う。

(2) 避難の指示

ア 避難の指示権者

市長は、今後、避難指示等の発令が予想されるときに、避難を要する地区の市民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「高齢者等避難」（警戒レベル3）を発令する。また、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生するおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」（警戒レベル4）を発令する。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第3章 第1節 第4の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関と連携し、避難指示等に関する事務を行う。

なお、避難指示等は、夜間や早朝であっても躊躇なく発令するものとし、市民に対しては、

夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを周知しておく。

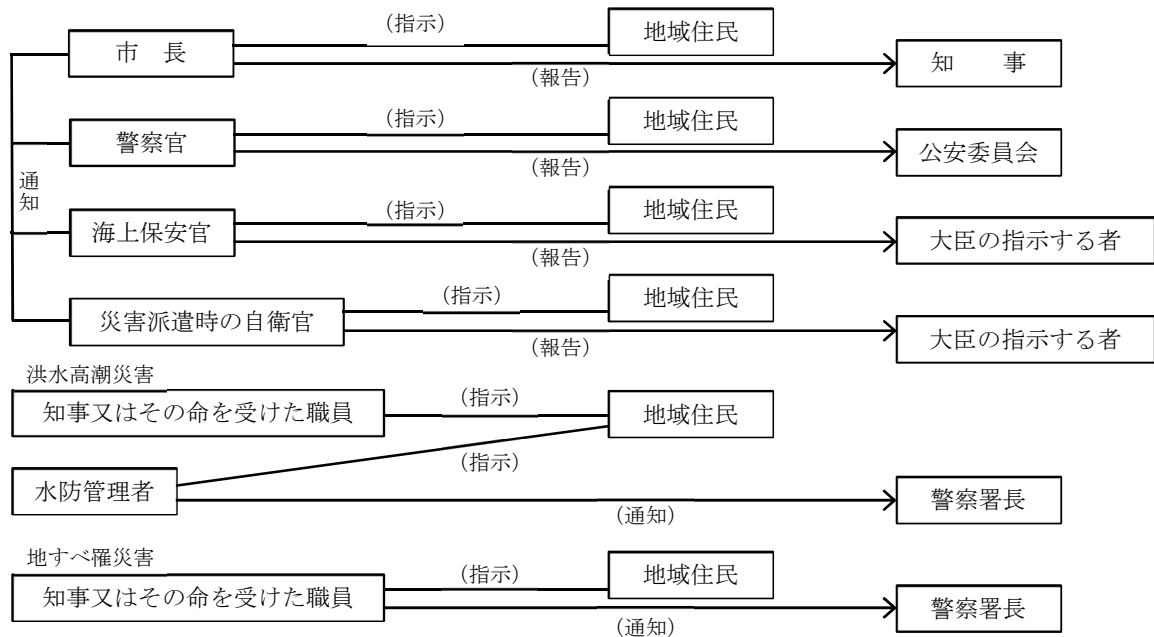
■避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容(要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長(委任を受けた吏員)	災対法第60条第1項、第3項	全災害 ○ 災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ○ 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○ 急を要すると認めるとき ○ 避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	① 立ち退きの指示 ② 立退き先の指示(※ 1) ③ 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告(窓口:防災危機管理局)
知事(委任を受けた吏員)	災対法第60条第6項	○ 災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条警察官職務執行法第4条第1項	全災害 ○ 市長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき ○ 危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者	① 立退きの指示 ② 立退き先の指示 ③ 緊急安全確保措置の指示 ④ 避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市長に通知(市長は知事に報告)
海上保安官	災対法第61条	全災害 ○ 市長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	① 立退きの指示 ② 立退き先の指示 ③ 緊急安全確保措置の指示	市長に通知(市長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法第94条第1項	○ 危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※ 2)	警察官職務執行法第4条の規定を準用
知事(その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ○ 著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事(その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法第29条	洪水又は高潮による災害 ○ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※ 3)

- ※ 1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する。
- ※ 2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。
- ※ 3 水防管理者が行った場合に限る。

(注) 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

【避難指示系統図】



(3) 避難指示等の区分

避難指示等の区分については、以下とおりとする。

■避難指示等の区分と居住者等がとるべき行動

警戒レベル	区分	発令の状況	市民等に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	○ 要配慮者、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難が始めることが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

警戒レベル	区分	発令の状況	市民等に求める行動
警戒レベル4	避難指示	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保	○ 既に災害が発生している場合（災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令）	・命を守るための最善の行動をとる。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(4) 避難指示等の基準

市長が行う避難指示等の発令基準は、「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」を基本とする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し、避難のための立退きの指示、緊急安全確保措置の指示を行う。

災害対策本部の置かれる本庁舎において十分な状況把握が行えない場合は、本庁舎別館において指示等を行うための判断を行う等、適時適切な避難誘導に努める。特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民等に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、市民等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

市は、国や県に対して土砂災害に関する避難指示等解除に関して、必要な助言を求める。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて派遣される国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等に二次災害の危険性等について助言を求める。

風水害及び土砂災害における避難指示等の発令基準を以下に定める。

ア 河川の氾濫における避難指示等の発令基準

① 想定される事態

越水・溢水等による甚大な被害の発生が予想される釣川水系河川の外水氾濫を対象とする。

② 避難指示等の対象となる区域

避難すべき対象区域は、原則として洪水ハザードマップに記された浸水深 50cm 以上の区域とする。

ただし、洪水ハザードマップは一定規模の外力を想定して作成されており、想定外の水害や不測の事態が発生する可能性があることに留意し、洪水浸水想定区域以外の区域についても、河川管理施設の異常や住家への浸水が発見された場合等、事態の進行・状況に応じて発令対象とする。

■避難指示等の発令基準

発令区分	発令基準（河川の氾濫）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	レベル3 氾濫警戒情報やレベル3 大雨警報等の発表があった時等、災害発生のおそれがあるものの時間的な猶予がある場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。水位周知河川は、避難判断水位（レベル3 水位）が設定されていない場合や、急激に水位が上昇する場合等もあることから、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 ＜確認情報・計測情報＞ ① 水位観測所の水位が避難判断水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合。 ※ 水位周知河川は釣川、山田川、八並川。 ※ 水位観測所は、水位周知河川に全5箇所を設置。 ② 水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3 水位）よりも低い水位であるものの次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表） (1) 堤防に軽微な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等が発生 (2) 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ ③ 釣川の上釣橋水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の(1)、(2)のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 (1) レベル3 大雨警報が発表され、釣川の洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[洪水]）が出現した場合 (2) 釣川の流域雨量指数の予測値が氾濫警報基準に到達する場合 ④ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）

発令区分	発令基準（河川の氾濫）
【警戒レベル4】 避難指示	レベル4 氾濫危険情報やレベル4 大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとに警戒レベル4 避難指示を発令することを基本とするが、強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合など、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。 ＜確認情報・計測情報＞ ① 水位観測所の水位が氾濫危険水位【水位観測所ごとに設定】に達した場合 ② 水位観測所の水位が、氾濫危険水位よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表） （1）堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生 （2）樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ ③ 釣川の上釣橋水位観測所の水位が避難判断水位を越えた状態で、次の（1）、（2）のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 （1）レベル4 大雨危険警報が発表され、釣川の洪水キキクルで「警戒（紫）」（警戒レベル4 相当情報[洪水]）が出現した場合 （2）釣川の流域雨量指数の予測値が氾濫警報基準を大きく超過する場合 ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ⑤ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4 相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から明け方であっても、発令基準①～③に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令すること。 ※発令基準例④、⑤については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。

発令区分	発令基準（河川の氾濫）
	<確認情報> ①堤防の決壊や越水・溢水、堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 <計測情報> ②水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ③水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）よりも低い水位であるものの、樋門・水門等の施設の機能支障があり、氾濫が切迫・発生していると思われる場合 <推定・予測情報> ④：水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）を超えた状態で、釣川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合 ⑤：レベル5大雨特別警報が発表され、釣川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合
解 除	水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合であって、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階

【水位観測所の基準水位】

水位周知河川	水位観測所名	避難判断水位	氾濫危険水位
釣川	井端井堰	2.85m	2.95m
	上釣橋	3.43m	3.55m
	鍵橋	3.34m	3.44m
八並川	田熊	2.22m	2.73m
山田川	長縄手橋	2.17m	2.22m

イ 土砂災害における避難指示等の発令基準

① 想定される事態

「土石流」、「急傾斜地の崩壊」、及び「地すべり」を想定する。

ただし、「地すべり」については、危険性が確認された場合、国や県等が個別箇所ごとの移動量等の調査を行い、その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難指示等を発令する。

② 発令対象区域

発令対象区域は、「福岡県土砂災害危険度情報」及び「土砂キキクル」を参照し、危険性のある1kmメッシュに土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が存在する区域とする。た

だし、近隣で土砂災害の前兆現象や被害が発見された場合等、事態の状況に応じて発令対象とする。

発令区分	発令基準（土砂災害）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①～④のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ①レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合 ③数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ④警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	①から⑤のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ①レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布が警戒レベル4相当となった場合 ③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4相当以上の発表）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	①から③のいずれか1つに該当する場合に発令する。 ①レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布が警戒レベル5相当となった場合 ③土砂災害の発生が確認された場合

解 除	レベル4 土砂災害危険警報が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除する。 一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられるため、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無等）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、国や県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。
-----	--

ウ 高潮災害における避難指示等の発令基準

① 想定される事態

甚大な被害の発生が予想される高潮を対象とする。

② 発令対象区域

避難すべき対象区域は、過去の高潮災害記録、堤防・護岸の高さ、住家の状況を考慮のうえ、原則として高潮浸水想定区域とする。ただし、それ以外の区域についても、近隣で越波、堤防の決壊や被害が発見された場合等、事態の状況に応じて発令対象とする。

■避難指示等の発令基準

発令区分	発令基準（土砂災害）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	レベル3 高潮警報等の発表があった時等、時間的な猶予があるものの災害発生のおそれがある場合は、次に掲げる各情報を活用して、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。高齢者等避難を発令するにあたっては、災害発生までの時間が長いことから、状況把握が早い推定・予測情報を活用することを基本とする。 <推定・予測情報> ①高潮予測により、水位は基準高（レベル5 水位）（または潮位が氾濫発生潮位（レベル5 潮位））に到着するのが12時間以内と予測されている場合 ②高潮予測により、水位が基準高（レベル5 水位）（または潮位が氾濫発生潮位（レベル5 潮位））に到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表） ③レベル2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 ④警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	レベル4 高潮危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。高潮は台風等による暴風を伴う場合が多く、高潮災害が発生する前に暴風の影響で避難が困難になることや、水位・潮位が急激に上昇すること

発令区分	発令基準（土砂災害）
	が多いことから、避難指示の発令にあたっては、推定・予測情報を活用することを基本とする。 ＜推定・予測情報＞ ①高潮予測により、水位が氾濫発生水位（レベル5水位）（または潮位が氾濫発生潮位（レベル5潮位））に到着するのが6時間以内と予測されている場合 ②高潮予測により、水位が氾濫発生水位（レベル5水位）（または潮位が氾濫発生潮位（レベル5潮位））に到達するのが6時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表） ③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予想されている場合など）（時刻時点で発令） ※水位＝潮位＋「波の打上げ高」
【警戒レベル5】 緊急安全確保	レベル5高潮氾濫発生情報やレベル5高潮特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。 ＜確認情報＞ ①堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合 ＜計測情報＞ ②水位が氾濫発生水位（レベル5水位）（または潮位が、氾濫発生潮位（レベル5潮位））に到達した場合 ＜推定・予測情報＞ ③直近の高潮予測により、水位が氾濫発生水位（レベル5水位）（または潮位が氾濫発生潮位（レベル5潮位））に既に到達していると思われる場合 ※水位＝潮位＋「波の打上げ高」
解 除	当該地域の高潮警報が解除された男系を基本として解除する。 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

(5) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措

置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

市長（本部長）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行う。

■連絡先

報 告	県知事（県防災危機管理局）
協力要請	消防本部、警察、地方支部等
避難所の開設要請	指定避難所担当職員、避難施設管理者等

(6) 避難指示等の伝達

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに避難指示等を、市緊急情報伝達システム、防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、市民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するよう努めるとともに、情報の伝わりにくい要配慮者、特に避難行動要支援者及びその支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に特に配慮する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

さらに、市民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

■避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	統括部（危機管理課） 関係各班 放送事業者	市緊急情報伝達システム （エリアメール・緊急速報メール、Biz FAX等） 市防災行政無線、広報車、消防団、Lアラート、テレビ、ラジオ等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	☐ 警戒レベル ☐ 避難先 ☐ 避難対象地域 ☐ 避難指示等、安全確保装置の指示の理由 ☐ 住民がとるべき行動 ☐ 注意事項（戸締り、携行品）等	

(7) 解除とその伝達、報告

市長（本部長）は、統括部及び関係各班と連携し、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除し、避難所等に避難している対象者に伝達する。

また、解除後はすみやかに県知事に報告する

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防

活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条第1項)

■警戒区域の設定権者とその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	○ 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官 海上保安官	災害全般	○ 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する）	同上 第2項
	自衛官	災害全般	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する）	同上 第3項
	知事	災害全般	○ 市長がその事務を行なうことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
消防長 消防署長		火災 その他	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとききで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	○ 上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員		火災	○ 火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	○ 上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○ 水防上緊急の必要がある場所	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	○ 上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防法 第21条第2項

(2) 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

ア 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

総括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

イ 消防団および宗像地区消防本部は、出水時に土のう積み等迅速な水防活動を実施する。

また、河川管理者と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施する。

ウ 警察官または海上保安官は、本部長（市長）（権限の委任を受けた市職員を含む。）が現場にいないとき、又は本部長（市長）からの要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を本部長（市長）に通知する。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、本部長（市長）その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、本部長（市長）へ通知する。

オ 市長（本部長）は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。

なお、市長（本部長）は、これらの機関との発災時の連絡体制について、あらかじめ市防災計画に定めておく等、十分な連携を図る。

※ 警戒区域の設定に伴い、立入禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）、又は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

(3) 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、各設定権者は被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

(4) 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、各設定権者は設置理由等、必要な情報を設定区域の住民等及び関係機関に伝達する。

(5) 解除とその伝達

市長（本部長）は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

総括部は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を指定緊急避難場所・指定避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

3 避難者の誘導及び移送

(1) 避難者の誘導

市民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て実施する。

市は、市民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への

退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの避難所等まで行う。避難は原則として徒歩とする。

■避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
市民	○ 消防団、市民対策班、健康福祉班、警察官、消防本部等 ※ 在宅の要配慮者、特に避難行動要支援者は、自主防災組織等の協力により行う。 ※ 離島については、必要に応じて海上及び航空輸送を行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	○ 施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難者の携帯品等

非常持出品は、避難行動に支障をきたさない最小限のものとするが、平時より、概ね以下のようなものを収納した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。

■携帯品等の目安

○ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
○ 食料・飲料水（3日分程度）、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
○ 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

(3) 避難の誘導方法

○ 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障がい者その他の要配慮者、特に単独で避難することが困難な避難行動要支援者を優先する。
○ 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難させる。
○ 自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合や、避難所に収容されなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

その際、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施する。

(4) 誘導時の留意事項

○ 避難の目的・場所を明確にすること。
○ 自治会、世帯単位等の地域住民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。
○ 誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する。
○ 誘導に際しては、必要に応じロープ、車両等を利用する。

(5) 広域避難

ア 広域避難についての協議

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及

び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 広域避難の実施について

市は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

ウ 避難者への情報提供

市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(6) 広域一時滞在

市は、市外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び指定緊急避難場所、指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受け入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

(7) 広域的避難の支援

大規模災害等においては、被災者は他市町村への避難が必要となる場合もあるが、このような広域的避難においては、特に、女性と子どもによる避難（以下、「母子避難」という。）が多くなることが予想される。

このため、母子避難の状況及びニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、避難先市町村との連携等により、避難先で必要となる生活支援としての一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場の確保等、必要な支援の提供に努める。

(8) 学校、病院等の避難対策

学校、病院、興行場、大規模商業施設、ホテル等多人数が勤務し、又は出入りする施設の管理者は、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して作成した避難計画によらず災害時における避難の万全を期する。

4 指定避難所等の開設

(1) 自主避難への対応

市が開設する避難所への避難とは別に、市民が自主避難するときは、自治会等で開設する自治公民館等を使用する。

(2) 避難所の開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所等を開放し、また、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定避難所等の開設を行い、市民等に周知徹底を図る。

開設する避難所は、原則として本部長（市長）が選定する。

避難所の開設は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所担当職員が施設管理者等の協力を得て実施する。

緊急に避難所を開設する必要があるときで、施設管理者、施設の職員が勤務している場合は、

避難所担当職員の到着を待たずに避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

なお、大規模災害等により避難所が量的に不足する場合は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設を行うとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れることとする。

※ 資料編 2-5 指定避難所及び指定緊急避難場所

ア 避難所となる施設の建物・土地や設備の安全確認

市が指定する避難所を開設する避難所担当職員は、建物の安全確認を行う。建物の安全確認が済むまでは危険なため、避難者に中に入ることはできないことを伝える。

イ 施設内の利用できる場所の確認

利用できる場所の確認、立ち入りを禁止する場所の指定、利用できる設備や資機材の確認等、施設管理者と打ち合わせる。

ウ 避難所のレイアウトの決定

「第2章 第3節 効果的な応急活動のための事前対策 第7 避難体制の整備 2 避難路、指定緊急避難場所・指定緊急避難場所の選定・指定及び避難所の生活環境の整備 (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備」に記載のポイントを踏まえ、レイアウトを決定する。

エ トイレの確保・管理

まずは、既設トイレ設備の確認を行う。既設トイレが使用できない場合は、備蓄している災害用トイレを使用する。

市民対策班は、トイレが不足していないかを確認し、必要数を確保する。男性、女性を区別し、特に女性用トイレは多く設置する。

(3) 避難所開設の報告

避難所担当職員は、避難所を開設したときは、総務対策班に報告を行う。

総務対策班は、避難所担当職員からの報告を集約し、避難所の開設及び収容人数等の報告を行う。

統括部（危機管理課）は、県に対し、以下の報告を行う。

■避難所開設の報告事項

ア 指定避難所等の開設の日時及び場所

イ 受入れ状況及び受入れ人員

※ 指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者や、家庭動物の受入状況を含む避難状況等に係る情報についても、早期に把握するよう努める。

ウ 開設期間の見込

エ 避難対象地区名

オ 当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

(4) 避難所の孤立防止等

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での避難所の設置・維持についての適否を検討する。

この場合、以下の点に留意する。

- 開設した指定避難所等の付近住民に対する速やかな周知徹底
- 管轄警察署等との連携
- 指定避難所等の責任者の専任とその権限の明確化
- 避難者名簿の作成（なお、指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者や、家庭動物の受入状況を含む避難状況等に係る情報についても、把握するよう努める。）
- 要配慮者に対する配慮

(5) 避難所に滞在する避難者の生活環境の整備

避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するなどによる良好な居住性の確保、当該指定避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置及び保健医療サービスの提供等、その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備に努める。

(6) 指定避難所等の適切な運営管理

ア 指定避難所等における協力体制の構築

指定避難所等における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、指定避難所運営管理について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

イ 指定避難所等の運営管理に関する役割分担を明確化

ウ 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援

避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求める等、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

エ 性暴力・DVの発生防止

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示する等、利用者の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(7) 収容人数等の周知

収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(8) 感染症対策

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理

避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、地域住民（避難者）が主体となり、避難所担当職員と協力して行う。

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は以下の点に留意する。

(1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理

ア 避難者の受付

避難所担当職員は、受付を設置し、原則として避難者に世帯ごとに避難者カードを記載してもらい、避難者名簿を作成する。安否確認の問い合わせに対応するため、個人情報（住所、氏名等）は原則公開とするよう被災者に協力を求める。

ただし、DVや虐待等の被害により、居住地を秘匿している場合もあることから、協力を求める際には、避難者の意向を尊重する。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等、避難生活で特に配慮を要する人（要配慮者）の状況を確認する。

運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める。

※ 資料編 10-1 避難者カード

※ 資料編 10-2 避難者名簿

イ 避難所利用者の組分け

避難所の居住スペースの単位で「組」を作る。自治会単位等をもとに編成。自治会役員等の協力を得て組分けをする。避難所周辺で車中泊・テント生活者や在宅等避難所以外の場所に滞在する人も組を編成する。

ウ 避難所運営委員会の設置

① 組長の選出

各組ごとにとりまとめを行う代表者（組長）を選出してもらう。

<代表者（組長）の選出>

組長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。

なお、交代の際は、的確に引き継ぎを行う。

<代表者（組長）の役割>

組内の意見をとりまとめ運営委員会に報告する。

運営委員会や各運営班での決定事項は、組内全員に伝達する。

運営委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除等は、組ごとに当番制で行う。

組ごとに配布される食料や物資を受領し、組内に配布する。

組内に要配慮者（高齢者や障がい者等）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。

掃除等環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。

② 避難所運営委員会の構成員の選出

避難所利用者で編成した組の代表者、自治会・民生委員等地域の役員や自主防災組織、その他の避難所利用者の代表（女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等、災害時に配慮が必要な人やその家族からも選出）、市担当者、施設管理者が集まり、避難所運営委員会規約（案）を参考に、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織する。

＜避難所運営委員会の構成員選出の際の留意事項＞

- ・避難所運営には女性の視点も取り入れて運営していく必要があることから、構成員には女性を加える。少なくとも3割以上は女性が参画することを目標にする。

- ・避難所運営委員会に出席する組長の数が多い場合は、互選で決定する。

ただし、車中泊・テント生活をする人々の組でつくる組長や、避難所以外の場所に滞在する人々でつくる組の組長は、必ず1名ずつ出席できるよう努める。

③ 会長、副会長の選出

避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する。なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出する。

④ 運営規約、避難所のルール作成、掲示

避難所運営マニュアルを参考に、避難所運営に必要な事項を検討し、運営規約、避難所のルールを作成する。

⑤ 運営班の設置

避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、各運営班を設置し運営する。

■各運営班の役割（例）＊各班は、班長、副班長、班員等で構成。

班 名（例）	役 割 （ 例 ）
総務班	・運営委員会の開催・各班の業務の調整 ・レイアウト変更検討・運営日誌の作成 ・市災害対策本部への連絡
情報班	・情報収集・情報提供 ・情報掲示板の整理・マスコミ対応
管理班	・避難者名簿の整理・避難者の入隊所管理 ・安否確認対応・施設の利用管理 ・施設、設備の点検、故障対応
相談班	・避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	・食料、水等の確認・食物アレルギー対応 ・食料の調達・受入・管理、配給、炊き出し対応
物資班	・備蓄品の確認・物資ニーズの把握 ・物資の調達・受入・管理、配給
環境衛生班	・生活衛生環境の管理、避難所内の清掃・避難所の巡回 ・衛生管理（トイレ・ごみ・風呂・ペット）・感染症予防
保健班	・被災者の健康状態の確認
要配慮者支援班	・要配慮者の支援 高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・

	乳幼児、外国人等、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策
避難所外避難者対策班	・避難所外の避難者の支援 避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理
巡回警備班	・避難所の防火、防犯対策
避難者交流班	・避難者の生きがいがいくりのための交流の場の提供
ボランティア班	・ボランティアの受入、調整、管理

エ 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所担当職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を総務対策班に請求する。

物資等を受け取ったときは、避難者で組織した食料班・物資班等と協力し、避難者に配分する。

なお、避難所は在宅避難者が必要な食料や飲料水等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、避難所の避難者に理解を求めるよう努める。

オ 運営記録の作成、報告

避難所担当職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、市民対策班へ報告する。

傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

※ 資料編 10-3 避難所運営記録

※ 資料編 10-4 物品の受払簿（避難所用）

カ 広報

避難所での広報活動は、非常用電源装置、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

キ 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、以下のような対策を行う。

■長期化への対策事項

<生活環境>

- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールを確立する。
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材を確保する。
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等を行う。
- 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する

<医療・保健・福祉>

- トイレ（し尿処理）、入浴施設、水道、下水道、清掃、ごみ処理等の衛生対策について、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。
- 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染等の防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- 「医療・保健・福祉の専門職」の視点（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線）を取り入れる。
- 福祉避難所の開設と要配慮者の移送・誘導等を検討する。

<乳幼児・女性>

- 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。

- トイレ・更衣室以外にも女性専用スペース、女性用物干し場を設置する。
- ＜防犯＞
- 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- 避難所のパトロール等（女性や子どもに対する性暴力や虐待等の予防）を行う。
- ＜その他＞
- ボランティア等支援スタッフを確保する。
- 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

ク 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

① 避難者の把握

統括部（危機管理課）は、避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。

また、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者や、家庭動物の受入状況を含む避難状況等に係る情報の把握に努め、県等への報告を行う。

② 避難所の生活環境の把握

総務対策班は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。

そのため、食事給与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講ずる。

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずる。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースを確保する。

ケ 車中泊避難への対応

車中泊の避難者は、避難者カードの活用等により、避難状況を把握し、複数の車中泊者が集まる場所では、避難所に避難している人と同様に、車中泊者で組を編成し、最寄りの避難所での運営に参画してもらう。また、車中泊者に対しても、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、チラシ、ポスター等により、避難者支援に係る情報を周知する。

コ 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

このほか、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、避難者利用者に準じ救援措置をとる。

① 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの避難所で状況を把握する。

② 食料の配給

(ア) 在宅避難者への食料等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。

(イ) 配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

(2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、教育委員会等の関係部局とあらかじめ方針を決めながら、快適なトイレの設置状況、し尿処理施設、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

また、市、国及び県は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市、国及び県は、災害の規模等に鑑み、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ア 自主運営管理体制の整備

イ 暑さ寒さ対策、入浴及び選択の機会確保等の生活環境の改善対策

ウ 災害の復旧状況や避難者等により、避難所の統合及び廃止を行う。

(3) 保健・衛生対策

市は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や多様なニーズ、指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ア 救護所の設置

イ 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施

ウ 仮設トイレの確保

エ 入浴、洗濯対策

オ 食品衛生対策

カ 感染症対策

キ 心の健康相談の実施

6 収容施設の確保

避難者が大量長期化した場合、市、県は、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋及び体育館、公民

館等の施設を提供する。

7 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の運営管理に当たっては、多様な性のニーズや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努める。

(1) 徒歩帰宅者への支援

通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗等において、トイレや水道水、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

(2) 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、市、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通し等の情報提供を行う。

(3) 施設等の提供

滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導し、一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。

なお、滞り場所の運営に当たっては、男女のニーズの違い等多様なニーズに配慮するよう努める。

第5 水防対策の実施

洪水、津波又は高潮により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを警戒し、防衛し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・津波・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理者等の連携を強化する。

市は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体、又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請する。

第6 消防活動

1 活動体制の確立

消防団長は、消防本部と連携し、災害により通常の体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。また、消防団長は、災害により必要と判断したときは、団員を非常招集し、適切な体制を確立する。

2 同時多発火災に対応する基本方針

同時多発火災に対応する基本方針は、以下のとおりである。

■基本方針

- 消防団は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。
- 市民及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。

3 留意事項

消防団は、消防本部と連携し、以下の点に留意して消火活動を行う。

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を努める。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 地域住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

4 活動内容

消防団は、災害時に以下のような活動を行う。

■消防団の活動内容

出 火 防 止	○ 状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、市民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○ 火災時は、関係機関と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避 難 誘 導	○ 避難指示等がなされたときは、住民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

5 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防団及び宗像地区消防本部が到着したときは、その指示に従う。

6 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合は、関係機関への通報、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、以下の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 関係者以外の立入り禁止措置等の実施

7 消防広域応援要請

現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、ヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、詳細は「第1節 活動体制の確立 第7 応援要請 4 消防機関」を参照。

8 消防用緊急通行車両の通行の確保

消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行う。

なお、当該命令又は措置を執った場合には、直ちにその旨を警察署長に通知する。

9 特殊地域の消防活動

(1) 港湾沿岸地域

港湾沿岸地域の消防活動は、海上隊と陸上隊相互の連絡を密にし、火災のすう勢、防災対象物の粗密、発火性、引火性物品の状況を考慮して、水陸両面の挟撃作戦による防御にあたる。また、水上隊の増強を必要とする場合には、可搬ポンプ等による舟艇隊の活用を図る。

(2) 林野

林野火災は全般的に、地理的条件が悪く、かつ消防水利は殆んど利用不能な場合が多いため、消火活動は極めて困難であり、人海戦術による場合が多い。

したがって、樹木の切り開き及び防火線設定に必要な装備を有する隊員を主体とし、打消し、迎火等の消火手段によるものとし、利用可能な範囲において消防ポンプを活用するとともに、空中消火の効果的な実施を図る。

(3) 危険区域

木造建設物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機せしめて、風位の変化等による不測の事態に備える。

10 特殊火災消防活動

(1) 危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

(2) 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講ずる。

第7 警備対策の実施

1 防犯活動への協力

風水害等自然災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、警察、消防組織等と連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

(1) 巡回パトロール

自主防災組織、消防団は、警察と連携し、放火・窃盗・性犯罪その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

(2) 防犯活動への協力要請等

総括部（危機管理課）は、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第8 孤立集落における災害応急対策

災害時に孤立集落が発生した場合、直ちに孤立状態の解消に取り組むとともに、孤立集落が必要とする支援を実施する。

1 孤立集落発生状況の把握

市は、道路の寸断や港湾等の損壊等による孤立集落について、早期解消の必要があることから、所管する道路や港湾等のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無についても把握するものとする。

2 孤立集落発生時の対応

市は、速やかに孤立状態を解消するため、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第27節「交通施設の災害応急対策」に示す道路啓開等に取り組む。

また、市は、陸路や海路、ヘリコプターや無人航空機等による空路といったあらゆる手段を利用して輸送手段を確保し、飲料水、食料及び医薬品等の緊急輸送その他の孤立集落が必要とする支援を実施する。

第9 救出活動

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、市、警察、宗像地区消防本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

なお、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、職員の健康管理等を徹底する。

1 行方不明者名簿の作成

総務対策班は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の搜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

※ 資料編 11-1 行方不明者名簿

■行方不明者名簿

- 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察及び消防本部にも提供する。

2 救助活動の実施

(1) 救助活動

消防団は、消防本部と連携して救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

また、市長は災害の規模、状況等に応じて市職員等を配備する。

救助隊は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等をふまえて、消防本部、警察、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

また、避難行動要支援者支援システム及び避難行動要支援者名簿を活用し、救助活動を実施する。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察に連絡する。

(2) 応援要請

救助活動が困難なときは、警察、隣接消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する。

また、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町の協力又は建設事業者団体等に出動を要請する。

(3) 市民及び事業所等の救助活動

市民及び事業所等は、災害が発生したときは、市防災倉庫・水防倉庫及び自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

なお、消防団及び消防本部等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

(4) 海外からの救援部隊等の受け入れ

海外からの支援の受け入れについては、基本的に国において判断されることから、国と連絡調整を図りながら対応する県と連携し、活動に協力する。

3 救急活動の実施

消防団及び健康福祉班は、消防本部、警察、自主防災組織等と連携・協力して、以下のよう
に救急活動を行う。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察（第1）、市（第2）、自主防災組織（第3）等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、市街の受け入れ可能な医療機関へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第10 医療救護

市及び県等は、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

災害が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達等の初期医療体制を整える。

また、初期医療の医療救護所に対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。

なお、本市が属する宗像保健医療圏において、宗像水光会総合病院が災害拠点病院として指定されている。

1 初動医療体制

(1) 医療救護所の設置

健康福祉班は、以下の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として指定避難所に設置するが、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、医療施設等に設置する。

また、病院等と協力して医療救護所の医療環境を整える。

なお、医療救護所には、医師、看護師、薬剤師のほか、歯科医師や精神科医等を配置し、被災

者への多様な対応が可能な体制の整備に努める。

※ 資料編 11-2 医療救護所開設状況報告

■医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

(2) 医療救護活動

市長及び県知事は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、指定避難所等に派遣する。

ア 医療救護チームの編成

健康福祉班は、多数の傷病者が発生した場合は、宗像医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

宗像医師会は、宗像歯科医師会、宗像薬剤師会と連携し、医療救護チームを編成する。

災害の規模、状況によっては、市外の公立病院その他の応援を要請する。

なお、救護チームには、以下の他に歯科医師や精神科医等も配置する等、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

名称	編成機関	チーム構成	備考
医療救護チーム	宗像医師会	医 師：1～2名 看護師：1～4名 薬剤師：1名 補助員：1名	必要に応じて運転手：1名

イ 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、市長及び知事が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

ウ 連絡指令方式

① 市長は、地区医師会長の協力の下、市医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び広報医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。

② 福岡県医師会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに知事へ連絡する。

③ 県知事は、独自の情報収集、市長からの広域支援要請又は福岡県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。

エ 医療救護活動の実施及び業務

① 医療情報の収集

健康福祉班は、県及び宗像医師会等と連携し、以下の医療情報を収集する。

○ 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況 ○ 医療救護所の設置状況 ○ 医薬品、医療器具等の需給状況 ○ 医療施設、救護所等への交通状況 ○ その他参考となる事項
--

② 要請及び出動

健康福祉班は、必要に応じて、以下のように医療救護チームの派遣を要請する。

災害により多数の傷病者が発生した場合	○ 宗像医師会に医療救護チームの派遣を要請する ○ 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
医療関係者が自ら必要と認めたとき	○ 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

③ 医療救護活動

医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

■災害救助チームの活動内容

○ 傷病者の傷病度合いの判別（トリアージ、トリアージタグの活用※） ○ 傷病者の応急処置 ○ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージタグ※の活用） ○ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力
--

■医療機関の活動内容

○ 被害情報の収集及び伝達 ○ 応需情報（診療可能状況）の報告 ○ 傷病者の検査及びトリアージ ○ 重症患者の後方医療機関への搬送 ○ 傷病者の処置及び治療 ○ 助産救護 ○ 医療救護チーム、医療スタッフの派遣 ○ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

注）トリアージ：災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の重症度と緊急度を判定し、治療や後方搬送の優先順位を決定すること。

トリアージタグ：トリアージ区分の識別表で、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

（注意事項）クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は一見して重症に見えないので注意が必要。

2 後方医療活動

医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療機関に搬送して収容、治療を行う。

(1) 広域後方医療施設の確保

健康福祉班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数をすみやかに把握し、救護所から搬送される重症傷病者を収容できる医療施設を確保する。

また、市内の医療施設では収容が困難な重症傷病者については、市外の受入れ可能な医療機関に収容する。なお、市外への転送が必要な時は、県又は近隣市町村へ協力を要請する。

(2) 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

搬送手段がないときは、住民の協力を得て搬送するか、又は消防、警察、広域後方医療施設へ搬送要請を行う。

なお、統括部（危機管理課）は、交通の状況により医療機関への搬送が救急車等では困難な場合は、県にヘリコプターでの搬送を要請する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬 送 先	搬 送 主 体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、市、自主防災組織等
医療救護所から広域後方医療施設へ	医療救護チームを派遣した機関
医療機関から広域後方医療施設へ	当該医療機関

3 医薬品等の確保

健康福祉班は、医薬品、医療資機材が不足するときは、原則として以下のとおり医療資機材を確保する。

また、市の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、市が調達したもので対応するが、医療救護チームが携行した医薬品を使用した場合、費用は市が実費弁償する。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する。
- 不足する場合は、宗像医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する。
- 入手が困難な場合は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

4 血液製剤の確保

輸血用血液が必要なときは、福岡県赤十字血液センターからの供給を要請する。

また、必要に応じて市民に献血の協力を呼びかける。

第11 飲料水の供給

市は給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

1 方針

災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、指定避難所や病院等災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

宗像地区事務組合は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実

施に努めるものとする。

2 飲料水の確保、供給

(1) 給水需要の調査

宗像地区事務組合は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

(2) 給水活動の準備

宗像地区事務組合は、給水需要に基づき、以下のように給水活動の準備を行う。

■応急給水の目標水量

経過日数	目標水量	市民の運搬距離	給水レベル
3日間	3ℓ/人・日	概ね1km以内	飲料水（生命維持水）
10日	20ℓ/人・日	概ね250m以内	飲料水＋炊事用水＋トイレ用水
21日	100ℓ/人・日	概ね100m以内	上記＋洗濯水＋避難所での入浴
28日	約250ℓ/人・日	概ね10m以内	自宅での洗濯・入浴
29日以降	通水	—	被災前と同水準

■給水活動の準備事項

活動計画作成	○給水方法 ○給水量 ○資機材の準備 ○人員配置 ○広報の内容・方法 ○水質検査等
資機材等の確保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。
応援要請	○ 市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、近隣市町村及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所に応援を要請する。

(3) 給水活動

宗像地区事務組合は、原則として避難所に給水所を設置し、被災者への給水を行う。

なお、給水所は必要に応じて、病院や社会福祉施設等の施設にも設置する。

給水所では、避難所担当職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により給水を行う。

容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

また、給水所の設置場所には、給水所の看板等を掲示する。

市のみでは飲料水の確保、給水等が困難なときは、県、自衛隊、及び近隣市町に応援を要請する。

ア 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地や飲料水兼用耐震性貯水槽から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

イ 井戸の活用

市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、使用前に水質調査を実施し、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

ウ 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

(4) 広報

宗像地区事務組合は、総務対策班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法との広報を行う。

第12 食料の供給

市は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

1 基本的な考え方

- (1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。
- (2) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (3) 当初にあっては、公立学校、幼稚園、保育園、旅館、組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施する。なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、市・県による輸送は原則として行わない。
- (4) (3)による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に(3)による給食に切り替える。
- (5) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。
- (6) (5)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
 - ア 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
 - イ 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- (7) 住民等においては以下のように対応する。
 - ア 2～3日間は、可能な限り、市民自身が備蓄している食料で対応する。
 - イ 市民相互で助け合う。
- (8) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食需要の明確化を図る。

2 食料の確保、供給

(1) 食料供給の対象者等

食料は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により供給する。食料の確保については、食物アレルギーへの配慮に努める。

また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所等に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■災害救助法による食料の給付

区 分	内 容
給付の対象	○ 避難所等に収容された者 ○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者 ○ 市長が、給与が必要と認めた者
給付の方法	○ 炊き出しを行うときは、知事に直ちに災害応急用米穀の供給申請を行う ○ 県知事が指定する者から給与を受ける

(2) 需要の把握方法

統括部（危機管理課）は、食料の需要について、市民対策班からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 避難所等の必要数は、統括部（危機管理課）が把握する。
- 在宅避難者は、自主防災組織等の協力を得て統括部（危機管理課）が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、統括部（危機管理課）が把握する。

(3) 業者からの調達

受援班物的支援受入れ係は、食料の需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、協定締結先から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

(4) 国の米穀等の調達

本部長（市長）は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀等の供給を県に要請する。

米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、九州農政局又は倉庫の責任者から調達する。

なお、手続きは、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領による。

(5) 食料の輸送

受援班物的支援受入れ係は、原則として調達業者又は輸送業者に避難所等の指定地まで食料の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務対策班が市有車両を利用し輸送する。

(6) 食料の配分

食料は、原則として避難所で供給する。

避難所担当職員は、避難者で組織した食料班等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、食物アレルギー等の食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

3 炊き出しの実施、支援

(1) 炊き出しの実施

市民対策班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、以下のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる施設の給食棟・家庭科室、調理室を使用する。

なお、それらの施設や部屋が使用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して炊き出しを行う。

- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第13 生活必需品等の供給

市及び県は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時には速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

1 基本的な考え方

- (1) 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- (2) 当初にあつては、市、県備蓄を放出及び協定業者から調達し、配付する。
協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市・県による輸送は原則として行わない。
- (3) 市民等においては以下のように対応する。
ア 2～3日間は、可能な限り、市民自身が備蓄している生活必需品等で対応する。
イ 市民相互で助け合う。在宅の要配慮者への配送等は地域で対応する。
- (4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、指定避難所別、世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に配給を実施する。
- (5) 外来救援物資（義援物資）の取り扱い
第4章「災害復旧・復興計画」第3節「被災者等の生活再建等の支援」第6「義援金品の受付及び配分等」
- (6) 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

2 生活必需品等の確保、供給

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

その際、市は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して、供給を促すこととし、物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

- (1) 生活必需品等供給の対象者等

生活必需品等供給の対象者及び品目は、以下のとおりとする。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所等に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活必需品等の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（洋服、作業衣、婦人服、子ども服、肌着等）
- 身廻品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁、ガス器具等）
- 食器（茶碗、汁椀、皿、はし等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、バケツ、トイレットペーパー、乾電池等）
- 生理・衛生用品
- その他

■災害救助法による生活必需品等の給与

給与の対象	○ 住家の被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等）を受けた者 ○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ○ 生活必需品等がないため、日常生活を営むことが困難な者
給与の方法	○ 一括購入し、又は備蓄物資から給与・貸与する。
費用の限度額	○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額
給与・貸与期間	○ 災害発生の日から10日以内 ○ 特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て延長できる。

(2) 需要の把握

統括部（危機管理課）は、生活必需品等の需要について、食料と同様に、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮し、市民対策班からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 各避難所等での必要数は、統括部（危機管理課）が把握する。
- 在宅避難者の必要数は、自主防災組織等の協力を得て統括部（危機管理課）が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、統括部（危機管理課）が把握する。

(3) 業者からの調達

受援班物的支援受入れ係は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、協定締結先から生活必需品等を調達する。

(4) 生活必需品等の輸送

受援班物的支援受入れ係は、原則として調達業者又は輸送業者に避難所等の指定地まで食料の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務対策班が市有車両を利用し輸送する。

(5) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資輸送拠点で行う。

(6) 生活必需品等の分配

生活必需品等は、原則として避難所で供給する。

避難所担当職員は、避難者で組織した食料班等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、病弱者等を優先し、公平な配布に留意する。

第14 物資等の受入れ、仕分け等

1 物資の保管、仕分け、在庫管理

受援班物的支援受入れ係は、物資輸送拠点を設置したときは、「第2章 災害予防計画 第3節 効果的な応急活動のための事前対策 第14 災害備蓄物資等の整備・供給 4 生活必需品等の供給体制の整備(4) 物資を避難所等への確に供給する仕組みの構築」のとおり、物資の荷捌き業務や、物資輸送拠点から避難所への配送について、地域に詳しい宅配事業者へ委託して行う。

※ 資料編 11-7 物品の受払簿（物資輸送拠点用）

2 物資等の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

特に、食料品等で常温保存がきかないものは、優先して配布する。

第15 交通対策の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、鉄道事業者及び第七管区海上保安部等は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

1 警察（公安委員会）による交通規制等

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、災害応急対策を行う緊急通行車両等の通行を確保するため必要があると認めるときは、緊急交通路を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 緊急通行車両等の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。
- (3) 緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本章において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

2 道路管理者等による通行の禁止、制限

道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

(1) 情報収集

建設班は、産業班と連携し、警察、第七管区海上保安本部、港湾管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、関係各班に伝達する。

(2) 市道の交通規制

建設班は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。

交通規制に際しては、警察と密接に連絡をとる。

ア 相互連携・協力

警察と連携し、パトロール等を実施して迅速に被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握、相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

イ 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

※ 資料編 11-4 緊急車両以外の車両通行止め標示

ウ 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることによ罹災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防職員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条

(3) 放置車両等の対策

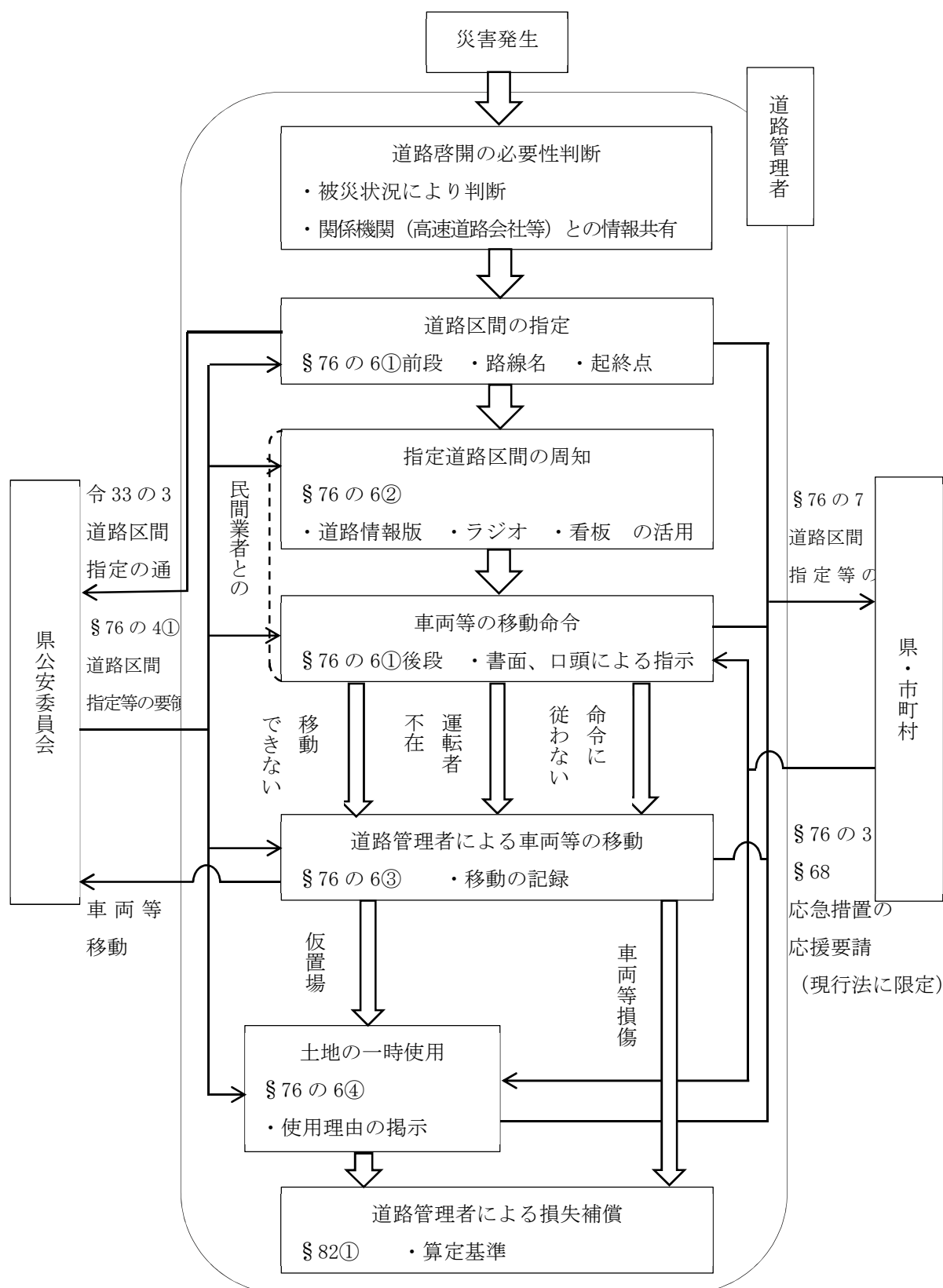
道路管理者は、災害時における放置車両等における放置車両等の取り扱いについて、災害対策基本法に基づき、次の措置を講ずる。

ア 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 道路管理者は、アの措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ 市長は、知事からの指示等があった場合には、すみやかに(1)の措置を実施する。

■参考：基本法に基づく車両等の移動の流れ



※ 明朝体の文言は、法律・政令には位置づけられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項

※ §：災害対策基本法

令：災害対策施行令

(4) 通行の禁止、制限

道路管理者は、道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

また、道路管理者は、警察と連携・協力し、交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について警察へ連絡する。

なお、通行の禁止及び制限を行った場合は、必要に応じて適当な回路等を明示し、一般の交通に支障がないように配慮する。

(3) 海上交通の規制

第七管区海上保安本部は、災害による船舶交通の障害の発生により、付近海域において船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあり危険を防止する必要があると認める場合、若しくは港内において船舶交通の安全のため必要があると認める場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止する措置を講ずる。

産業班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港・港湾施設の使用を制限若しくは禁止し、又は使用等について必要な指導を行う。

また、第七管区海上保安本部と連携し、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

3 道路及び海上交通の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

建設班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧等を行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察と密接に連絡をとる。

(2) 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

市域の該当する緊急輸送道路は、以下のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	一般国道：3号、495号
緊急輸送道路（2次）	主要地方道：宗像玄海線、若宮玄海線、福岡宗像玄海線、宗像篠栗線 一般県道：田島田熊線

なお、災害対応拠点をつなぐために最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路（啓開道路）については、国道3号及び福岡宗像玄海線が指定されている。

(3) 道路の障害物の除去

建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置する等の措置をとる。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(4) 海上輸送路の確保

漁港及び港湾の管理者は、漁港・港湾等の施設を点検し、施設の被害情報を把握するとともに、応急復旧等を行い、海上緊急輸送機能を確保する。

また、県、自衛隊、第七管区海上保安本部等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

第16 緊急輸送の実施

市、県及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両等の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。

市は地域内輸送拠点として、宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかたを開設するとともに、民間事業者との災害時連定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、その周知徹底を図る。

また、県及び市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

1 緊急輸送対策の実施

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

受援班物的支援受入れ係は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、必要に応じて、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。

多数の避難所へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

統括部（危機管理課）は、道路交通の途絶により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■緊急輸送の範囲

段 階	内 容
第1段階	○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

	○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	上記第1段階の続行 ○ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記第2段階の続行 ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品

2 緊急通行車両の確認申請

(1) 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行った場合、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、県知事又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

この緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

総務対策班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両として事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略してすみやかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

※ 資料編 11-3 緊急通行車両事前届出書

※ 資料編 11-5 緊急通行車両通行標章

※ 資料編 11-6 緊急通行車両確認証明書

(3) 緊急通行車両の使用

緊急通行車両として使用するとき、車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

3 輸送車両等の確保

緊急輸送を行うときは、以下のとおり車両等を確保するほか、関係業界団体の協力等によ罹災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

(1) 車両、燃料の調達

建設班は、以下のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。また、災害時における燃料の供給に関する協定に基づき、災害応急対策車両を指定する。市内石油販売業者に災害応急対策車両確認標章を提示し、燃料の優先供給を要請する。

■車両、燃料の調達

区 分	内 容
市有車両の把握	○ 調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 市有車両で対応が困難なときは、輸送業者から借り上げる。
燃料の調達	○ 各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。
災害応急対策車両	○ 市有車両、廃棄物収集運搬車両、し尿収集運搬車両、災害時指定する車両

(2) 配車

建設班は、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。
車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

資料編 2-10 市有車両一覧

(3) 船舶の確保

産業班は総務対策班と連携し、本土と離島を結ぶ緊急輸送において、市営渡船を確保する。
また、必要に応じて海上タクシー等を活用する。

(4) 県への要請依頼

統括部（危機管理課）は、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、以下の事項を明示してヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員、物資品名、輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

4 物資輸送拠点の設置

受援班物的支援受入れ係は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて「本章第1節 活動体制の確立 第4 災害対策本部の運営 ■宗像市防災拠点機能」のとおり、物資輸送拠点として宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかたを開設する。

5 臨時ヘリポートの設置

総括部（危機管理課）は、産業班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

※ 資料編 2-7 災害時における臨時ヘリポート

6 救助法で定める基準

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索

カ 遺体の処理（埋葬を除く。）

キ 救済用物資の整理配分

(2) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(3) 輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第17 保健衛生、防疫、環境対策

市及び県は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化防止のため、迅速かつ的確な防疫活動等を行い、衛生状態を保持するとともに、健康相談等を行い被災者の心身の安定を図る。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

1 保健衛生

(1) 被災者の健康と衛生状態の管理

宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。健康福祉班は、この活動に協力する。

ア 生活環境の整備、確認

宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

イ 健康状況の把握

宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

健康福祉班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所や宗像医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

ウ 相談・指導

宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、健康福祉班と協力して巡回相談等の場で必要な指導を行う。

特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

エ 医療の確保

宗像医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努めるとともに、県保健医療調整本部を通じて広域の支援体制を確立する。

(2) 個別疾病対策

健康福祉班、宗像医師会は、県保健医療調整本部と連携して、専門医療が必要となる人工透析、

難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

ア 透析患者への対応

宗像医師会は、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、県透析医会及び県保健医療調整本部等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料等の供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

健康福祉班は、宗像医師会等と連携して、透析患者へ利用可能な医療機関等の情報提供に努める。

イ 在宅難病患者への対応

健康福祉班は、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援のため、県保健医療調整本部、関係機関等と連携し、保健活動を行うとともに、在宅難病患者の搬送及び救護について、宗像医師会及び医療機関等と連携し、適切に対応する。

ウ 在宅人工呼吸器使用者への対応

健康福祉班は、避難行動要支援者名簿等により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、宗像医師会、県保健医療調整本部等と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、市による支援が困難な場合は、県へ支援を要請する。

エ 周産期母子への対応

健康福祉班は、妊産婦や新生児の安否及び体調等を確認し、県保健医療調整本部と連携・協力して、周産期母子医療センター（県指定又は認定）等と情報共有を図り、周産期母子の健康を守るとともに、避難生活によるストレスの軽減等に向けた支援を行う。

また、周産期母子医療センターへの搬送が必要な際は、宗像医師会及び周産期母子医療センター等と連携し対応するとともに、必要に応じて、県へ支援を要請する。

(3) 心のケア対策

健康福祉班は、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者のPTSD（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安への対策を行う。

なお、生活環境の変化によって女性が抱える不安や悩み、ストレス、男性の精神面での孤立（他人に弱音を吐くことを避ける傾向があるため）等についても配慮する。

そのため、男女共同参画の視点に基づき、メンタルヘルスケアに係る相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫する。

■活動内容

- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談等の相談業務

を行う。

(4) 愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所等に行き添うすることで、指定避難所等の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。

市民対策班は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。

また、市及び県は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講ずる。

ア 被災地における愛護動物の保護等

市民対策班は、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、県と協力して避難所における適正な飼育について指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。

また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、宗像獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、以下のとおり愛護動物の保護等を行う。

■愛護動物の保護・収容に関する事項

- 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)
- 愛護動物に関する相談の実施等

イ 指定避難所等における動物の適切な飼育

市民対策班は県に協力し、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行う等、指定避難所等の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境維持に努める。

① 各地域の被害状況、指定避難所等での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

② 指定緊急避難場所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整

ウ 飼養動物、危険動物等の管理

市民対策班は、獣医師会等と連携し、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

エ 放浪動物への対応

市民対策班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。

保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。

なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し、必要な措置を講ずる。

2 防疫

(1) 方針

市民対策班及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

また、市民対策班は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、市民対策班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(2) 防疫活動の実施体制

市民対策班は、防疫活動を行うために防疫チームを編成する。

不足するときは、県に応援要請を行う。

■防疫チーム編成

名称	編成機関	1チームの構成人員
防疫チーム	市民対策班 健康福祉班	衛生技術者1名、作業員2～3名、事務1名

(3) 感染症予防対策に関する広報活動の強化

市民対策班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携し、感染症予防のため、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

(4) 臨時予防接種

市民対策班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指示及び指導により、予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を行う。

(5) 災害防疫業務

ア 防疫活動

市民対策班は、災害の規模に応じて、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導又は指示により、清潔方法・消毒方法の施行やねずみ族、昆虫等駆除の防疫活動を行う。

■災害防疫業務

- 感染症予防対策に関する広報活動の強化
- 消毒の施行
- ねずみ族、昆虫等の駆除
- 生活用水の使用制限及び供給等
- 避難所の衛生管理及び防疫指導
- 臨時予防接種の実施

イ 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動においては、業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用する。
不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

ウ 作業の実施

防疫チームは、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶとき等は、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。

3 家畜防疫

産業班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動への協力を行う。

4 避難所、仮設住宅等の保健衛生

防疫チームは、避難者で組織した環境衛生班・保健班等と協力して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、避難所、仮設住宅等において要配慮者に配慮し保健衛生活動を行う。

(1) 避難所の健康管理

防疫チームは、宗像医師会、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連携し、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・メンタルヘルスクア等の健康管理を行う。

(2) 被災者に対する衛生指導

防疫チームは、被災者に対し、広報等を通じて避難所、仮設住宅等における台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

夏季等の食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所、仮設住宅等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

また、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と協力し、食品調達業者等に食中毒の防止を指導する。

5 環境対策

工場・事業所等の事業者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告するとともに、被害が広がらないよう適切に対応する。

市は、有害物質の漏出等を把握した場合には、すみやかに県へ報告する。

第18 要配慮者の支援

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細やかな支援対策を総合的に講ずる。

また、市は、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

要配慮者のうち、避難行動要支援者は、以下に挙げる者のうち市内に居住し、災害時に自力での避難が困難で特に避難支援を要する者である（入院又は入所している者を除く）。

- 要介護状態区分が要介護3以上の者
- 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が身体障害者程度等級表の1級又は2級に該当する者
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が精神障害者程度等級表の1級に該当する者
- 療育手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が重度（総合判定A）である者
- その他災害時の避難等に際して、支援が必要な者

1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

災害時には、平時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、市民対策班及び健康福祉班は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - ア 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
 - イ 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - ウ 保護者を亡くした児童の里親等への委託
 - エ 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 避難行動要支援者の安全確保、安否確認

(1) 安全確保

健康福祉班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

(2) 安否確認

健康福祉班は、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認は、避難行動要支援者支援システム及び避難行動要支援者名簿の情報を活用し、以下の方法で名簿を作成し、実施する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員・児童委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 宗像・遠賀保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告（業者委託）又は市が名簿により直接確認
- 身体障がい者（世帯）、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、市が名簿により直接確認

3 避難行動要支援者の避難支援

市民対策班及び健康福祉班は、地域住民の避難誘導を行う際には、避難行動要支援者の避難支援について十分に考慮する。

なお、地域住民の避難にあたっては、自主防災組織等がすみやかに地域住民を集団避難させることを原則とする。

4 避難所の要配慮者に対する応急支援

健康福祉班は、避難所担当職員等を通じて、避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

なお、要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災2～3日目からは、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始するよう努める。

■指定避難所の要配慮者への支援内容

項 目	内 容
ケアサービスリストの作成	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具（車椅子、つえ等）の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等
要配慮者専用スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦、食事管理を要する者等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

5 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送

(1) 福祉避難所等の確保

健康福祉班は、必要と認めるときは、要配慮者専用の福祉避難所を確保するとともに、必要に応じて市内福祉施設等に緊急受入れを要請する。

なお、福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から、応急危険度判定を受け使用に差し支えないことを確認した施設において、福祉避難所の開設を行う。

※ 資料編 6-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則としてたたみがある施設）
 - ・福祉避難所として市と協定を締結した福祉施設
- 不足するときは、県と協議し、社会福祉等に特別受け入れ要請
 - ・老人保健施設、老人ホーム、障がい者福祉施設等

(2) 福祉避難所等への移送

健康福祉班は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力

を得て、すみやかに要配慮者を移送する。

この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所等へ避難させることができる。

(3) 福祉避難所の管理・運営

福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(内閣府(防災担当))等に基づき、福祉避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

6 高齢者及び障がい者に係る対策

健康福祉班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の要配慮者に対し、巡回ケアサービスや相談業務等以下の支援を行う。

■要配慮者への支援内容

- 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供
- 指定避難所等において、適温食等高齢者等に適した食事の工夫
- 指定避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制の整備
- 被災した高齢者及び障がい者の生活確保に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速な調達
- 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制の整備
- 指定避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等の必要な措置

7 避難対策

本章第2節「災害応急対策活動」第4「避難対策の実施」に準ずる。

8 生活の場の確保

関係各班は、以下により、要配慮者の生活の場を速やかに確保する。

(1) 応急仮設住宅の建設供与

本章第2節「災害応急対策活動」第22「住宅の確保」に準ずる。

(2) 公営住宅・一般住宅の確保

本章第2節「災害応急対策活動」第22「住宅の確保」に準ずる。

(3) 公的宿泊施設の確保

本章第2節「災害応急対策活動」第22「住宅の確保」に準ずる。

(4) 福祉仮設住宅の供給

建設班は、健康福祉班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、要配慮者向けの福祉仮

設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、以下の点に留意する。

■供給の留意点

- 要配慮者のニーズに応じた住宅使用の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

(5) 福祉仮設住宅での支援

健康福祉班は、関係機関や関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、以下のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談
- 各種行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣
- その他要配慮者向けサービスの実施

9 外国人等の支援対策

(1) 外国人の支援対策

市民対策班は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

市民対策班は、県、警察、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、県と連携し、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を活用した外国語等による災害情報の提供を行う。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

(2) 旅行者への対策

災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関から情報提供の要請があった場合には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、指定避難所等の情報を伝達する。

10 災害対応に携わる者への支援

市は、救助、救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係わる業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員等も参画して、すみやかに実施できるよう災害発生直後から子育て、介護支援を行う。

なお、子育て、介護支援に必要な施設の早期復旧が困難な場合は、避難所や市庁舎等において、緊急対応の場として一時的に利用することを検討する。

第19 安否情報の提供

総務対策班は、市民の安否確認及び情報提供等について、すみやかに対応を行う。

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を回答するよう努める。

回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。県は、市の安否情報の収集に協力する。

1 市・県の役割

- (1) 総務対策班は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。
- (2) 県は、市の安否情報の収集に協力する。ただし、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は市に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

2 市民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難したものを含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

なお、安否情報の照会があった際は、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者台帳等により、市が把握する情報に基づき回答するが、当該回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

また、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

3 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- (1) 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
- (2) 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- (3) 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

4 照会手順

- (1) 照会者は、市に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - イ 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - ウ 照会をする理由
- (2) 照会者は(1)アの事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証

明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

5 提供できる情報

総務対策班は、照会者の分類により、以下の情報を提供する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

- (1) 3の(1)の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- (2) 3の(2)の者 被災者の負傷又は疾病の状況
- (3) 3の(3)の者 被災者について保有している安否情報の有無
- (4) (1)～(3)の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- (5) (1)～(3)の区分にかかわらず、県及び市町村が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

6 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）

第20 遺体搜索、収容及び火葬

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者等の搜索及び遺体の埋葬活動を実施する。

1 遺体の搜索

- (1) 行方不明者の搜索、遺体の身元確認

総務対策班の作成する行方不明者名簿等に基づき、消防本部及び消防団等は、第七管区海上保安本部、警察、自衛隊等と協力して、行方不明者の救出及び搜索を行う。

行方不明者の救出あるいは搜索中に遺体を発見したときは、発見日時、発見場所、発見者等を記録し、可能な限りすみやかに遺体を収容し、医師による診断を行うとともに、警察（警察官）

に届け出る。

発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

(2) 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、以下のように取り扱う。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

(3) 捜索に必要な資機材の整備

総務対策班は、震災被害等により、広範囲な捜索活動や長期的な捜索のための自活等を実施するために必要な資機材を整備し、災害発生時に捜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

- ア 胴付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等捜索用資機材
- イ 強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
- ウ エアーテント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
- エ トランジスターメガホン、拡声器等広報用資機材

2 遺体の処理、検案

(1) 警察

- ア 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届け出を受けたときは、その死因及び身元を明らかにするため、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条に基づき、遺体の調査を行う。
- イ 遺体の調査、身元確認等を実施するに当たっては、医師又は歯科医師の立ち合い、遺体の歯牙の調査その他必要な協力を得て行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関等と密接に連携する。
- ウ 遺体の調査に当たっては、DNA型鑑定資料の採取、指紋の採取、写真撮影等を行い、身元が明らかになったときは、遺体を遺族に引き渡す。
- エ 遺体の受取人がないとき、又は遺体の身元が不明のときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第10条に基づき、市長に引き渡す。なお、身元が不明の遺体を市町村長に引き渡すときは、死亡報告書（死体取扱規則別記様式第3号）に本籍等不明死体調査書（同第4号）を添付して行う。

(2) 市

市民対策班は、市に引き渡された遺体の処理を行う。

■遺体の処理

- 検案（遺体の死因その他医学的検査）
- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 火葬の措置を行うまでの遺体の一時保存

(3) 第七管区海上保安本部

ア 海上において明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届け出を受けた場合は、海上保安庁死体取扱規則に基づき、遺体の見分又は検視を行う。

イ 遺体の見分に当っては、指紋の採取、写真撮影等を行い、見分（検視）終了後、遺族に引き渡す。

ウ 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する死体見分調書等を添えて市長に引き渡す。

(4) 遺体の取り扱いに必要な資機材の整備

市民対策班は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

ア ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材

イ ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

(1) 納棺用品等の確保

市民対策班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

(2) 身元の確認

総務対策班は、行方不明者名簿の確認とともに、警察と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

身元が判明した遺体については、総務対策班に報告する。

(3) 遺体の収容

市民対策班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合においては、遺体安置所へ搬送し、一時安置する。

■遺体安置所の場所

- 被災地に近い寺院に設置する。
- 適当な施設が確保できないときは、指定避難所等へ設置する。

4 遺体の火葬

(1) 埋火葬許可書

市民対策班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

※ 資料編 2-12 近隣火葬場

(2) 火葬の実施

市民対策班は、遺族等が遺体の火葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、以下のように遺体の埋葬を行う。

■埋葬方法

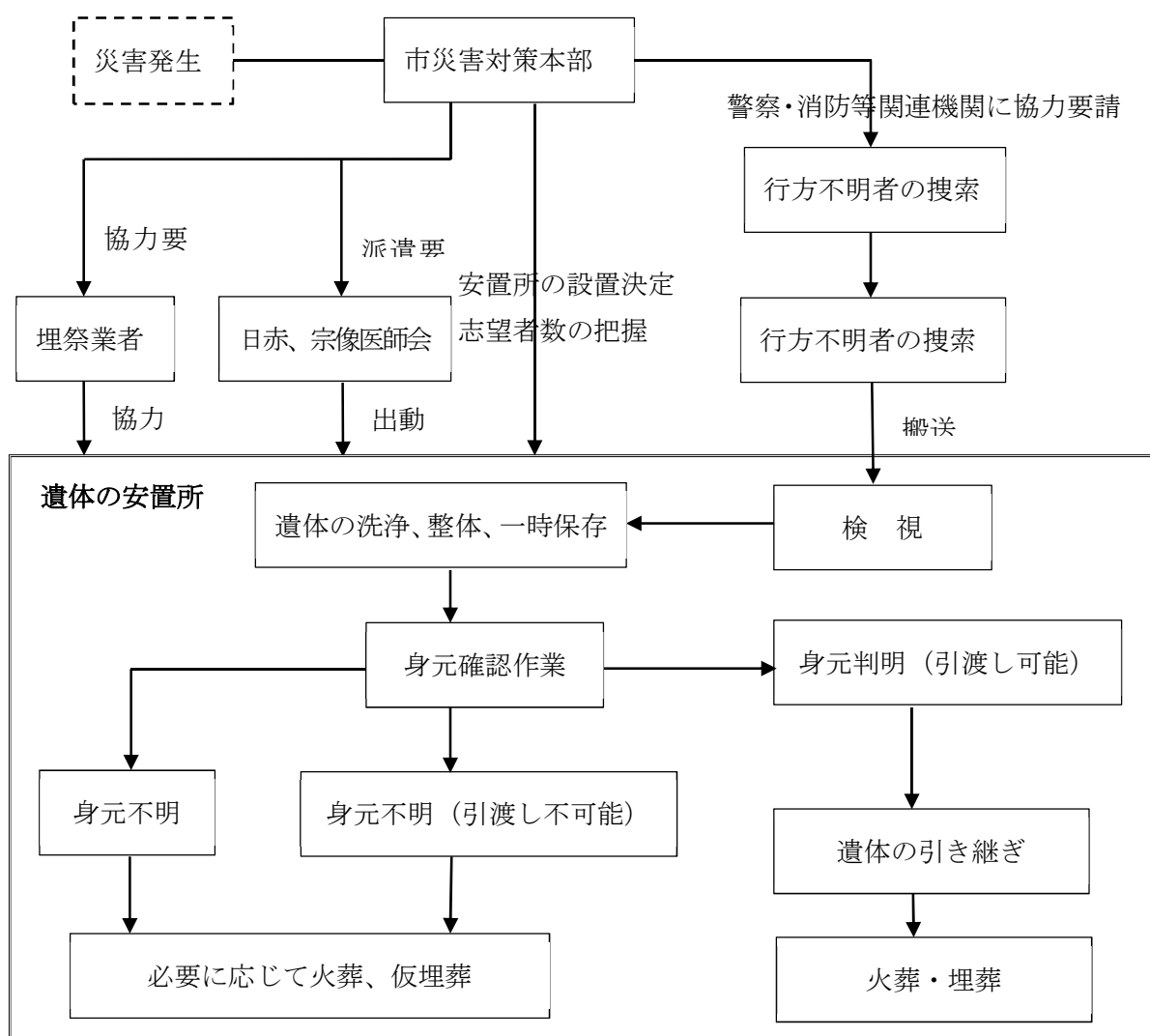
- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣の斎場等に協力を要請する。
- 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。

- 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管し、後に本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- 外国人等の埋葬者の際は、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

なお、災害救助法による遺体の埋葬等は、以下のとおり。

対 象	○ 災害時の混乱の際に死亡したもの ○ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき
埋葬の方法	○ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等について現物給付を持って実施する。
期 間	○ 災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

■行方不明者の搜索、遺体の収容等の基本的な流れ



(3) 火葬の留意点

ア 身元不明の遺体措置

- ① 身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。
- ② 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行

旅死亡人取扱法」に基づき取り扱う。

- ③ 火葬後の遺骨及び遺品については保管を行う。

イ 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、又は火葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存しなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計票
② 火葬費支出関係証拠書類

第21 障害物の除去

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、道路、河川等の障害物の除去を行う。

1 障害物の除去

- (1) 建設班は、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。

その対象は、以下のとおりである。

■住家障害物除去の対象

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力、あるいは原因者の資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去は県が行うが、この場合も必要に応じて市が実施できるものとし、その期間は災害発生日から10日以内とする。（特別基準により延長は可能）

- (2) 建設班は、河川、排水路等の巡視を行い、災害による障害物を除去する。なお、市管理外の河川等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。

市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て除去を実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

2 障害物除去の方法

- (1) 建設班は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し行う。

※ 資料編 6-8 災害時における応急活動に関する協定等

3 除去した障害物の集積場所

- (1) 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第22 文教対策の実施

市は、災害発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置を講ずる。

1 学校教育対策

(1) 事前の措置

ア 災害発生前の事前措置

園長、学校長は、気象情報等による罹災害の発生が予測されるときは、市教育委員会と連携して、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとる。

市教育委員会は、臨時休校や一斉下校等を決定したときは、県教育委員会に報告する。

なお、園長、学校長は、あらかじめPTA等と協議し、緊急時の保護者との連絡方法や登下校時の安全経路、園児、児童、生徒の保護措置等について定めておく。

イ 指定避難所としての事前対策

指定避難所の指定を受けている学校においては、学校長は職員の緊急連絡体制を整え、統括部（危機管理課）及び教育子ども班との連絡調整を行うとともに、避難所指定施設の安全点検を行う。

(2) 応急教育

ア 応急教育の実施責任者

市立学校の応急教育は、市教育委員会が計画し実施する。

イ 応急教育計画の作成とその実施

園長、学校長は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

ウ 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

① 安全の確保

園長、学校長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、園児、児童、生徒の安全を確保する。

また、災害により、幼稚園、学校に危険があるときは、消防団等と連携のうえ、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

※ 資料編 5-7 災害救助法による救助内容

② 下校時の危険防止

園長、学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒等に必要な

注意をする。

気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

③ 保護者への引渡し、保護

園長、学校長は、園児、児童、生徒等を帰宅、下校させることに危険が伴うときは、幼稚園、学校等で保護者に引き渡す。

保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校等で保護する。

④ 安否の確認

教育子ども班は、災害が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。

これにより疎開先に対する照会や園児、児童、生徒への連絡を行う。

⑤ 教職員が被災した場合の措置

災害により教職員に被害が発生した場合、市教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

エ 保育所児童の安全確保、安否確認

① 安全の確保

保育所長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、保育所児童の安全を確保する。

また、災害により保育所に危険があるときは、消防団等と連携のうえ、保育所児童を安全な場所に避難誘導する。

② 保育所児等の保護

保育所長は、保護者の迎えがないときは、保育所等において保育所園児を保護する。

③ 安否の確認

災害救助班は、災害が発生したときは、保育所（園）長を通じて保育所園児及び職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

オ 応急保育

教育子ども班は、保育所長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。

既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。

災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

カ 園長、学校長の措置

① 事前準備

園長、学校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。

② 災害時の体制

(ア) 園長、学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 園長、学校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保する等、万全の体制を確立する。

(ウ) 園長、学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行う等災害状況

と合致するよう速やかに調整する。

(エ) 応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

③ 災害復旧時の体制

(ア) 園長、学校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。

(イ) 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、園長、学校長は関係機関の援助等により処置する。

(ウ) 疎開した児童・生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。

(エ) 災害の推移を把握し、市教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

キ 施設の応急整備

災害により被害を受けた市立学校等の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、以下の要領による。

① 市立学校等が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、市において応急復旧工事を実施する。

② 災害時における代替校舎の確保

園長、学校長は、施設の被害を調査し、教育子ども班と連携し、応急教育の場所を確保する。

■応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室、屋内体育館等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公民館等の公共施設や近隣の学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄りの幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

ク 応急教育の準備

園長、学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行う等授業再開に努め、すみやかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

ケ 教職員の応援

教育子ども班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

① 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、市教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

② 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

(ア) 条例定数の範囲内においてできる限りの補充を行う。

(イ) 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任するよう措置する。

(ウ) 必要に応じて、時間講師の配当を行う。

(エ) 上記(ア)～(ウ)の措置によってもなお補充が十分でないときは、県教育委員会事

務局、県教育センター等に勤務する教職員を臨時に被災学校に派遣するよう措置する。

(3) 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、概ね以下のとおりとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童生徒等へのメンタルケアを行う。なお、スクールカウンセラーの派遣については、必要に応じて被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用するものとする。

■応急教育の内容

学習に関する教育内容	○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 園児、児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ スクールカウンセラー等の専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

(4) 学用品の調達及び給与

教育子ども班は、災害救助法の適用により、以下のとおり学用品等の給与を行う。

■学用品の調達・給与

給与の対象	○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	○ 支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
調達の仕方	○ 教育子ども班は、本部長の指示により指定業者から調達する。
費用の限度	○ 被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

(5) 学校給食の措置

教育子ども班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

■学校給食の留意事項

○ 被害があっても、できうる限り学校給食を継続実施するように努める。 ○ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに給食が実施できるよう努める。 ○ 指定避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。 ○ 感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。

(6) 災害時における環境衛生の確保

災害後の感染症、防疫対策については、園長、学校長は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

(7) 被災児童生徒へのメンタルケア

市教育委員会、園長、学校長、教職員は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

2 文化財の保護

文化財所有者（防火管理を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を教育子ども班に通報する。

市が所有者又は管理する文化財については、教育子ども班がその被害状況の調査し、市域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

第23 住宅の確保

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には市又は県の公共施設等を利用して指定避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

1 空き家住宅の活用

(1) 市は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応する。

ア 公的住宅

市営住宅のほか、県内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、高齢・障がい・求職者支援機構等の所有する空き家

イ 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、市に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

ウ 企業社宅、保養所等

(2) 建設班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等に市営住宅等の空き家情報を提供し、被災者の相談に対応する。

2 応急仮設住宅の建設等

(1) 実施責任者

ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市が行う。

(2) 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

ア 需要の把握

建設班は、統括部（危機管理課）と連携して、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

イ 用地の確保

建設班は、応急仮設住宅の建設用地として定めている、宗像中央公園、日の里第7号公園、自由ヶ丘第11号公園について被災状況を把握し、必要に応じて応急復旧を行い、建設場所を確保する。

※ 資料編 2-11 応急仮設住宅建設候補地

ウ 応急仮設住宅の建設

建設班は、建設業者等の協力を得て、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮し、応急仮設住宅の建設を行う。

① 建設実施の決定

災害救助法適用前	○ 応急仮設住宅の建設は本部長（市長）が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。
災害救助法適用後	○ 災害救助法が適用されたとき、応急仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事が政令で定めるときは、本部長（市長）が行う。

② 建設の実施

災害救助法が適用されたとき、以下の点をふまえて仮設住宅を建設する。

建設の基準	○ 建設の基準は、災害救助法の規定による。 ○ 住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。 ○ 費用は、1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。
建設の実施	○ 仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設の期間	○ 災害発生日から20日以内を目標に着工し、すみやかに完成する。 ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。（特別基準）

③ 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

エ 集会所の設置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

オ 福祉仮設住宅の設置

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上受入れ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

カ 応急仮設住宅の管理

建設班は、応急仮設住宅の管理を行う。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに配慮する。

キ 公営住宅等の確保

建設班は、住宅を失った被災者に対し、市営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家の確保、供給に努める。

ク 応急仮設住宅の入居者選定

① 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、以下のすべての条件に該当する者とする。

なお、建設班は県と協議のうえ、入居者を選定する。

■災害救助法の適用による入居対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※ 被災地における住民登録の有無は問わない

② 入居者の選定

建設班は、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

3 被災住宅の応急修理

(1) 実施責任者

ア 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市が行う。

イ 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市が行う。

(2) 救助法で定める基準

ア 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■対象者

- 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者

イ 応急修理の内容

① 修理範囲は、災害救助法の規定に基づき、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分について実施するにとどめる。

※ 資料編 5-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

② 修理の期間は、災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限

度の期間を延長することができる。(特別基準)

- ③ 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。
- ④ 建設班は、修理を実施する住宅を選定する。
- ⑤ 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

(3) 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構九州支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

統括部（危機管理課）は、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

4 公営住宅の修繕・建設

(1) 市営住宅の修繕・供給促進

建設班は、市営住宅の被害調査を行い、必要度の高い住宅から速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、市が建設し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

5 被災住宅に対する融資

自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資を住宅金融支援機構に申し込むことができる。

(1) 建設の場合

ア 申込みの条件

申込みできる者	下記の条件に当てはまる者 ・ 住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けている者 ※ 住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を受けている場合は、被災住宅の修理が不能又は困難である者 ・ 自分又は罹災した親等が居住するための住宅を建設するもの ・ 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構の定める基準を満たしている者 ・ 日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人の者
融資を受けることができる住宅	融資を受けるためには、建設する住宅が機構の定める基準に適合している必要がある。

イ 借入れの条件

融資限度額	5,500万円※（10万円以上1万円単位） ※ 土地を取得していない場合は4,500万円
融資金利	全期間固定金利 ※ 申込みした時点の融資金利が適用される。

	※ 加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利は異なる。
返済期間	最長 35 年（1 年以上 1 年単位）
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担保（抵当権）	原則として融資の対象となる建物と敷地に機構のための第 1 位順位の抵当権を設定。 ※ 融資額が 300 万円以下の場合は、抵当権の設定は不要となる。
火災保険	融資の対象となる建物には火災保険を付けなければならない。
融資手数料	必要ない。

ウ 申込方法

申込受付期間	原則として、罹災日から 2 年間。ただし、災害の復旧状況によっては、罹災から 2 年を超えて受付期間が設けられる。
申込先	・ 郵送により、機構本店郵送申込係に申込む。 ・ 災害により、近くの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口で申込みできる。

(2) 購入の場合

ア 申込みの条件

申込みできる者	下記の条件に当てはまる者 ・ 住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けている者 ※ 住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書をを受けている場合は、被災住宅の修理が不能又は困難である者 ・ 自分又は罹災した親等が居住するための住宅を建設するもの ・ 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構の定める基準を満たしている者 ・ 日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人の者
融資を受けることができる住宅	融資を受けるためには、購入する住宅が機構の定める基準に適合している必要がある。

イ 借入れの条件

融資限度額	5,500 万円（10 万円以上 1 万円単位）
融資金利	全期間固定金利 ※ 申込みした時点の融資金利が適用される。 ※ 加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利は異なる。
返済期間	最長 35 年（1 年以上 1 年単位）
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担保（抵当権）	原則として融資の対象となる建物と敷地に機構のための第 1 位順位の抵当権を設定。 ※ 融資額が 300 万円以下の場合は、抵当権の設定は不要となる。
火災保険	融資の対象となる建物には火災保険を付けなければならない。
融資手数料	必要ない。

ウ 申込方法

申込受付期間	原則として、罹災日から2年間。ただし、災害の復旧状況によっては、罹災から2年を超えて受付期間が設けられる。
申込先	・ 郵送により、機構本店郵送申込係に申込み。 ・ 災害により、近くの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口で申込みできる。

(3) 補修の場合

ア 申込みの条件

申込みできる者	下記の条件に当てはまる者 ・ 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付されている者 ・ 自分又は罹災した親等が居住するための住宅を補修するもの ・ 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構の定める基準を満たしている者 ・ 日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人の者
融資を受けることができる住宅	融資を受けるためには、補修する住宅が機構の定める基準に適合している必要がある。

イ 借入れの条件

融資限度額	2,500万円（10万円以上1万円単位）
融資金利	全期間固定金利 ※ 申込みした時点の融資金利が適用される。 ※ 加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利は異なる。
返済期間	最長35年（1年以上1年単位）
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担保（抵当権）	原則として融資の対象となる建物と敷地に機構のための第1位順位の抵当権を設定。 ※ 融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要となる。
火災保険	融資の対象となる建物には火災保険を付けなければならない。
融資手数料	必要ない。

ウ 申込方法

申込受付期間	原則として、罹災日から2年間。ただし、災害の復旧状況によっては、罹災から2年を超えて受付期間が設けられる。
申込先	・ 郵送により、機構本店郵送申込係に申込み。 ・ 災害により、近くの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口で申込みできる。

※ 上記融資概要は、令和5年10月現在のものである。融資制度の詳細については、住宅金融支援機構に問い合わせること。また、上記の融資のほか、東日本大震災にかかる融資、事業向け融資もあるので、詳細については住宅金融支援機構に問い合わせること。

第24 災害廃棄物等の処理

市は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については、市が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確認するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等して、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

1 生活ごみの処理

市民対策班は、玄界環境組合と連携し、ごみ処理の体制を確立し、処理計画を策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて市職員が行い、ごみ処理場で焼却又は埋め立てにより処理する。

市のみで収集・処理が困難なときは、県に対し、県内市町村等との広域処理のための支援を求める。

※ 資料編 2-13 ごみ処理処分施設

※ 資料編 6-9 災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定

■留意点

- 市民へごみ処理に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

2 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

市民対策班は、大規模な災害が発生したときは、仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村、県に要請する。

(2) し尿の処理

市民対策班は、宗像地区事務組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、処理施設において処理する。

市のみで収集・処理が困難なときは、県に対し、県内市町村等との広域処理のための支援を求める。

※ 資料編 2-9 し尿処理施設

■留意点

- 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。
- 仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。

- 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。
- し尿処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。
- ※ し尿処理量の算出基準

$$\text{し尿処理量(ℓ)} = \text{避難者数} \times 1 \text{人} 1 \text{日平均排出量} (1.7(\text{ℓ}))$$

3 がれき（災害廃棄物）の処理

(1) 方針

市は、以下の方針によりがれき等の処理を実施することとする。

- ア 災害による建物の消失、流失倒壊等の損壊及び解体により発生するがれき（災害廃棄物）を迅速かつ適正に処理する。
- イ がれき（災害廃棄物）のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
- ウ がれき（災害廃棄物）発生現場での分別を原則とする。
- エ 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- オ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- カ がれき（災害廃棄物）処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- キ アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 47 年法律第 137 号）等の規定に従い適正な処理を進める。
- ク 発生したがれき（災害廃棄物）の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた宗像市災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、がれき（災害廃棄物）の計画的な収集、運搬及び処分を行い、がれき（災害廃棄物）の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、がれき（災害廃棄物）を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。
- ケ 損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(2) がれき（災害廃棄物）処理の実施

ア がれき（災害廃棄物）処理の対象

損壊家屋のがれき（災害廃棄物）は、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、災害の規模に応じて、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、建設班及び市民対策班が収集・処理を行う。

イ 処理体制の決定

市は、がれき等の見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。

市のみでがれき（災害廃棄物）の処理が困難なときは、民間業者の応援を得るとともに、県に対し、県内市町村等との広域処理のための支援を求める。

ウ 処理方法

がれき（災害廃棄物）の処理方法は、以下のとおりである。

■がれき（災害廃棄物）処理の方法

- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所ではがれき（災害廃棄物）の分別を行う。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別により可能な限りリサイクルを行う。
- 施設の処理能力を越えるときは、仮置き場を設けて一時保管する。
- がれき（災害廃棄物）処理では大気汚染等環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。

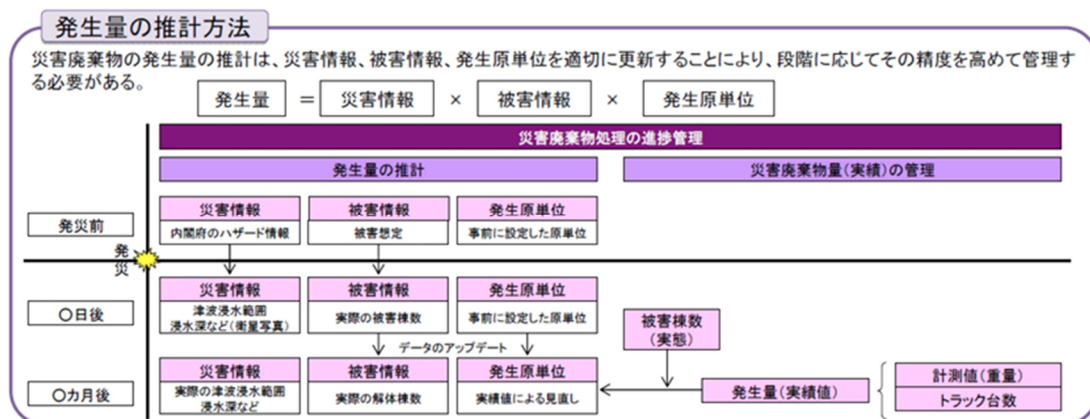
がれき（災害廃棄物）の処理量については、環境省による算定例を参考に被害家屋数より算定する。

■災害廃棄物の発生量の推計例（災害廃棄物対策指針・H26 環境省）

- 災害廃棄物の発生源単位

全 壊：117 トン/棟
 半 壊：23 トン/棟
 床上浸水：4.60 トン/棟
 床下浸水：0.62 トン/棟

注）推計対象地域における住宅・非住宅建物（大規模建物や公共建物を含む）及び公共施設系（インフラ等）の災害廃棄物を含んだ全体の発生量を算出する原単位という特徴を有し、単位は「トン/棟」になるが、単純に建物1棟の解体に伴う発生量を表すものではない。



※ 詳細は、環境省ホームページの「災害廃棄物対策指針」を参照すること。

エ がれき（災害廃棄物）の仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれき（災害廃棄物）の焼却処分、最終処分が困難なときは、仮置場を確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

オ がれき（災害廃棄物）発生現場における分別

原則としてがれき等発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

カ がれき（災害廃棄物）の仮置場への搬入

キ 仮置場の消毒

ク 最終処分場への搬入

ケ 市民等への広報

市民等に対し、がれき等を円滑に推進するため、適切な広報活動を以下のとおり行う。

■がれき等処理の広報活動

- がれき等の収集処理方針の周知
- がれき等の分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

4 道路、河川、港湾等に残る障害物の除去

1～3の対策によっても、道路、河川、港湾等に残る障害物については、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が除去する。

本章第2節「災害応急対策活動」第20「障害物の除去」に準ずる。

5 死亡獣畜の処理

市民対策班、産業班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指示に従い、死亡した獣畜を原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理する。

やむを得ない場合は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と協力し、衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で適切に処理する。

第25 一般通信施設の災害応急対策

災害時において、一般通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信等の確保を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

N T T西日本株式会社、N T Tドコモビジネス株式会社、株式会社N T Tドコモ、K D D I株式会社、ソフトバンク株式会社は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

なお、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置、携帯電話の貸出し
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限

- 非常通話、緊急通話の優先
- 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」、災害用伝言板の提供

2 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第26 電気施設、ガス施設の災害応対策

災害時において、電気、ガス施設等を災害から保護するとともに、速やかに応急復旧を行い、供給機能を維持する。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

1 電気施設

九州電力送配電株式会社は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急復旧対策を行う。

(1) 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

(2) 復旧対策

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食料、衛生対策の手配等

2 ガス施設

西部ガス株式会社は、災害が発生した場合「災害に関する規定」に基づき、応急対策を行う。

なお、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

(1) 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害の防止措置の実施

(2) 復旧対策

復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等の社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- | | |
|------------|--------|
| ○ 復旧計画の策定 | ○ 災害広報 |
| ○ 復旧要員の確保 | ○ 救援要請 |
| ○ 代替熱源等の提供 | |

第27 上水道、下水道施設の災害応急対策

1 上水道施設災害応急対策

宗像地区事務組合は、建設班と協力して、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、すみやかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

宗像地区事務組合及び市民対策班は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 応急対策

水源地、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■応急対策

- | |
|---|
| ○ 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。 |
| ○ 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。 |
| ○ 配水管の破損に対し、区間断水を行う。 |
| ○ 配水管等の被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。 |
| ○ 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。 |

(2) 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

■復旧対策

- | |
|---|
| ○ 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。 |
| ○ 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。 |
| ○ 配水管路は、水源池から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。 |
| ○ 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。 |

2 下水道施設災害応急対策

市民対策班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、すみやかに応急復旧対策を行う。

なお、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

※ 資料編 2-15 下水処理施設

(1) 応急対策

汚水管渠、污水处理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

(2) 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報する。

必要に応じて、民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得て、復旧対策を行う。

第28 交通施設の災害応急対策

道路、鉄道、港湾、空港の管理者は、救助・救急、医療および消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、交通の確保に努める。

1 道路施設

道路管理者は、道路啓開計画に基づき、効率的かつ迅速に道路啓開を行う。

- (1) 道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開、応急復旧等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供する。また、必要に応じて、他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する。
- (2) 災害発生時における救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、被災市町村等、他の道路管理者及び関係機関と連携を図りつつ計画的に道路啓開を実施する。
- (3) 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施する。
- (4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (5) 県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断する。
- (6) 民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。
- (7) 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供する。

- (8) 被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努める。

2 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社）

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障が生ずる事態が発生した場合、防災実施計画に基づき、応急復旧対策を行う。

■鉄道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(1) 駅舎及び駅構内等

駅区長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

(2) 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

(3) 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、又はそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察にすみやかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び市民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

(4) 応急復旧体制

復旧現場本部は対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

3 漁港・港湾・海岸

施設の管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。また、必要に応じて応急復旧工事等を実施する。

また、決壊した箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う

第29 河川、ため池の災害応急対策

(1) 河川

河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握し、その情報を市長に報告するとともに、河川を閉塞しているがれき（災害廃棄物）の撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

(2) ため池

ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の地域住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

また、ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、すみやかに応急対策を行う。

■ため池施設の応急対応

- 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- 人命を守るため、ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。
- 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第30 その他の公共施設の災害応急対策

市役所、宗像ユリックス、公民館、コミュニティ・センター等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第31 土砂災害の応急対策

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、関係機関は、危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

1 市、県及び関係機関相互の情報連絡

(1) 災害原因情報の収集・伝達経路

市は、本節第1「防災気象情報等の伝達」及び第2「被害情報等の収集伝達」を活用し、綿密な連携のもとに災害情報の収集に努め、特に、大雨特別警報・警報・注意報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

(2) 前兆現象（異常現象）の把握

市は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

(3) 降雨状況の把握

市は、降水量分布が様でないので、各危険地域の雨量監視を実施する。

2 警戒体制の確立

市は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域ごとの基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

一般的な警戒体制をとる場合の雨量の目安は、以下のとおりである。

(1) 急斜面崩壊危険地区の場合

ア 第1次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が 100 ミリ以上あった場合で	前日までの連続雨量が 40～100 ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が 50 ミリを越えたとき	当日の日雨量が 80 ミリを越えたとき	当日の日雨量が 100 ミリを越えたとき

- ① 第1次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。
- ② 自主防災組織等の活動を要請する。
- ③ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第2次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が 100 ミリ以上あった場合で	前日までの連続雨量が 40～100 ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が 50 ミリを越え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が 80 ミリを越え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が 100 ミリを越え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき

- ① 第2次体制においては、市民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- ② 必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

※ 資料編 1-6 土砂災害警戒区域等

(2) 土石流発生危険地区の場合（雨量の目安は1に準じる）

ア 第1次警戒体制の場合

- ① 第1次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。
- ② 自主防災組織等の活動を要請する。
- ③ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第2次警戒体制の場合

- ① 第2次体制においては、市民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- ② 必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

※ 資料編 1-6 土砂災害警戒区域等

(3) 他の危険地区の場合

- (1)・(2)を参考にし、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

3 災害発生時の報告

- (1) 市は、土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（北九州市土整備事務所及び砂防課）に報告を行う。
- (2) 市は、上記報告の他、本節第2「被害情報等の収集伝達」により県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。

4 救助活動

(1) 市

市は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。この際次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- ア 被災者の救出
- イ 倒壊家屋の除去
- ウ 流出土砂・岩石の除去
- エ 救助資機材の調達
- オ 関係機関の応援体制

(2) 警察

土砂災害が発生した場合は、市その他の関係機関と連携し、第8「救出活動」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の所要の措置をとる。

(3) 県

市から、救助活動について応援を求められたときは、救助活動を実施するとともに、隣接市町村、陸上自衛隊、その他関係機関に協力を要請し、万全を期する。

第32 二次災害の防止

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、県地域防災計画事故対策編第5編「危険物対策編」の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

2 降雨等に伴う二次災害の防止

市、県（河川管理課・砂防課・建築指導課・都市計画課・農村森林整備課・水・大気環境課）、及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

市は、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して市等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

*アドバイザー制度・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

第33 農林水産施設等の災害応急対策

災害時において農林水産施設の被害の実情を早期に調査し応急復旧を図る。

1 農業用施設応急対策

- (1) かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- (2) 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとる。罹災区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- (3) 特に、ため池については、万一、災害により被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、市、県はこれらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

ア 県の実施する対策

① ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに市町村等から、位置及び被害状況等を把握するための情報を入手する。

② 応急工事が早急に実施できるよう市及び関係機関を指導し、協力する。

イ 市の実施する対策

① ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

② 人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所へ避難させる。

③ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

ウ ため池管理者の実施する対策

① ため池管理者において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、市民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。

② 堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

③ 市が実施する応急対策について協力する。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、農林事務所、普及指導センター、市、農協の指導関係者は、協力して対策技術の指導を行うものとし、必要に応じて県関係課及び農業総合試験場等試験研究機関が指導、援助にあたる。

(2) 稲、麦、大豆の応急措置

ア 再生産用種子の確保

被災農家の再生産に必要な稲、麦及び大豆の種子は応急対策用として九州農政局、米麦品質改善協会、その他関係機関と協力して緊急に確保する。

イ 代作用種子の確保

稲、麦の被災により代作を必要とする場合は、代作用種子を緊急に確保する。

ウ 病虫害防除

病虫害の発生状況を的確に把握し、生産者に対し速やかに情報伝達を行い、適切な防除を指導する。

(3) 果樹の応急措置

ア 干害対策

敷きわら、敷草等により土壌表面の被覆を行い、可能な限り水分の蒸散量を少なくする。また、適正結果（摘果）に努める。しかし、灌水が最も効果があるので、あらゆる手段を講じて実施する。また、熟期に達した果実の収穫を急ぐ。

イ 台風・水害対策

① 台風の襲来直前、概ね熟期に達した果実は早めに収穫する。

② 樹が倒伏した場合早急に起し、裂枝は状況により切り取るか、復元固定する。また、枝葉の損傷が多い場合には、その程度に応じてさらに摘果を行う。

③ 潮風害の発生が懸念される場合には、潮風飛来直後十分散水して塩分を洗い落とす。

④ 土砂崩れ等で埋没したものは土砂を除去し、根腐れ、樹勢の衰弱等を防ぐ。

⑤ 落葉したものは、枝、幹の日焼け防止のため、藁を巻くか、石灰乳を塗布する等の措置を講ずる。

⑥ 襲来前後に薬剤散布等を行い、病害防除を徹底する。

⑦ 冠水した場合は、早急に排水に努めるとともに病害防除を徹底する。

(4) 野菜の応急措置

ア 干害対策

① 冠水を実施する。

② マルチや敷きわら等により土壌の乾燥を抑える。

③ 果菜類では若どりを実施し、草勢の維持を図る。

④ 乾燥すると害虫の発生が多いので害虫予防のための薬剤を散布する。

⑤ 被害の程度によりまき直しや改植を実施する。

イ 水害、台風対策

① 収穫可能なものは早めに収穫する。

② 株元が露出した場合は、排水後、土寄せを実施する。

③ 草勢が弱っている場合は、窒素肥料の葉面散布を行う。

④ 茎葉に付着した土砂を洗浄し、病虫害防除のため薬剤を散布する。

⑤ 被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

(5) 花木の応急対策

ア 干害対策

① 敷きわら、敷草等により土壌の乾燥を抑え、可能な限り灌水を実施する。

② 草勢が弱っている場合は、液肥を灌水に加用する。

③ 被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

イ 水害、台風対策

① 株元が露出した場合は、排水後土寄せを実施する

② 茎葉に付着した汚泥を洗い流し、薬剤を散布する。

③ 圃場周辺に防風施設を設置し、ハウスは補強を行う。

④ 被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

(6) い草の応急措置

ア 干害対策

① 可能な限り灌水を実施する。

② 水量によっては節水灌水を実施する。

イ 冠水害対策

① 排水に努める。

② 長時間浸水、あるいは冠水したものについては清水で洗滌する。

③ 病虫害防除を徹底する。

(7) 茶の応急措置

ア 干害対策

① 敷きわら、敷草等により、土壌水分の保持に努め、可能な限り灌水を実施する。

② 病虫害防除を徹底する。

イ 水害対策

- ① 圃場に滞水しないように、うね内の障害物を除去する等排水に努めるとともに、病害虫防除を徹底する。
 - ② 土壌が流亡して根が露出した場合は、排水後速やかに覆土する。
 - ③ 樹勢が弱っている場合は、尿素の葉面散布を行う。
- (8) 飼料作物応急措置
- ア 干害対策
 - ① 可能な限り灌水を実施する。
 - ② 発芽不良の場合は、被害程度に応じて追播を行うかまき直しを行う。
 - イ 水害対策
 - ① 排水に努める。
 - ② 生育初期の場合、追肥を行い生育の回復を図る。
 - ウ 台風対策

倒伏後の回復の見込みがない時は、高刈りにより、土砂が混入しないように収穫する。

第34 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。

内閣総理大臣により、宗像市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的すみやかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし
1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2） 政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）は、適用しない。 ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。 2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3） 政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。 3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることがで

きる。

4. 廃棄物処理の特例（第86条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第4章 災害復旧・復興計画

- 第 1 節 災害復旧・災害復興の基本方針
- 第 2 節 災害復旧事業の推進
- 第 3 節 被災者等の生活再建等の支援
- 第 4 節 経済復興の支援
- 第 5 節 復興計画

【余 白】

第1節 災害復旧・災害復興の基本方針

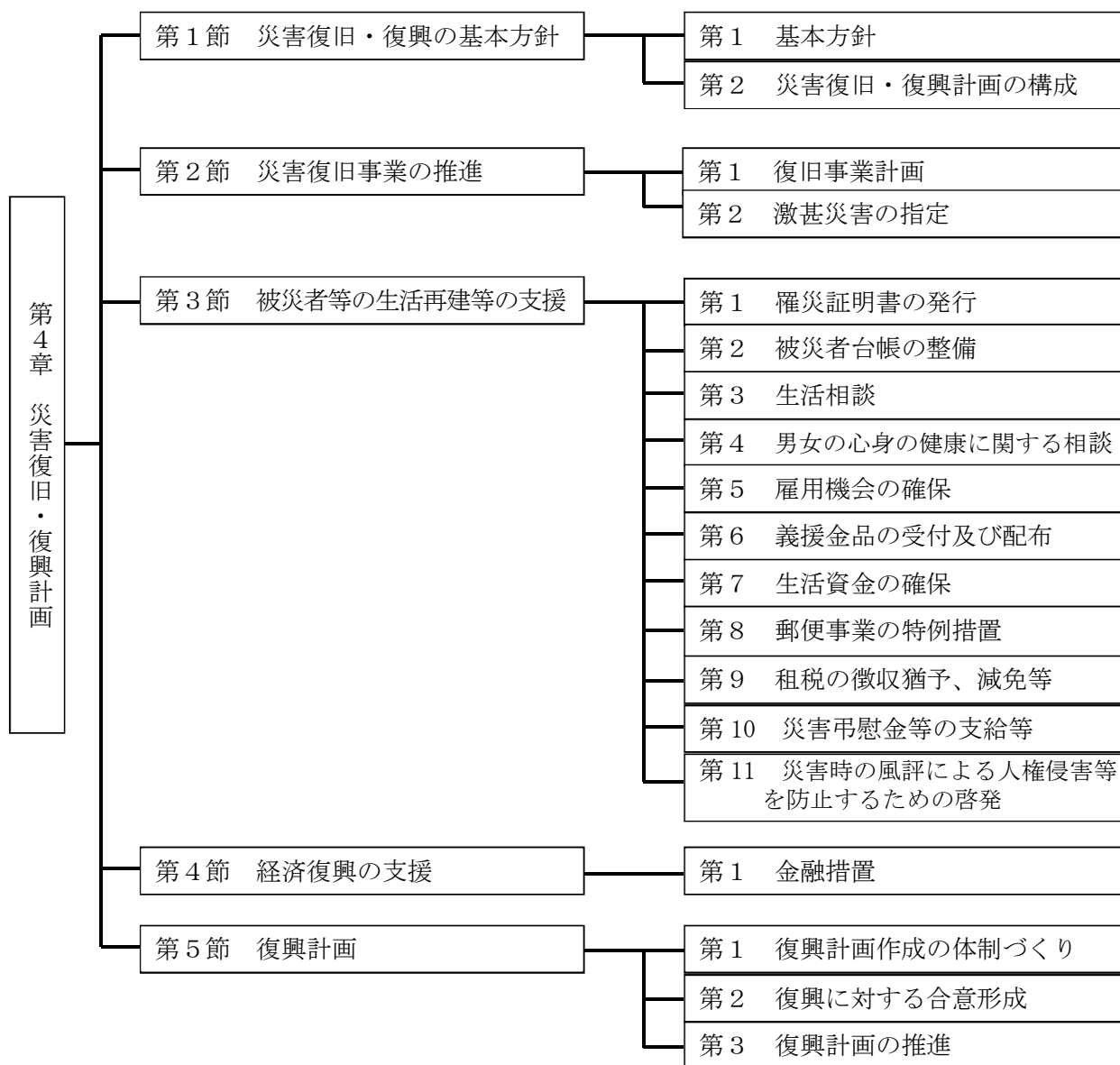
第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像されるところであり、こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、以下に掲げる事項に留意しながら、関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- 1 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 2 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を策定する。
- 3 被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、市及び県が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。
- 4 災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2 災害復旧・復興計画の構成

災害復旧・復興計画の構成は、以下のとおりである。



第3 災害復旧・復興推進本部の設置

災害復旧・復興に関する市政運営の方針及び重要な事務事業の周知並びに復旧・復興に関する情報の交換を行い、全庁的な情報共有を図ることにより災害復旧・復興事業を効果的かつ迅速に推進するため、必要に応じて、災害復旧・復興本部を設置する。

第2節 災害復旧事業の推進

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

県は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

また、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第1 復旧事業計画

被災施設の復旧に当たっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図る。

1 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県又は国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に終了するよう施行の

促進を図る。

- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により事業推進を図っていく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

2 災害復旧事業の推進

市は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、前記の実施要領を基に災害復旧計画を速やかに策定し、以下のとおり迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

■災害復旧事業の種類

種 類	項 目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	○ 河川 ○ 海岸 ○ 砂防設備 ○ 道路、橋梁 ○ 港湾 ○ 漁港 ○ 下水道 ○ 公園 ○ 林地荒廃防止施設 ○ 地すべり防止施設 ○ 急傾斜地崩壊防止施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	○ 農地、農業用施設 ○ 林業用施設 ○ 漁業用施設 ○ 共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	○ 都市計画区域における街路、公園、下水道等 ○ 市街地における土砂堆積等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
公営住宅 災害復旧事業計画	○ 災害公営住宅の建設 ○ 既設公営住宅	公営住宅法
公立文教施設 災害復旧事業計画	○ 公立学校施設 ○ 公立社会教育施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
社会福祉及び児童福祉施設災害復旧	○ 社会福祉施設、児童福祉施設等	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害

種 類	項 目	根拠法
事業計画		者自立支援法、老人福祉法、売春防止法
医療施設 災害復旧事業計画	○ 医療施設	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
公営企業 災害復旧事業計画	○ 病院 ○ 上水道 ○ 簡易水道事業	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 水道法
水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画	○ 水道施設 ○ 廃棄物処理施設	水道法 清掃法

第2 激甚災害の指定

著しく激甚な災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受け、市は、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

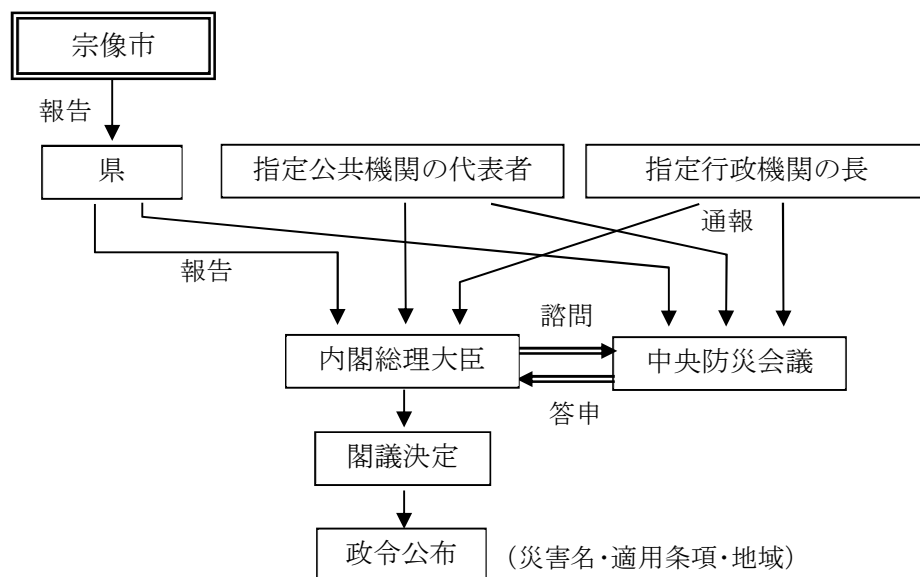
1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助（平成27年5月27日改正より）

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章第3条、第4条)	○ 公共土木施設災害復旧事業、同関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 幼保連携型認定こども園災害復旧事業 ○ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○ 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障がい者支援施設等施設災害復旧事業 ○ 障がい者更生援護施設等災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 特定私立幼稚園災害復旧事業 ○ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（法第7条） ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条） ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条） ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）

助成区分	財政援助を受ける事業等
	○ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条） ○ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成 その他の財政援助及び助成	○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
その他の財政援助及び助成	○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条） ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸し付けの特例（法第20条） ○ 水防資機材費の補助の特例（法第21条） ○ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条） ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例（法第25条）

2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、すみやかにその被害状況等を県に報告する。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興支援センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとし、国〔九州管区行政評価局〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用する等、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるように努める。

市及は、平時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みの整備等に努める。

なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講ずることができるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

第1 罹災証明書等の発行

企画班（火災に起因するものは、宗像地区消防本部）は、被災者から罹災証明書の交付申請があったときは、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し当該災害による被害の程度を証明する書面（「罹災証明書」）を交付する。

住家以外の建物、動産の場合は、本人からの被害届出による「被害届出証明書」を交付することができる。

罹災証明書により証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、以下の事項である。

■罹災証明書等交付の担当及び証明の範囲

担 当	証 明 の 範 囲
企画班	○ 住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊にいたらない（一部損壊）、浸水区分（床上浸水、床下浸水）
宗像地区消防本部	○ 火災に起因するもの

※ 資料編 12-1 罹災証明申請書

※ 資料編 12-2 罹災証明書

※ 資料編 12-3 被害届出証明書

1 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月内閣府（防災担当））を基とした以下の区分とする。

■住家の被害の程度と住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	全壊から準半壊に該当しない住家の被害

2 早期交付のための体制確立

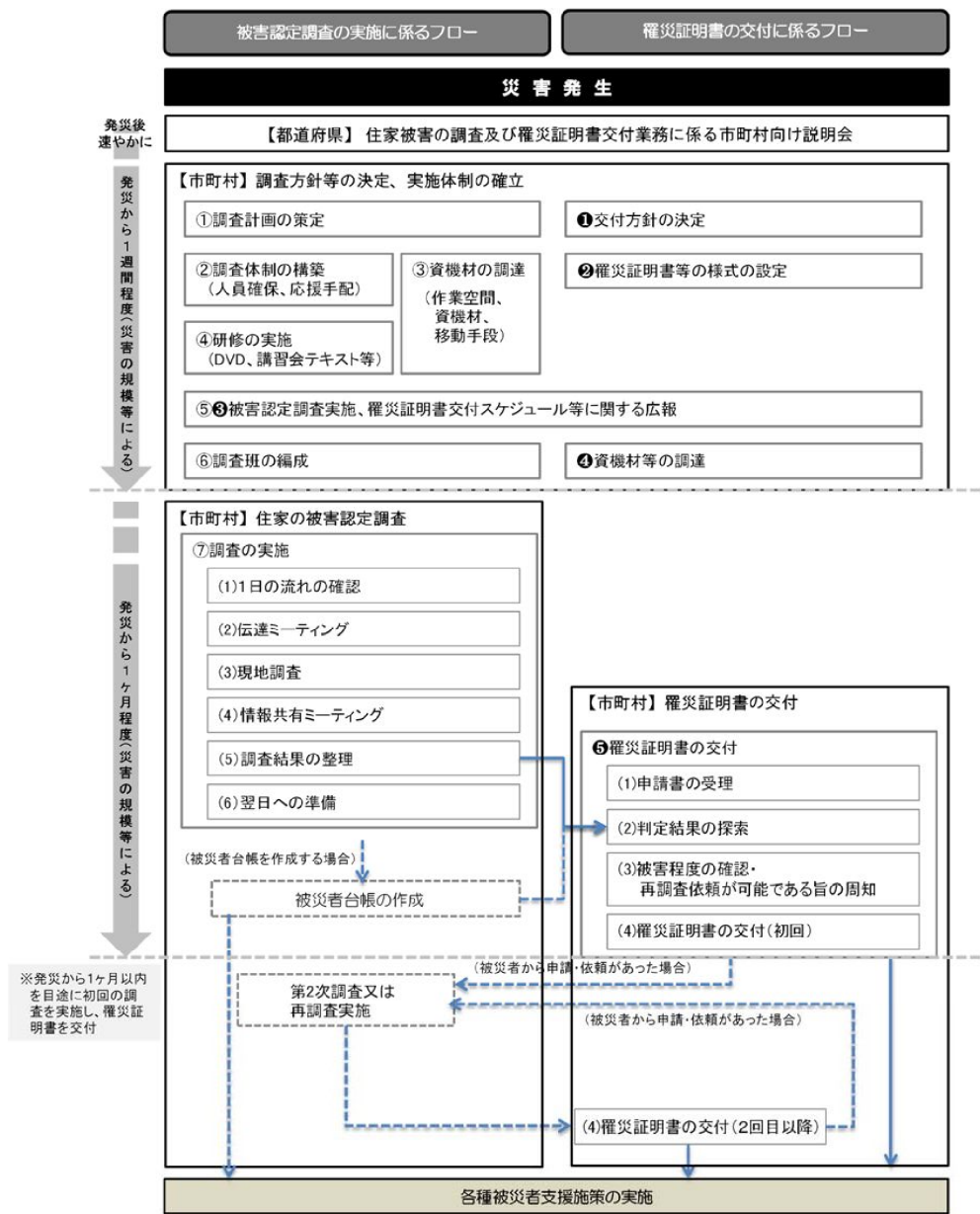
市は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合、又はそのような事態の発生が予想される場合、罹災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努める。

(1) 罹災証明書発行のための事前準備

- ア 発行方針の決定
 - イ 罹災証明書の様式の設定
 - ウ 資機材等の確保
 - エ 申請窓口及び人員の確保
 - オ 罹災証明書発行に関する広報活動 等
- (2) 被害認定調査のための事前準備

- ア 調査計画の策定
- イ 調査体制の構築及び調査班の編成
- ウ 調査用資機材の調達
- エ 職員研修の実施 等

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月 内閣府（防災担当））及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（令和6年5月 内閣府（防災担当））を参考とする。被害認定調査の流れを以下（図）に示す。



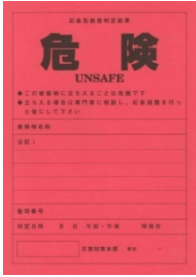
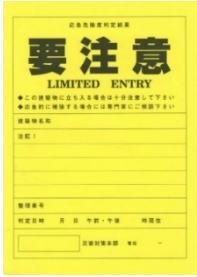
3 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

■住宅に関する各種調査の違い

	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市（県が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士 （行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士 （認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し 二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊、大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

■被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

■被災宅地危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限する等十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

第2 被災者台帳の整備

市は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被災状況や支援状況、要配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

1 記載、記録データ

被災者台帳には、関係法令（災害対策基本法第90条の3、災害対策基本法施行規則第8条の5）に基づき、被災者に関する以下のデータを記載し、又は記録する。

■被災者台帳のデータ項目

- 氏名、生年月日、性別、住所又は居所
- 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先
- 世帯の構成
- 罹災証明書の交付の状況
- 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者が同意している場合には、その提供先。同意した提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号 ※ 個人番号を記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となるので、その取扱いは番号利用法による制限がある。台帳情報提供時は、提供する台帳情報から個人番号を除かなければならない。
- その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 情報の収集

被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

被災台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長のその他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

3 台帳情報の利用

市は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4 台帳情報の提供

市は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。

■台帳情報の提供の条件

- 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 他の地方自治体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

また、本人の同意がある、又は本人に提供する場合、台帳情報の提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を市長に提出する。

■申請者への記載事項

- 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- 提供を受けようとする台帳の範囲
- 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

市は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該被災者の個人番号を除き、当該申請に関する台帳情報を提供する。

第3 生活相談等

総務対策班は、災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、以下に掲げる措置を講ずる。

1 相談所の設置

被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

2 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。

相談窓口では、市の対策だけでなく総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、市は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第4 男女の心身の健康に関する相談

健康福祉班は、災害後、生活環境の変化に伴って生じる女性、男性それぞれが抱える様々な問題（家族との関係の変化による不安やDVの発生、孤立や活力の低下による心身の不調等）に対応するため、指定避難所等において女性の相談員や保健師等を派遣する等、性別や被害の大小にかかわらず、気軽に相談を受けられる体制を整える。

第5 雇用機会の確保

1 計画目標

災害により被害を受けた市民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

また、市、国及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

2 対策

総務対策班は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業のあっせんについて、被災者に情報を提供する。

また、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。

公共職業安定所（ハローワーク福岡東）は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報をすみやかに把握し、以下の措置を行う。

市は、被災者に対し、これらの情報を提供する。

■公共職業安定所（ハローワーク福岡東）の措置

- 公共職業安定所内に、被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施
- 女性の雇用促進

第6 義援金品の受付、配分等

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立するとともに、罹災者にあてに寄託された義援金品の配分、及び市民や企業等が義援品を提供する場合は、以下により行う。

1 義援金品の受付

総務対策班は、義援金品の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金品の配分

総務対策班は、義援金品の配分に関して配分委員会等を設けて、以下の県による配分基準等を参考に配分比率及び配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	10
	半壊半焼世帯	5
	一部損壊世帯	1
	床上浸水世帯	1
義援品	指定避難場所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。 なお、指定避難場所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金品配分委員会における決定は不要とすることができる。	

3 義援金の保管

総務対策班は、義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、受け払い簿を作成して管理・保管する。

第7 生活資金の確保

災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の建て直し、自立助長のために必要となる資金の支給や貸付制度について、市、県及び関係機関は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

1 被災者生活再建支援制度

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な市民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金を支給する。

健康福祉班は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、県に提出する。

■法適用の要件

項 目	要 件
対象となる 自然災害 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象による生じる災害)	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害 ④ 県内で①又は②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害 ⑤ ①又は②に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害 ⑥ ①又は②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害
支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	解体 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

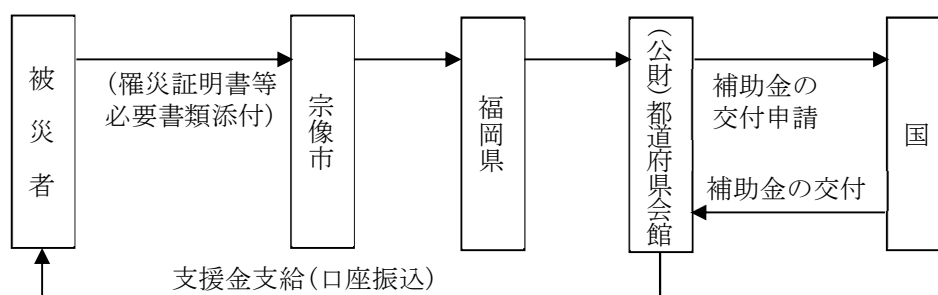
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支 給 額	全壊	200万円	100万円	50万円
	解体			
	長期避難			
	大規模半壊(損害割合40%台)	100万円	50万円	25万円
	中規模半壊(損害割合30%台)			

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で
200
（又は 100）万円

■支援金の支給申請

（申請窓口）	市
（申請時の添付書面）	①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
（申請期間）	①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

■被災者生活再建支援制度のフロー



注) 県では支援金支給に関する事務の全部を(公財)都道府県会館に委託している。

2 生活資金の貸付

(1) 災害援護資金

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸し付けの財源は、国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 をそれぞれ市に、無利子で貸し付ける。

■災害援護資金の内容

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある自然災害		
貸付限度額	1	世帯主の 1 か月以上の負傷	150 万円
	2	家財等の損害	ア 家財の 1/3 以上の損害 150 万円
		イ 住居の半壊	170 万円
		ウ 住居の全壊	250 万円
		エ 住居の全体が滅失又は流出	350 万円
	3	1 と 2 が重複した場合	ア 1 と 2 のアの重複 250 万円
		イ 1 と 2 のイの重複	270 万円
		ウ 1 と 2 のウの重複	350 万円
	4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
		ア 2 のイの場合	250 万円
		イ 2 のウの場合	350 万円
		ウ 3 のイの場合	350 万円
貸付	所得制限	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)

		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。	
	利 率	年3% (据置期間は無利子)	
	据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)	
	償還期間	10年 (据置期間含む)	
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
根拠法令		災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	

(2) 災害救援資金

健康福祉班は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、当該世帯以外の者の身体及び財産に危害を与えるおそれがあるとき、その二次災害防止のために災害復旧に要する災害救援資金を貸し付ける。

※ 資料編 4-8 宗像市災害救援資金貸付条例

※ 資料編 4-9 宗像市災害救援資金貸付条例施行規則

(3) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸し付け対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯が、生活を立て直すために臨時に必要となる経費等について貸し付ける。

なお、災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■資金の種類

- 総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- 福祉資金 (福祉費、緊急小口資金)
- 教育支援資金 (教育支援費、就学支度費)
- 不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

(4) 母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金

県保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭、父子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

保健福祉班は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

要件	○ 母子家庭の母、父子家庭の父で、20歳未満の子どもを扶養している人 ○ かつて母子家庭の母だった人 (寡婦) ○ 配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人
----	--

種類	○ 事業開始	○ 技能習得	○ 修業	○ 特例児童扶養手当
	○ 事業継続	○ 生活	○ 就学支度	(新規貸付無し)
	○ 住宅	○ 転宅	○ 医療介護	
	○ 就職支度	○ 修学	○ 結婚	

第8 郵便事業の特例措置

日本郵便株式会社（福岡郵便局）及び管内郵便局は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■郵便事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便書簡の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除（被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社福岡県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）
- 郵便貯金等の非常取り扱い（災害救助法の適用があった場合）

第9 租税の徴収猶予、減免等

市は、各種法令等に基づき、災害によって被害を受けた市民に対して市民税等の減免等、納税延期及び徴収猶予を行う。

■市税等の減免等の種類、内容

項 目	内 容	
納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、以下の方法により、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。 ○ 災害が広範囲にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。 ○ その他の場合、規則で定める申請書を市長に提出するものとする。	
徴収猶予	災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）	
滞納処分の執行の停止等	災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。	
減免・免除	被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免、課税免除、納入義務の免除等を行う。	
	個人の市民税の減免（個人の県民税を含む）	○ 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	固定資産税の減免（都市計画税を含む）	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について減免を行う。

項 目	内 容	
	国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障害者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。
	特別土地保有税の減免	○ 災害により著しく価値を減じた土地について行う。

■県、国の減免等の種類

制 度 名	窓 口
更生医療身体補装具及び重度身体障害者日常生活用具の自己負担額の減免	県保健福祉環境事務所、市福祉事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	県保健福祉環境事務所、児童相談所、市(区)町村
精神障害者措置入院費の減免	県保健福祉環境事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免及び徴収猶予	県税事務所
国税の減免及び納税猶予	税務署

第10 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

※ 資料編4-10 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例

※ 資料編4-11 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 災害障害見舞金

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例により災害障害見舞金を支給する。

第11 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

総務対策班は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、次の方法を検討し、すみやかに実施する。

■風評対策の広報・啓発

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用リーフレットの作成
- 車内吊り広告
- テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- 市広報誌への掲載
- 講演会等の開催

第12 住宅復興資金等の融資

企画班は、被災者に対し、住宅建設等に関する以下の融資制度の情報提供等を行う。

1 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、自然災害により住宅に被害が生じた被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害復興住宅資金の融資を行う。

2 災害対策資金の融資

市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進し、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資斡旋及び利子補助を行う。

第13 災害公営住宅の建設等

市は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

市は、低所得被災世帯のため、国庫から補助を受け災害公営住宅を整備し、入居させる。
建設班は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

第4節 経済復興の支援

第1 中小企業者への支援

産業班は、県、商工会当の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

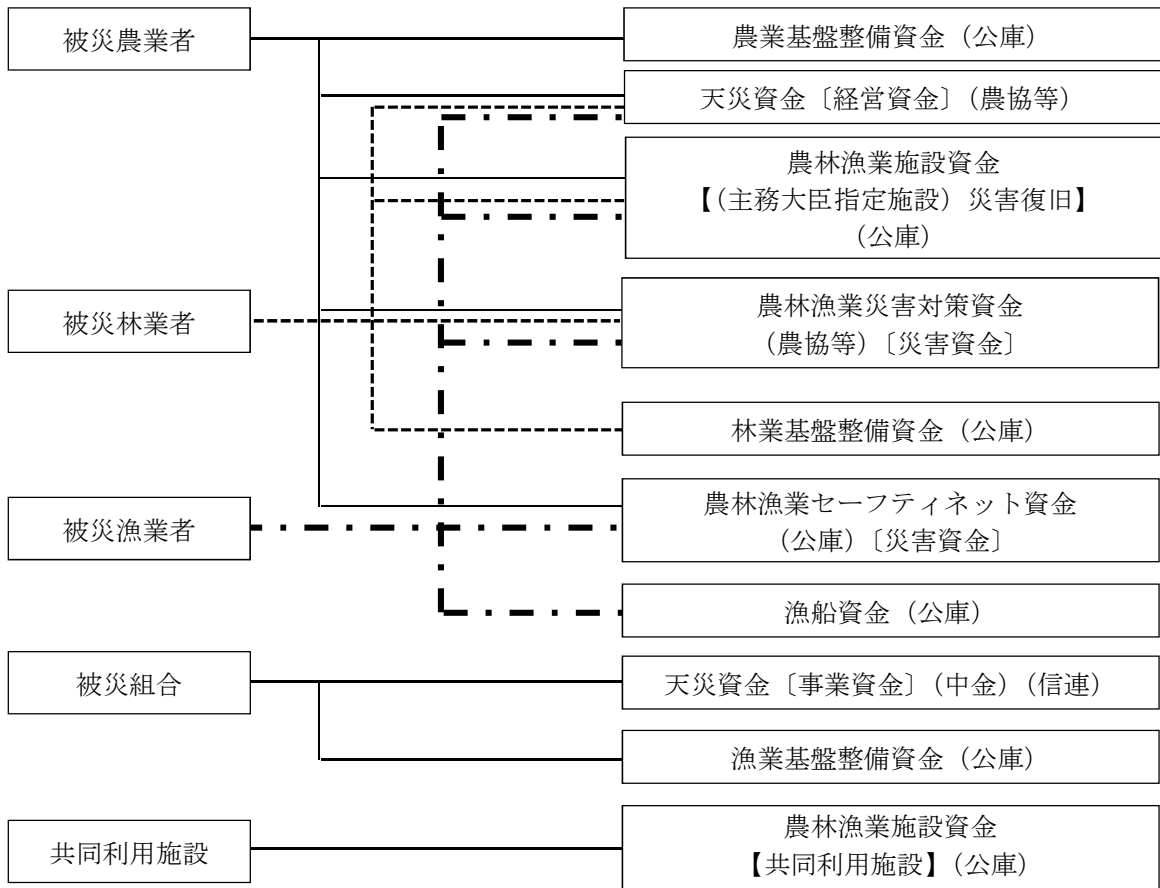
■融資制度の種類

- 福岡県による融資（福岡県中小企業振興資金【緊急経済対策資金】）
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（国民生活事業）による融資
- 株式会社商工組合中央金庫による融資

第2 農林業者への支援

産業班は、県、農業協同組合、漁業協同組合等の協力により、被災した農林漁業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林業関係融資



中金：農林中央金庫
信連：信用漁業協同組合連合会
公庫：日本政策金融公庫

第5節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点による地域の再生を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

また、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場の組織に女性の参画を促進する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

なお、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すのか、あるいは、さらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるとともに、基本方針に基づいて復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携を図る。

また、市民は自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、市は、市民や企業、団体等の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2 復興に対する合意形成

企画班は、復興計画の作成に当たり市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけすみやかに市民の合意を得るように努める。

特に政策、方針の決定過程では、男女共同参画の観点から女性の参画を拡大し、併せて要配慮者の参画を促進する。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の取り組みに配慮する。

■合意形成のための施策

- 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の市民等への意見募集
- 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業であり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民ニーズの変化、科学技術の進展等、復興事業を取り巻く状況の変化を考慮しつつ、できるだけすみやかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や市民生活の再建等、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

1 復興事業の推進

災害復興事業のうち、地域づくりに関する分野の復興は、平時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況等の地域特性に応じた復興計画を策定し、すみやかな事業の実現を図る。

2 復興計画の策定

復興計画の策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

また、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

■計画構成例

○ 基本方針		
○ 基本理念		
○ 基本目標		
○ 施策体系		
○ 復興事業計画等（想定される事業分野・生活）		
①住宅	④教育・文化	⑦都市及び都市基盤
②保健・医療	⑤産業・雇用	⑧その他
③福祉	⑥環境	

宗像市地域防災計画

基本編・風水害対策編

(令和8年6月改正)

編集・発行 宗像市防災会議
事務局 宗像市 総務部 危機管理課

〒811-3492
福岡県宗像市東郷1丁目1番1号
TEL 0940-36-1121
FAX 0940-37-1242